BZ-4-04
*U0059347 *

昭和三十一年度決算検査報告

会計検査院

昭和三十一年度決算検査報告　目次

第一章　総　論……一一
第一節　歳入歳出決算……一一
第一　歳　入……一一
第二　歳　出……一一
第三　国債および借入金……一六
第二節　国庫金および国有財産……一六
第一　国　庫　金……一五
第二　国　有　財　産……一四
第三節　政府関係機関その他の団体……一四
第四節　不当事項および是正事項……一三
第二章　国　の　会　計……一三
第一節　決算の検査確認……一二
第一　一　般　会　計……一二

R
343.8
Ka186k2

国立国会
33.1.16
図書館

U 59347

第二　特別会計……一二
第三　昭和三十年度以前の未確認額の検査確認……一五
第二節　国税収納金整理資金受払計算書の検査完了……一六
第一　国税収納金整理資金……一六
第二　昭和三十年度以前の検査未完了額の検査完了……一六
第三節　決算額と日本銀行証明額との対照……一七
第一　一般会計……一七
第二　特別会計……一七
第四節　予備費の支出に対する国会の承諾……一八
第五節　各所管別の不当事項および是正事項……二一
第一　総理府……二一
（防衛庁）……二二
（一般会計）……二二
不当事項……二三
工事……二三

滑走路工事の予定価格の積算が過大なため工事費が高価と認められるもの〔防衛庁仙台建設部〕（一）……二三
汚水処理場工事の設計にあたり処置当を得ないもの〔防衛庁東京建設部〕（二）……二九
トロリーワイヤー取付工事の施行にあたり処置当を得ないもの〔防衛庁技術研究所〕（三）……三〇
物件……三二
不急の火器部品を購入しているもの〔陸上自衛隊関西地区、武器両補給処〕（四）……三二
水中機器の購入にあたり処置当を得ないもの〔防衛庁調達実施本部〕（五）……三五
特殊工具等の購入にあたり処置当を得ないもの〔同〕（六）……三六
高価な洗かん継棒を購入しているもの〔陸上自衛隊武器補給処〕（七）……三七
火砲部品図の購入にあたり処置当を得ないもの〔防衛庁陸上幕僚監部〕（八）……三九
工具セットの購入価額が高価となっているもの〔防衛庁調達実施本部〕（九）……四〇
えい索巻揚機を高価に購入しているもの〔同〕（一〇）……四三
ローラーコンベアーの検収にあたり処置当を得ないもの〔同〕（一一）……四五
役務……四六
車両整備の実施にあたり処置当を得ないもの〔陸上自衛隊武器補給処〕（一二）……四六
不正行為……四七
職員の不正行為により国に損害を与えたもの〔陸上自衛隊第一管区総監部第一会計隊ほか二箇所〕（一三）……四七

第二　法　務　省……四八
（一　般　会　計）……四八
不　当　事　項……四八
不　正　行　為……四八
職員の不正行為により国に損害を与えたもの〔山形地方法務局〕（一四）……四八
第三　大　蔵　省……四九
（一　般　会　計）……四九
不　当　事　項……五一
租　税……五一
租税払もどしに関し処置当を得ないもの〔関東信越国税局ほか三箇所〕（一五）―（一七）……五一
物　件……五四
機械器具の交換に関し処置当を得ないもの〔関東財務局ほか七箇所〕（一八）―（二二）……五四
物納財産の管理当を得ないもの〔関東財務局ほか一一箇所〕（二三）……五六
解体移築費を控除して売り渡した普通財産に関し処置当を得ないもの〔北九州財務局長崎財務部佐世保出張所〕（二四）……五八

用途を指定して売り渡した普通財産に関し処置当を得ないもの〔関東財務局立川出張所〕（二五）……五八
土地建物等の使用料の徴収処置当を得ないもの〔関東、東海両財務局〕（二六）―（三二）……五九
不　正　行　為……六〇
職員の不正行為により国に損害を与えたもの〔神奈川ほか五税務署〕（三三）―（三五）……六〇
是正させた事項……六一
租　税……六一
青色申告書の提出の承認を取り消させ徴収不足を是正させたもの〔小石川ほか九税務署〕（三六）―（四一）……六一
租税の徴収過不足を是正させたもの〔東京ほか二税関、麹町ほか二六一税務署〕（四二）―（二〇一）……六三
租税の徴収上の過誤を是正させたもの〔麻布ほか二二税務署〕（二〇二）―（二〇九）……六四
第四　文　部　省……六五
（一　般　会　計）……六五
不　当　事　項……六六
物　件……六六
不急の機械のこぎりを購入しているもの〔北海道大学〕（二一〇）……六六
薬品の購入にあたり処置当を得ないもの〔弘前大学〕（二一一）……六七

補助金……六八
公立諸学校施設整備に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの〔北海道ほか五都府県〕(二一二)—(二一九)……六八
第五　厚生省……七〇
(一般会計)……七〇
不当事項……七〇
補助金……七〇
国庫補助金等の経理当を得ないもの〔北海道ほか二六府県〕(二二〇)—(二五一)……七〇
(厚生保険特別会計)……七九
不当事項……八〇
保険……八〇
保険給付の適正を欠いたもの〔北海道ほか二七都府県〕(二五二)—(二七九)……八〇
是正させた事項……八三
保険……八三
健康保険および厚生年金保険保険料の徴収不足を是正させたもの〔北海道ほか二四都府県〕(二八〇)—(三〇四)……八三
第六　農林省……八五

(一般会計)……八六
不当事項……九〇
予算経理……九〇
直轄工事の経理がびん乱しているもの〔農林省信濃川左岸農業水利事業所〕(三〇五)……九〇
工事……九一
直轄工事の施行にあたり処置当を得ないもの〔北海道開発局札幌開発建設部ほか三箇所〕(三〇六)—(三一〇)……九一
代行工事の施行にあたり処置当を得ないもの〔北海道開発局、仙台ほか五農地事務局〕(三一一)—(三五〇)……九三
物件……九七
直轄工事の施行にあたり現地に適合しない機械を導入し不経済となっているもの〔北海道開発局〕(三五一)……九七
補助金……九八
公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの〔北海道ほか三三府県〕(三五二)—(七四五)……九八
公共事業国庫補助工事の計画が当を得ないもの〔北海道、福島県〕(七四六)(七四七)……一〇七
災害復旧事業費の査定額を減額させたもの〔秋田ほか一〇県〕(七四八)—(七五三)……一〇九
国庫補助金の経理当を得ないもの〔北海道ほか三八府県〕(七五四)—(八一五)……一一三
利子補給金の交付当を得ないもの〔北海道ほか三七府県〕(八一六)—(八五六)……一二五
(食糧管理特別会計)……一三四

不当事項……一三六
物件……一三六
アメリカ産とうもろこしの購入契約にあたり処置当を得ないもの〔食糧庁〕(八五七)……一三六
古麻袋の売渡価格の決定当を得ないもの〔兵庫ほか四五食糧事務所〕(八五八)……一三七
是正させた事項……一三八
役務……一三八
食糧の運送賃が過渡となっていたもの〔食糧庁〕(八五九)……一三八
(農業共済再保険特別会計)……一三九
不当事項……一三九
保険……一三九
農業共済保険事業の運営が適切でないもの〔農林省〕(八六〇)—(八九八)……一三九
(開拓者資金融通特別会計)……一四七
不当事項……一四七
その他……一四七
開拓者資金の貸付後の管理当を得ないもの〔仙台ほか四農地事務局〕(八九九)—(九〇四)……一四七

(国有林野事業特別会計)……一四八
不当事項……一四九
物件……一四九
用途を指定して立木を売り渡すにあたり処置当を得ないもの〔旭川営林局士別営林署〕(九〇五)……一四九
役務……一五〇
風害木の輸送契約にあたり処置当を得ないもの〔旭川ほか三営林局〕(九〇六)……一五〇
第七 通商産業省……一五一
(一般会計)……一五一
不当事項……一五一
補助金……一五一
貿易振興に対する国庫補助金の経理当を得ないもの〔通商産業省〕(九〇七)(九〇八)……一五二
試験研究に対する国庫補助金の経理当を得ないもの〔東京通商産業局〕(九〇九)—(九一一)……一五三
中小企業協同組合共同施設等補助金の経理当を得ないもの〔東京ほか四通商産業局〕(九一二)—(九一七)……一五四
その他……一五六
受託調査料が徴収漏れとなっているもの〔工業技術院地質調査所〕(九一八)……一五六
(中小企業信用保険特別会計)……一五七

是正させた事項……一五七
保険……一五七
中小企業信用保険保険金の支払にあたり処置当を得ないもの〔中小企業庁振興部〕(九一九)(九二〇)……一五七
(特別鉱害復旧特別会計)……一五八
是正させた事項……一五八
補助金……一五八
特別鉱害復旧事業費交付金の交付にあたり処置当を得ないもの〔福岡通商産業局鉱害部〕(九二一)……一五八
第八 運輸省……一五九
(一般会計)……一五九
不当事項……一五九
補助金……一六一
公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの〔北海道ほか六府県〕(九二二)—(九二九)……一六一
災害復旧事業費の査定額を減額させたもの〔石川ほか五県〕(九三〇)……一六四
不正行為……一六四
職員の不正行為により国に損害を与えたもの〔福島測候所〕(九三一)……一六四
第九 郵政省……一六五
(郵政事業特別会計)……一六五
不当事項……一六六
その他……一六六
事務機械化の計画が適切でないもの〔郵政省〕(九三二)……一六六
(郵便貯金特別会計)……一六八
(簡易生命保険及郵便年金特別会計)……一六八
(郵政事業特別会計)……一六八
(簡易生命保険及郵便年金特別会計)……一六九
不当事項……一七〇
不正行為……一七〇
職員の不正行為により国に損害を与えたもの〔深川豊洲ほか二八郵便局〕(九三三)—(九五一)……一七〇
第十 労働省……一七五
(一般会計)……一七五
不当事項……一七六
補助金……一七六

失業対策事業費補助金の経理当を得ないもの〔北海道ほか八府県〕(九五二)—(九六一)……一七六
(労働者災害補償保険特別会計)……一七八
不当事項……一七九
保険……一七九
保険給付の適正を欠いたもの〔札幌ほか二二八労働基準監督署〕(九六二)—(九九一)……一七九
是正させた事項……一八一
保険……一八一
労働者災害補償保険保険料等の徴収不足を是正させたもの〔北海道ほか二九労働基準局〕(九九二)—(一〇二一)……一八一
(失業保険特別会計)……一八三
不当事項……一八四
保険……一八四
保険給付の適正を欠いたもの〔札幌公共職業安定所ほか二六八箇所〕(一〇二二)—(一〇五一)……一八五
不正行為……一八七
職員の不正行為により国に損害を与えたもの〔福岡県労働部失業保険課〕(一〇五二)……一八七
是正させた事項……一八七

保険……一八七
失業保険保険料等の徴収不足を是正させたもの〔北海道ほか二九都府県〕(一〇五三)—(一〇八二)……一八八
第十一 建設省……一九〇
(一般会計)……一九〇
不当事項……一九二
補助金……一九二
公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの〔北海道ほか一七都府県〕(一〇八三)—(一一〇三)……一九二
災害復旧事業費の査定額を減額させたもの〔北海道ほか五県〕(一一〇四)……一九八
第六節 会計事務職員に対する検定……二〇〇
第一 出納職員に対する検定……二〇〇
第二 物品管理職員に対する検定……二〇二
第三章 政府関係機関その他の団体の会計……二〇五
第一節 決算の検査完了……二〇五
第一 政府関係機関の会計……二〇五
第二 昭和三十年度検査未完了額の検査完了……二〇六

第二節　各団体別の不当事項……一〇六
第一　日本専売公社……一〇六
第二　日本国有鉄道……一〇八
不当事項……一一二
予算経理……一一二
予算総則に規定した職員の給与総額を超過して給与を支給しているもの〔日本国有鉄道〕(一一〇五)……一一二
工事……一一三
予定価格の積算が過大なためひいて工事費が高価となっているもの〔日本国有鉄道東京電気工事局ほか四箇所〕(一一〇六)―(一一一〇)……一一三
工事の施行が設計と相違するもの〔日本国有鉄道大阪鉄道管理局ほか三箇所〕(一一一一)―(一一一四)……一一三
物件……一一七
予定価格の積算が過大なためひいて購入価額が高価となっているもの〔日本国有鉄道資材局ほか七箇所〕(一一一五)(一一一六)……一一七
資材の調達にあたり購入規格の選定が適切でないため不経済となっているもの〔日本国有鉄道資材局ほか六箇所〕(一一一七)(一一一八)……一三〇
古ボイラーを解体切断したため不経済となっていると認められるもの〔日本国有鉄道鷹取工場〕(一一一九)……一三三

高架下使用料の料金決定が適切でないもの〔日本国有鉄道東京鉄道管理局〕(一一二〇)……一三四
不正行為……一三七
職員の不正行為により日本国有鉄道に損害を与えたもの〔日本国有鉄道青函船舶、静岡両鉄道管理局〕(一一二一)……一三七
第三　日本電信電話公社……一三八
不当事項……一四〇
工事……一四〇
工事の施行にあたり設計が当を得ないため不経済となっているもの〔日本電信電話公社九州、東北両電気通信局〕(一一二二)(一一二三)……一四一
工事の施行にあたり予定価格の積算当を得ないため不経済となっているもの〔日本電信電話公社東海電気通信局〕(一一二四)……一四三
不正行為……一四四
職員の不正行為により日本電信電話公社に損害を与えたもの〔日本電信電話公社東京電気通信局管内墨田地区電話局城東分局ほか四箇所〕(一一二五)―(一一二七)……一四四
第四　国民金融公庫……一四六
第五　住宅金融公庫……一四六

第六　農林漁業金融公庫……二四八
不当事項……二四八
その他……二四九
農林漁業資金の貸付後の管理が不十分なもの〔農林漁業金融公庫〕（一一二八）……二四九
第七　中小企業金融公庫……二五一
第八　北海道開発公庫……二五二
第九　日本開発銀行……二五四
第十　日本輸出入銀行……二五五
第十一　愛知用水公団……二五六
第三節　会計事務職員に対する検定……二五七
第一　出納職員に対する検定……二五七
第二　物品管理職員に対する検定……二五八
第三　予算執行職員等に対する検定……二五九
別表……二六一
第一　租税の徴収過不足を是正させたもの〔大蔵省〕（四二）―（二〇二）……二六一

第二　代行工事の施行にあたり処置当を得ないもの〔農林省〕（三一一）―（三五〇）……二八三
第三　公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの〔同〕（三五一）―（七四五）……二九〇
第四　国庫補助金の経理当を得ないもの〔同〕（七五四）―（八一五）……三三六
第五　利子補給金の交付当を得ないもの〔同〕（八一六）―（八五五）……三四五
第六　農業共済保険事業の運営が適切でないもの〔同〕（八六〇）―（八九八）……三五〇
付表
第一　昭和三十一年度一般会計決算未確認額表……三五九
第二　昭和三十一年度各特別会計決算未確認額表……三六五
第三　既往年度一般会計決算未確認額表……三六七
第四　昭和三十一年度国税収納金整理資金受払計算書検査未完了額表……三六八

第一章　総　論

会計検査院は、日本国憲法第九十条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第二十九条の規定に基き、昭和三十一年度決算検査報告を作成した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、国の財産に関する事項、会計事務職員に対する検定等のほか、会計検査院法その他の法律により検査を行なっているものの検査事項を掲記した。

第一節　歳入歳出決算

昭和三十一年度歳入歳出決算は、三十二年十月二十六日本院においてこれを受領し、その検査を了して三十二年十二月七日内閣に回付した。

一般会計決算額および各特別会計決算額の総計は、左のとおり

	一般会計（百万円）	特別会計（三七）（百万円）	総計（百万円）
歳入	一、二三二、五一三	二、二三一、四七八	三、四六三、九九二
歳出	一、〇六九、二〇四	二、〇〇七、四七三	三、〇七六、六七八
歳入超過	一六三、三〇八	二二四、〇〇五	三八七、三一四

であって、一般会計の歳入超過は千六百三十三億八百余万円に上り、これを前年度の歳入超過千八十二億千七百余万円に比べると五百五十億九千百余万円の増加を示している。

また、各会計間の重複額および前年度剰余金受入等を控除し、純計額を概算するときは、歳入二兆五千九十一億円、歳出二兆二千八百十七億円で、前年度に比べると歳入において二千八百三十五億円、歳出において千百五十七億円の増となっている。

第一　歳　入

昭和三十一年度一般会計の歳入決算額は、前記のとおり一兆二千三百二十五億千三百余万円であるが、収納未済額は九十四億三百余万円で、そのうちおもなものは、公共事業費負担金七十一億八千余万円、病院収入六億六千余万円、弁償及返納金四億七千四百余万円、引継債権整理収入二億六千八百余万円である。いま、一般会計の収納未済額に国税収納金整理資金の取扱分を含めて収納未済額を計算するとその徴収決定済額に対する割合は二・三％に当り、前年度の三・三％に比べ好転している。

各特別会計の収納未済額は百四十億九百余万円で、そのうちおもなものは、食糧管理の食糧売払代で延納を認められているものを除くと、厚生保険二十四億七百余万円、失業保険七億二千六百余万円の保険料収入である。

一般会計および各特別会計の収納未済額に国税収納金整理資金の収納未済額二百十五億百余万円を合計すると四百四十九億千五百余万円であるが、他方、既往年度の収納未済額で本年度においてもなお収納にいたらなかったものが六百二十三億千百余万円に上っており、そのうち大部分を占めるものは国税収納金整理資金の分四百八十億四千五百余万円である。

第二　歳　出

昭和三十一年度一般会計の歳出決算額は、前記のとおり一兆六百九十二億四百余万円であるが、予算執行の結果、予算の翌年度に繰り越された額は四百四十億百余万円で、そのおもなものは、防衛庁および防衛庁施設費二百三十六億六千百余万円、防衛支出金二十二億四千九百余万円、道路事業費二十億二千八百余万円、住宅施設費十九億三千百余万円、公立文教施設整備費補助十四億二千六百余万円、沖縄関係特別措置費十一億円、日本道路公団交付金十億八千八百余万円であり、また、不用となった額は百四十二億九千百余万円で、そのおもなものは、防衛庁および防衛庁施設費六十億四千三百余万円、失業対策事業費補助十三億九百余万円、生活保護費六億二千八百余万円である。

第三　国債および借入金

国債は、昭和三十一年度首現在額五千三十一億二千六百余万円で、これに年度中に戦没者遺族の援護として交

付したものなど十六億五千四百余万円および借換発行したもの二百八十七億六千六百余万円を加え、償還額等五百一億六千三百余万円を控除すると年度末現在額は四千八百三十三億八千四百余万円となり、年度首に比べると百九十七億四千百余万円が減少している。

また、借入金は、年度首現在額八百六十四億六千九百余万円で、年度中に資金運用部の資金から七十一億九千五百万円、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金から十八億円、余剰農産物資金融通特別会計から一億三千九百万円、「農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」によりアメリカ合衆国政府から百四十三億百万円、その他千六百余万円を借り入れたが、日本道路公団の成立に伴い同公団で七十九億三千万円を承継したのと、六十二億三千四百余万円を償還したので、年度末現在額は九百五十七億五千六百余万円となり、年度首に比べると九十二億八千七百余万円が増加している。

なお、融通証券（食糧証券を含む。）および一時借入金は年度末現在額四千百七億四千三百万円で、年度首現在額四千五百六十億七千七百余万円に比べると四百五十三億三千四百余万円が減少している。

第二節　国庫金および国有財産

第一　国庫金

昭和三十二年三月末における日本銀行政府預金勘定残高は、左のとおり

種別	三十二年三月末現在 百万円	三十一年三月末現在 百万円	差引増△減 百万円
当座預金	二一二、三五二	一一八、二六一	九四、〇九〇
一般部	二一〇、九三九	一一五、六〇七	九五、三三一
資金運用部	一、四一三	二、六五四	△一、二四〇
別口預金	一一、三四〇	七、八七六	三、四六三
指定預金	一五、八六一	一四、七六五	一、〇九六
小額紙幣引換準備預金	〇	〇	〇
計	二三九、五五四	一四〇、九〇四	九八、六五〇

であって、これを前年同期に比べると、当座預金が著しく増加している。

第二　国有財産

昭和三十一年度国有財産増減及び現在額総計算書における年度末国有財産現在額は二兆二百九十一億七千二百余万円であって、前年度末現在額一兆九千二百五十三億五百余万円に比べると千三十八億六千六百余万円の増を示している。

右は、年度中における増加額が行政財産において千百十八億二千六百余万円、普通財産において二千二百六十四億五千四百余万円計三千三百八十二億八千百余万円あり、他方、減少額が行政財産において三百五十五億三千七百余万円、普通財産において千九百八十八億七千七百余万円計二千三百四十四億千四百余万円あったためであ

る。

いま、その増減のおもなものを示すと、増において船舶、航空機等の寄付二百八十三億九千百余万円、地方債証券による代物弁済百七十六億三千八百余万円、出資百七十一億三千九百余万円、土地、建物、航空機等の購入百十六億八千三百余万円、建物新築百十五億六千五百余万円、航空機等の新規登載百四億七千六百余万円等があり、減において機械器具の物品へ編入百三十七億五百余万円、土地、建物、機械器具等の売払九十一億六千六百余万円等がある。

また、昭和三十一年度国有財産無償貸付状況総計算書における年度末無償貸付額は五十一億九千九百余万円であって、前年度末の五十一億千四百余万円に比べると八千五百余万円の増を示している。

第三節　政府関係機関その他の団体

会計検査院法その他の法律によって会計の検査を行なったものは、政府関係機関一〇、国が資本金の二分の一以上を出資している法人の会計および法律によりとくに会計検査院の検査に付するものと定められた会計三七のほか、国から国庫補助を受けている都道府県、市町村、各種組合等の会計である。

第四節　不当事項および是正事項

本院において、昭和三十一年十二月から三十二年十一月までの間に、国および政府関係機関等の歳入、歳出等に関する計算書および証拠書類を検査したものは十四万七千余冊、四千三百余万枚である。

会計検査に伴い関係者に対し質問を発したものは一万余件である。

このようにして検査した結果、ここに不当事項および是正させた事項として記載するものを所管別、政府関係機関別にあげると

所管または政府関係機関	租税	予算経理	工事	物件	役務	保険	補助金	不正行為	その他	計
総理府	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
法務省										
大蔵省	一七七（一七四）			一五		五三（一二五）	三二			八五（一二五）
文部省				二			八			一〇
厚生省										
農林省		一	四五	四	二（一）	三九	五〇五		六	六〇二（一）
通商産業省						二（一）	一二（一）		一	一五（一）
運輸省							九	一		一〇
郵政省								一九	一	二〇
労働省						一二〇（六〇）	一〇	二		一三一（六〇）

所管または政府関係機関	租税	予算経理	工事	物件役務保険	補助金	不正行為	その他	計
建設省	件	件	件	件	件	件	件	件
日本国有鉄道		一	九	六		一		一七
日本電信電話公社			三			三		六
農林漁業金融公庫							一	一
計	一七七（一七四）	二	六〇	三五（一）	二一四（八七）	五九八（一）	三〇	九	一、一二八（二六三）

備考　(ア)　件数は本検査報告の番号の数による。
(イ)　（　）内の件数は是正させた事項の件数をうち書したものである。

であって、合計一、一二八件その批難金額概計二十五億円に上っている。

これを前年度の二、一八五件六十六億円に比べると件数および金額は減少しているが、なお国および政府関係機関の会計においてこのように不当な経理の多いことは遺憾に堪えないところである。

前年度に比べて件数が減少したのは、租税について掲記の取扱を変更したことによるものもあるが、主として補助金および農業共済保険において減少したためであり、批難金額の減少も主としてこれらの部門における減少によるものである。

補助金における批難の件数、金額の減少は、農業共済保険事業におけるそれと同様、災害が比較的少なかったこともその一因と認められるが、他方、関係当局における補助金交付後の指導監督が強化され、事業主体の自覚等と相まって補助金の経理については漸次改善の跡が認められる。しかしながら、なお、事業主体において正当な自己負担をしていないもの、補助の趣旨にそった事業を実施していないものなどの事例がとくに農林省所管の補助金において依然として少なくない状況である。国の予算のうちに占める補助金の比率を考慮するとき、その経理についてはとくに厳正な執行が肝要と認められる。

検査の結果、予算の執行についてとくに留意を要するものとして、右のほか経費予算の非効率的な使用および保険事業に関する不適正な経理がある。

工事の施行や物件の調達等において、経費予算が効率的に使用されないため不経済な結果となったと認められる事例は毎年多数これを指摘して改善を求めてきたところであるが、本年度においても、工事施行の実態や現地の実情または物件の製作もしくは取引の実情や購入品の内容についての調査検討が不十分なため、過大な予定価格を積算して工事費または購入価額の増加をきたしていると認められるものや不経済となっているものなどが少なくなく、また、請負工事や納入物品に対する検収が不十分なため設計や契約規格と異なる工事や納品に対しそのまま代金を支払っている事例も依然として少なくない。経費予算の効率的使用の面において、このように改善の跡が十分でないことは遺憾であり、今後一段の留意が必要と認められる。

つぎに、国が特別会計を設けて経営する各保険事業のうち、従来不当な事項のとくに多かった農業共済保険事業において批難の件数および金額は前年度に比べ減少しているが、これは主として共済金支払の対象となる災害

が減少したためであって、検査の結果は共済掛金の徴収、共済金の支払および保険金の基礎となる被害の評価等において著しく適切を欠いているものがあり改善の跡は認められない。また、その他の健康保険、労働者災害補償保険、失業保険等の保険事業において受給資格のない者に保険金を支払ったり、保険料算定の基礎資料の調査が不十分なため保険料の徴収不足となっていたものがなお少なくない状況である。そのうちには当局における改善への努力が認められるものもあるが、保険事業の経理の対象はきわめて広範囲にわたっており、その一部について検査した結果このように遺憾な事例が見受けられたものであって、保険事業の経理の適正を期するためには、なお一層の留意が必要と認められる。

第二章　国の会計

第一節　決算の検査確認

第一　一般会計

	決算額	同上のうち未確認額
歳入	一、二三二、五一三、八六三、一二一・一五円	一〇〇、七五〇、五五三円
歳出	一、〇六九、二〇四、八八六、〇七八・四二	一〇、九六三、三九〇、四〇三

右決算額は、未確認額を除いてこれを検査確認した。未確認額の内訳は

事由	歳入	歳出
	円	円
前金払の精算未了		二、二二六、七三八、九一一
概算払の精算未了		五、五二二、一〇四、二六八
質問に対する回答未済		一二三、二一六、七九三
証明済調査中		二、四六一、〇四四、六〇六
回答済調査中	一〇〇、一一六、五五三	六二六、四六六、三八二
犯罪に関し調査中	六三四、〇〇〇	三、八一九、四四三
計	一〇〇、七五〇、五五三	一〇、九六三、三九〇、四〇三

であり、その各科目の金額は付表第一のとおりである。

第二　特別会計

所管および会計名	決算額 歳入 円	決算額 歳出 円	同上のうち未確認額 歳入 円	同上のうち未確認額 歳出 円
総理府及び大蔵省				
交付税及び譲与税配付金	一九、四七一、四〇〇、五三一・〇〇	一八、七〇三、〇二七、四〇〇・〇〇		
大蔵省				
造幣	一、八七三、三二八、六三三・〇〇	一、六六五、一〇〇、三〇七・〇〇		
印刷	五、三〇〇、六四一、六四三・〇〇	四、四六八、二九一、七〇七・〇〇		
資金運用部	六三、八〇二、六六八、五九三七	六一、一九二、九一〇、九三七・〇〇		
国債整理基金	四五七、四一一、三三、〇六二、六六八	四四四、六一〇、〇二五、〇三六・〇〇		
貴金属	一五三、三二〇、七八六・〇八	一三五、六七一、九〇〇一・〇〇		
外国為替資金	七、一九一、〇四二、五五三・〇〇	六、六五一、六五三、六六九・〇〇		
産業投資	二六、九五六、六四四、〇四八、五四	一八、四五一、一三、二二四・〇〇		
経済援助資金	四二一、七二一、四七六・〇〇			
余剰農産物資金融通	一五、三五五、一〇四、一六八・〇〇	一二、四四五、二二、五九九・〇〇		
賠償等特殊債務処理	三、一七六、七〇一、九三八・〇〇	一四、五四一、〇五七、六四一・〇〇		
厚生省				
健康勘定	六一、七四七、五八九、六五五・〇〇	五六、八九七、三五五、九三・〇〇		
日雇健康勘定	二、九五〇、五九三、五六五・〇〇	二、八六〇、七七八、九五七・〇〇		
年金勘定	四八、七四九、七六三、四一一・〇〇	七、三三三、六〇四、八四八・〇〇		
船員保険勘定	三、二八九、七四六、八五六・〇〇	三、一八九、九三一、二六一・〇〇	四、九七九・〇〇	
国立病院	四、八五五、一二五、三八〇・〇〇	三、六七九、九二四、四五三・〇〇		
農林省				
食糧管理	八、一七二、七八六、四一六、六七	八、一一九、八二一、九九・〇〇		
農業共済再保険	二四二、二〇七、一六七・〇〇	一九六、五二二、七六二・〇〇		
農業再保険金支払基金	二、四四〇、一三〇、一五九、八六			
農業勘定	九、三四三、一八〇、九二一・〇〇	八、一五〇、四五六、五〇七・〇〇		
畜産勘定	一、五九〇、七八一、五四一・七四	一、五六七、一二五、一五五・〇〇		
森林火災保険勘定	七四、七一四、九六二・〇〇	七三、四六四、六七四・〇〇		
漁船再保険	五二七、八三〇、三五八、八四	九、九四一、二〇八・〇〇		
普通保険勘定	一、五八八、三七〇、四三六・二四	九二一、九六二、一五四・〇〇		
特殊保険勘定	二五〇、八八一、四一〇・〇〇	二八〇、一九〇、九一一・〇〇		
給与保険勘定	一一八、五七五、七四七・〇〇	一一四、一四、五五四・〇〇		
業務勘定	二二、二五六、一三七・〇〇	二二、〇三七、七六一・〇〇		
自作農創設特別措置	一、三六五、九九九、八六二	一、一六三、八七一、三三三・〇〇		
開拓者資金融通	二、一四五、六二、〇四一、二六	二、一四二、六〇六、四七七・〇〇		
国有林野事業	五二、六三〇、四六六、九三三・六二	三八、三六八、二〇九、八〇六・〇〇	二四、五〇〇・〇〇	
米価安定	二、六四九、五一八、三〇六・〇〇	二〇一、二〇六、六一六・〇〇		
中小漁業融資保証保険	六二四、九四〇、七三九・〇〇	一五四、九三六、九五二・〇〇		
通商産業省				

所管および会計名	決算額 歳入	決算額 歳出	同上のうち未確認額 歳入	同上のうち未確認額 歳出
	円	円	円	円
アルコール専売事業	三、三〇四、一九五、七一〇・〇〇	二、六六六、八四六、九九二・〇〇		
輸出保険	四、七四四、七八四、一〇三・〇〇	一七一、五八八、二九九・〇〇		
中小企業信用保険	三、四四五、一九五、九七七・〇〇	八九〇、〇五四、三四九・〇〇		
特別鉱害復旧	七九八、九七六、〇五七・〇〇	七二七、〇七三、六五八・〇〇		
特定物資納付金処理	二、六二一、五〇五、六七六・〇〇	一、五〇五、六五二、四一一・〇〇		
運輸省				
木船再保険	一〇〇、六三七、七〇六・〇〇	八四、八一六、五五五・〇〇		
自動車損害賠償責任再保険				
保険勘定	一、五四四、一五六、六三三・〇〇	三九八、八四四、六四六・〇〇		
保障勘定	八九、〇二一、〇九七・〇〇	四四、〇〇二、〇二三・〇〇		
業務勘定	三九、一八〇、四七四・〇〇	三五、九八九、三九七・〇〇		
郵政省				
郵政事業	一三四、八九一、七八二、一五九・〇〇	一三三、六八九、〇九四、三五七・三三		
郵便貯金	四〇、六八四、三三四、〇〇〇・〇〇	四〇、六八四、三三四、〇〇〇・〇〇		
簡易生命保険及郵便年金				
保険勘定	一〇六、七三三、〇九七、三七九・〇〇	三四、八四〇、四九一、八四四・〇〇		
年金勘定	一、八三二、三三五、三五九・〇〇	五五七、六二〇、九八九・〇〇		
労働省				
労働者災害補償保険	二三、七五二、八一三、二一四・五三	二、八八二、三四〇、六七四・〇〇		
失業保険	三九、七七七、四一八、三三七・〇〇	二七、三七八、八一六、一〇〇・〇〇		
建設省				
特定道路整備事業	四〇三、七三八、五四六・〇〇	三、五二一、九三七・〇〇		
計	二、三二、四七八、八五〇、〇一一・二四	二〇〇七、四七三、七九一、七〇九・三二	六、七九四、五〇〇、〇〇〇	二三三、二九六、四〇二

右各特別会計決算額は、未確認額を除いてこれを検査確認した。未確認額の内訳は

所管会計名	事由	歳入出	金額
厚生省 厚生保険	回答済調査中	歳出	円 四、九九七、九〇〇
厚生省 食糧管理	証明済調査中	歳入	六、七七〇、〇〇〇、〇〇〇
農林省 国有林野事業	回答済調査中	歳入	二二、三〇〇、〇〇〇
農林省 国有林野事業	犯罪に関し調査中	歳入	二、二〇〇、〇〇〇
通商産業省 輸出保険 アルコール専売事業	質問に対する回答未済	歳出	一九一、〇四九、〇〇〇
通商産業省 輸出保険 中小企業信用保険	回答済調査中	歳出	一三、五二〇、〇四五
通商産業省 輸出保険 中小企業信用保険	回答済調査中	歳出	一三、七二九、四五七

であり、その各科目の金額は付表第二のとおりである。

第三　昭和三十年度以前の未確認額の検査確認

昭和三十年度以前の一般会計および各特別会計の歳入歳出決算のうちの未確認額で、なお検査確認するにいたらないものは、付表第三のとおり一般会計分合計一、四七七、六五九、〇三六円であって、その他のものはこれを検査確認した。

第一　国税収納金整理資金受払計算書の検査完了　一六
第二　昭和三十年度以前の検査未完了額の検査完了　一六

第二節　国税収納金整理資金受払計算書の検査完了

第一　国税収納金整理資金

受入	収納済額	九六一、五〇一、五七九、六八七円	同上のうち検査未完了額 九二、二五八、三〇〇円
支払	支払命令済額	一二、六八二、〇六八、四五五	
	歳入組入額	九四七、四六三、〇九九、二三九	六、四二一、七五〇

右受払額は、検査未完了額を除いてこれを検査完了した。検査未完了額の内訳は

事由	受入	支払
質問に対する回答未済	一三、一九三、一二〇円	六、四二一、七五〇円
回答済調査中	七九、〇六五、一八〇	
計	九二、二五八、三〇〇	六、四二一、七五〇

であり、その各科目の金額は付表第四のとおりである。

第二　昭和三十年度以前の検査未完了額の検査完了

昭和三十年度以前の国税収納金整理資金受払額のうち、検査未完了額についてはその後全部検査を完了した。

第三節　決算額と日本銀行証明額との対照

第一　一般会計

決算額と日本銀行証明額とを対照した結果、歳入において左の不符合がある。

歳入決算額	日本銀行証明額	決算額に対する日本銀行証明額の差減
一、二三二、五一三、八六三、一二一・一五円	一、二三二、五一〇、八〇三、一〇三・二九円	三、〇六〇、〇一七・八六円

右は、

出納閉鎖期までに日本銀行に払込未済のもの　四、九八三、一〇五・八六円
三十一年度歳入を三十二年度歳入として誤納したもの　一七、四三三・〇〇

があったため、日本銀行証明額は決算額に対し五、〇〇〇、五三八円八六減となっているが、他方、

三十二年度歳入を三十一年度歳入として誤納したもの　一、五四八、六五七・〇〇円
旧臨時軍事費特別会計所属の歳入金を三十一年度歳入として払い込んだもの　三九一、八六四・〇〇

があったため、日本銀行証明額は決算額に対し一、九四〇、五二一円増となっている結果、差引前記のとおり三、〇六〇、〇一七円八六の差減を生じたものである。

第二　特別会計

決算額と日本銀行証明額とを対照した結果、歳入において左の不符合がある。

所管および会計名	歳入決算額	日本銀行証明額	決算額に対する日本銀行証明額の差増△減	事由
	円	円	円	
大蔵省				
印刷局	五、二〇〇、六四一、六四三・〇〇	五、二〇〇、六二六、二七七・〇〇	△ 一五、三六六・〇〇	出納閉鎖期までに日本銀行に払込未済のもの
厚生省				
厚生保険	二、六七三、六九一、五〇七・〇〇	二、六七三、五六〇、七四七・〇〇	八六九、三四〇・〇〇	前年度において出納閉鎖期までに払込未済であったものを三十一年度において払い込んだもの
国立病院	八、一七三、七八六、四一六、八七	八、一七三、九四四、一六四、八七	一五七、七四八・〇〇	三十二年度歳入を三十一年度歳入として誤納したもの 二五、一九八円〇〇 二十五、二十八両年度において出納閉鎖期までに払込未済であったものを三十一年度において払い込んだもの 二三、五五〇円〇〇
農林省				
開拓者資金融通	二、一四五、六二八、〇四一・二六	二、一四五、六七八、七六一・二六	五〇、七三〇・〇〇	三十二年度歳入を三十一年度歳入として誤納したもの
国有林野事業	五、六三〇、四六五、九二三・六一	五、六二〇、〇一八、五五九・六一	△ 九、四四七、三五四・〇〇	出納閉鎖期までに日本銀行に払込未済のもの

なお、郵政事業特別会計では、他の会計と異なり、その歳入歳出を日本銀行において歳入または歳出として取り扱わないものがあるため、決算額と日本銀行証明額とは符合していない。

第四節　予備費の支出に対する国会の承諾

昭和三十一、三十二両年度における予備費使用決定額で、国会の承諾を受ける手続をとっていないものは三十二年十二月五日現在で左のとおりである。

一、三十一年度分

1　一般会計

所管	使用決定額
	千円
皇室費	三、九六〇
国会	一〇七、七七八
裁判所	一〇五、〇九二
内閣	四、〇五九
総理府	六〇、二八九
法務省	一五三、〇三五
外務省	三九、八一〇

2　特別会計

所管	会計名	使用決定額
		千円
大蔵省	造幣局	二〇、九〇六
厚生省	厚生保険	二三〇、〇〇〇
	日雇健康勘定	五七、一三七
	国立病院	二、八五〇
農林省	森林火災保険	一九二、四七二
	漁船再保険	五一、七二八
	普通保険勘定	五一、〇〇〇
大蔵省	国有林野事業	三六八、〇四五
文部省	中小企業信用保険	二四一、〇〇〇
農林省	木船再保険	五、八四一
運輸省	郵政事業	五〇〇、〇〇〇
労働省	労働者災害補償保険	四七九、三〇〇
建設省	失業保険	七六〇、六三二
計		二、八五八、一八三

二、三十二年度分

1　一般会計

所管	使用決定額 千円
皇室費	三、四八四
国会	七七、九九九
会計検査院	四、一八〇
内閣	六〇、四六八
総理府	二一、七五〇
外務省	二六、七四七
大蔵省	一〇、〇〇九

2　特別会計

所管	会計名	使用決定額 千円
大蔵省	資金運用部	六、九二一
	外国為替資金	二二五、五六三
農林省	食糧管理	七三、七一〇
	漁船再保険	
文部省		七八、〇七七
厚生省		二一九、一〇七
農林省		一、四一八、四二五
運輸省		三五七、七五三
労働省		一四、五二五
建設省		二、二三四、八四五
計		四、五二七、三六九

所管	会計名	使用決定額 千円
	普通保険勘定	一四、八二七
	特殊保険勘定	五八、三〇九
建設省	特定多目的ダム建設工事	一〇〇、〇〇〇
計		四七九、三三〇

第五節　各所管別の不当事項および是正事項

第一　総理府

（防衛庁）

（一般会計）

昭和三十一年度における防衛庁関係の支出済歳出額は九百三十三億三千七百余万円で、二百三十六億六千百余万円を翌年度に繰り越し、六十億四千三百余万円を不用額としている。繰越額の多いのは、器材費関係で規格の決定、仕様書の作成、試作研究、輸入手続等に日数を要したこと、艦船建造費関係で設計、建造に日数を要し、かつ、搭載武器の供与が遅延したこと、また、施設整備費関係で土地の選定および入手ならびに提供施設の返還が遅延したことなどによるものである。

二十八年度計画の新造艦艇甲型警備艦等一六隻については、本年度でその全部の引渡しを了した。当初の建造予算は百二十四億円（国庫債務負担行為を含む。）であるが、搭載武器の供与交渉と基本設計に時日を要し、そのため予算全額を翌年度に繰り越し、二十九年十一月から三十年三月までの間に、船体の建造および搭載主機関等

の購入を八十三億四千七百余万円で契約し、また、二十九年度末から三十一年度の間に搭載武器等の購入契約および船体建造契約の更改を行い、結局、百十三億四千百余万円を支出し、一億六千八百余万円を不用額としている。右甲型警備艦等一六隻は、別途官給すべき搭載主機関の完成が遅延したことおよび供与予定の武器を入手することができなかったことなどによりそのうち一五隻は当初の契約期限内に完成するにいたらず、一部搭載武器は後日に装備することとして一応引渡しを受けている。

工事の施行および物資の調達について検査を実施した結果不当と認めた事項についてみると、整備計画、実施設計等について検討が不十分なまま取り急いで実施に移すことにより発生すると思料されるものが多い。物資の調達は、その要求が年度後半に集中する傾向が見受けられ、取り急いで実施するためか調達の基本である仕様、図面がはなはだしく明確を欠いているものが少なくなく、したがって、推定によって積算しひいて高価なものを調達しているものがあり、また、適正な調達補給を確保するため各幕僚監部とも集計統制機関を設けているが、補給処、部隊における使用実績、在庫数量の記録や報告が事実と相違したり、集計に誤りがあったりして、結局、不急なものを調達する結果となっているのは組織運用上一考を要するところであり、これらについては、調達要求部門である各幕僚監部等と実行に当る調達実施本部との緊密な連絡調整をすること、各幕僚監部部内において十分協力をはかることのほか、その教育、訓練、装備計画等に即応した調達要求をしは行購入とならないよう注意するなど経費の効率的使用に一段の留意を要するものと認められる。

不当事項

工事（一）―（三）

（一）滑走路工事の予定価格の積算が過大なため工事費が高価と認められるもの

（組織）防衛庁　（項）防衛庁施設費

防衛庁仙台建設部で、昭和三十一年九月、指名競争入札後の随意契約により株式会社大林組に八戸飛行場滑走路その他整備工事を六二八、〇〇〇、〇〇〇円で請け負わせ施行しているが、予定価格の積算にあたり、粗細骨材の採取について運賃を高価に計算したり、調査工事で調査した結果を参しゃくすることなく遠距離の場所から採取することとしたり、または建設機械の選定について調査検討が不十分であるなど適切を欠いたため工事費が約三千四百万円高価となっていると認められる。

右工事は、青森県八戸市高館に海上自衛隊八戸航空基地新設のため延長二、二五〇メートルの滑走路およびこれに付帯する誘導路、エプロン等を施設するものであるが、

(1)　粗細骨材、セメント等の予定価格についてみると、

（ア）　コンクリート工事および排水工事の粗細骨材の所要量は砂利五七、〇〇〇立米、砂三六、〇〇〇立米で、

立米当り単価は砂利一、〇八〇円、砂七二〇円となっている。右粗細骨材は、砂利の全量および砂の半量を工事現場から一五キロメートルから二七キロメートルの新井田川、馬渕川流域の石手洗（一五キロメートル）、差波（一七キロメートル）、西母袋子（二一キロメートル）、剣吉（二七キロメートル）の四箇所、砂の半量を現場付近の海岸からそれぞれ採取することとし、前記単価は各採取箇所ごとの単価と運搬予定量との加重平均により算出されているが、砂利所要量を過大に見積っているばかりでなく、砂利、砂とも少なくとも業者は自家用車または借上げトラックを使用して運搬することができるものであるのにすべて外注するものとして高価な運賃の計算を行なっており、また、採取場所および採取見込量についても、工事着手前の調査工事資料によると、砂利は西母袋子で石質良好なものを一〇、〇〇〇立米採取することができることとなっているのに予定価格の積算においてはこれを七、〇〇〇立米とし、砂は石手洗、差波でそれぞれ五、〇〇〇立米採取することができることとなっているのにこれをそれぞれ四、〇〇〇立米とし、残りを遠距離の剣吉から採取することとして計算している。

いま、仮に適正と認められる骨材価格を計算すると予定価格の砂利立米当り一、〇八〇円は九五七円、砂七二〇円は六六八円となり、砂利は一二三円、砂は五二円が高価となっている。

（イ）滑走路、誘導路、エプロン工事の舗装コンクリート五六、八三八立米および排水工事等コンクリート二、二八三立米に使用するセメントの単価はトン当り六、三〇〇円として計算しているが、八戸市には磐城セメント株式会社の工場があり、工事現場までの輸送は通い袋で運搬することができるので、袋詰セメントに比べトン当り三〇〇円低価に入手することができるものと認められる。

（ウ）滑走路、誘導路、エプロンのコンクリート五六、八三八立米の立米当りの目地費は一三三〇円としているが、このうちダウエルバー付膨張目地の積算において特殊な支持金物を使用することとしこの費用を加算しているが、仕様書でとくにこれを指示していないからその要はなく、この加算をしないとすれば右目地費の予定価格一三三〇円は一九〇円となり、四〇円が高価な計算となる。現に、さきに施行したダウエルバー付膨張目地工事に対してはこのような積算をしていない。

いま、仮にそれぞれの単価によって計算するとコンクリート立米当り予定価格四、四七七円から三、四二四円は四、二〇一円から三、二一二円となり、コンクリート五九、一二一立米で一六、一八二、八二一円が高価となっており、排水工事用粗細骨材費の差額を加え計一六、六一〇、〇八一円が高価となっている。

(2) 滑走路、誘導路、エプロンの切盛土工事についてみると、切土量一六五、三六一立米は立米当り一八一円とし二九、九三〇、三四一円が計上されている。この価格計算の基礎となった使用建設機械は、運搬距離六〇メートルまではブルドーザー、六〇〇メートルまではブルドーザーでけん引するスクレーバー、一、六〇〇メートルまではブルドーザー、ショベル、ダンプトラックの組合せとしているものである。しかし、六〇〇メートルから七〇〇メートルまでの間もスクレーバーを使用することが経済的と認められるばかりでなく、

また、スクレーパーの損料を一日六、七五〇円と計算しているが、建設省建設機械貸付損料算定基準によっても一日二、六四〇円となり、予定価格の損料は著しく高価なものとなっている。

いま、仮に六〇メートルから七〇〇メートルまでの間はスクレーパーを使用することとし損料を前記基準により計算すると右切土の予定価格立米当り一八一円は一六一円となり、三、三〇七、二二〇円が高価となっている。

(3)　転圧費の予定価格についてみると、

（ア）　基層工二四九、四〇四平米およびオーバーラン三五、〇〇〇平米の転圧費単価八六円はシープフートローラーおよびタイヤローラーをブルドーザーでけん引して転圧し、一〇トンマカダムローラーで転圧仕上を行うこととして積算しているが、シープフートローラーおよびタイヤローラーはいずれもトラクターによってけん引されるものであり、しかも、仕様書でとくにブルドーザーの使用を指定していないからこれを使用することとして積算する要はないものである。

いま、仮にトラクターでけん引するものとして計算すると右転圧費の予定価格平米当り八六円は六七円となり、基層工およびオーバーランの転圧面積計二八四、四〇四平米に対し五、四〇三、六七六円が高価となっている。

（イ）　ショルダー基層工は厚さ五二・五センチメートルの部分四六、八二三平米および厚さ五〇センチメートルの部分六七、四七三平米についてもトラクターを使用するものとして計算すると転圧費の予定価格平米当り一〇一円は七八円となり、転圧全面積一一四、二九六平米に対し二、六二八、八〇八円が高価となっている。

(4)　排水工事基礎ぐり石工についてみると、排水工事（排水路、放水路、盲暗きょ等の工事）三八、〇三〇、〇〇〇円のうち排水路等の基礎ぐり石工二、四一六立米は立米当り一、五三二円とし三、七〇一、三一二円が計上されている。このうちぐり石は工事現場から一五キロメートルの採取場櫛引から運搬するものとして立米当り八五〇円としているが、工事現場には発生材として旧滑走路の基層と移設した在来建物基礎等に径一〇センチメートルから一五センチメートル程度のぐり石約八千立米が埋設されており、予定価格の積算はこれを掘り起し破砕して滑走路、誘導路、エプロン等の基層工事のセレクト材に使用することとしているが、この発生したぐり石はそのまま排水路基礎ぐり石として十分使用することができると認められる。

いま、発生ぐり石をそのまま排水路基礎ぐり石に使用するものとすれば右ぐり石の予定価格立米当り八五〇円は一六〇円、基礎ぐり石工立米当り一、五三二円は七七三円となるので、二、四一六立米で一、八三三、七四四円を減じ、他方、これに見合うセレクト材を場外から運搬使用するものとして二七八、七〇四円を加えると、結局、一、五五五、〇四〇円が高価な計算となる。

(5)　機械器具損料についてみると、滑走路、誘導路、エプロン工事としてコンクリートプラント損料一〇、三

七〇、〇〇〇円が計上されている。この損料の対象となったプラントは二八切二台組合せ三基、二一切二台組合せ一基で、うち二八切二台組合せ一基は契約直後三十一年十月から五箇月間使用することとしてその損料二、一〇九、三七五円を計上しているが、この期間はコンクリート打設が困難な時期でもあり、また、三十二年三月から使用することとしている他の三基のうち二一切を二八切とすれば能力は打設コンクリート量五六、八三八立米に対し約千立米の余裕があるものであるから計上する要はないものと認められる。

以上各項について工事費を計算し、当局の予定価格と比較すると左のとおり

名称	予定価格	適正と認められるもの	差引	備考
	円	円	円	
滑走路、誘導路、エプロン工事	四八三、四八〇、〇〇〇	四五六、四五三、〇〇八	二七、〇二六、九九二	
排水工事	三八、〇三〇、〇〇〇	三五、六一一、四八二	二、四一八、五一八	
雑工事	一五、一四〇、〇〇〇	一五、〇八〇、六八五	五九、三一五	
小計	五三六、六五〇、〇〇〇	五〇七、一四五、一七五	二九、五〇四、八二五	
直接仮設費	七、八四〇、〇〇〇	七、八四〇、〇〇〇	〇	
輸送費	五、七二〇、〇〇〇	五、七二〇、〇〇〇	〇	
機械器具損料	一〇、三七〇、〇〇〇	八、八五九、三七五	一、五一〇、六二五	
総合仮設費	二、三六〇、〇〇〇	二、三六〇、〇〇〇	〇	
小計	二六、二九〇、〇〇〇	二四、七七九、三七五	一、五一〇、六二五	
諸経費	五六二、九四〇、〇〇〇	五三一、九二四、五五〇	三一、〇一五、四五〇	
	七三、一八〇、〇〇〇	六九、一四四、八七二	四、〇三五、一二八	約一三％
合計	六三六、一二〇、〇〇〇	六〇一、〇六九、四二二	三五、〇五〇、五七八	

前渡金支給による金利相当額	差引			
	△七、六四〇、〇〇〇	△七、二一八、八四三	△四二一、一五七	約一・二％
	六二八、四八〇、〇〇〇	五九三、八五〇、五七九	三四、六二九、四二一	

であって、結局、諸経費を合わせ約三千四百万円が過大な計算となり、ひいて工事費が高価となっていると認められる。

（二）　汚水処理場工事の設計にあたり処置当を得ないもの

（昭和二十九年度）（組織）防衛庁（項）保安庁施設費

防衛庁東京建設部で、昭和二十九年十一月、指名競争入札後の随意契約により株式会社山田組に防衛大学校汚水処理場其の他工事を一七、八〇〇、〇〇〇円で請け負わせ、三十年三月完成しているが、設計にあたり汚でい処理について検討を欠いたため約二百十万円が不経済となっている。

右工事は、構内の汚水をろ格槽、計量槽、二重槽、自動送水槽、高速散布ろ床、最終沈でん槽、薬品接触槽を経て一部を放流し、残部をさらに最終沈でん槽から自動送水槽に返送のうえ再度浄化するようにし、また、二重槽、最終沈でん槽の汚でいを汚でい槽に集めこの下部から取り出し、これを運搬するため取出口まで延長約三十五メートル（うち約二十五メートルは一四％の下りこう配）を掘り下げ両側にコンクリートの擁壁を設けた道路を特設している。しかし、汚でいの取出しは汚でい槽の上部から行うことができるから下部から行うこととして前記の道路をとくに設ける必要はないもので、設計にあたり汚でいの取出し方について検討を欠いた

ため工事費約二百十万円が不経済な支出となっている。現に、汚でいの取引しは汚でい槽上部から行われ、前記道路は全く使用されていない状況である。

なお、本施設は再度浄化の設備を有しながら浄化の成績はその設備のない他の汚水処理場のものより悪い結果を出している。

（三）　トロリーワイヤー取付工事の施行にあたり処置当を得ないもの

（組織）防衛庁　（項）防衛庁

防衛庁技術研究所で、昭和三十二年一月、指名競争入札後の随意契約により浦賀船渠株式会社に目黒試験場大水槽曳引車等トロリーワイヤー取付工事を一五、六〇〇、〇〇〇円で請け負わせ、四月、更改契約による工事費一五、五八二、四〇五円を支払っているが、詳細設計を確定しないまま契約したところ材料費の積算が適切を欠いたり、また、施行にあたって設計変更に対する減額を行わなかったため工事費は約百八十万円過大となっていると認められる。

右工事は、目黒試験場大水槽の船型試験用えい引車に給電するためトロリーワイヤーの架設とその付帯施設を行うものであるが、その予定価格の積算にあたっては前記会社から徴した見積図面二葉と見積書に基いてこれを一五、六〇八、〇〇〇円と算定し、工事の施行にあたって逐次詳細図面を提出させこれに承認を与えて確定することとして入札し、結局、予定価格とほとんど同額の前記金額で契約したものであるが、予定価格の材料費九、三九八、九五〇円の内容をみると、各材料については非常に高価なものが少なくなく、市場価格等の調査もほとんど行わないで積算したものと認められる。

いま、主要材料のトロリー線ほか一二品目の予定価格四、五四〇、六二〇円について本院において当時の市場価格と比較すると、トロリー線ほか一品目については左のとおり

名称	数量	予定価格 単価	予定価格 金額	当時の市場価格 単価	当時の市場価格 金額	差引額
トロリー線（みぞ付硬銅線）一一〇平方ミリメートル	四四〇メートル	六五円	二、八六〇、〇〇〇円	五五円	二、四二〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円
ベークライト板 80m/m×25m/m×2m	二六枚	五、八〇〇	七三〇、八〇〇	三、三〇四	四一六、三〇四	三一四、四九六

であり、その他のケーブルヘッド等一一品目についても同様に予定価格九四九、八一〇円は六三七、〇九八円が適当と認められ、計一、〇六七、二一八円、諸経費を合わせ一、二三二、六三六円が高価となっており、また、引込線電路工事についてみると、当初予定の高圧鋼帯がい装被鉛紙ケーブルは使用せず、承認図で決定したものは低価なジュート巻紙ケーブルで、しかもほとんど低圧用のものとなっているため予定価格に比べ五〇九、五六〇円、諸経費を合わせ五八八、五四一円の開差を生じている。

右のほかにも高価と認められるものもあるが、そのままとして計算しても本件工事費総額は約百八十万円が過大となっている。

なお、三十二年三月末本件工事が完成したこととして四月末工事費全額を支払っているが、約三十三万円に相当する地下ケーブルの接続工事は、これに関連するえい引車等電源装置の完成が三十三年三月末となっているため三十二年十月現在まだ着手もされていない。

物　件　(四)―(一一)

(四)　不急の火器部品を購入しているもの

(昭和三十年度)　(組織)防衛庁　(項)防衛庁
(組織)防衛庁　(項)防衛庁

陸上自衛隊関西地区補給処で、陸上幕僚監部の指示により、昭和三十一年十一月および三十二年三月、随意契約により株式会社日本製鋼所から一〇五ミリ榴弾砲用撃発体四〇〇組ほか一四品目を価額四三、五九九、二三〇円で、および撃発体組部品一〇〇組を単価六六、九五六円価額六、六九五、六七三円で購入しているが、右のうち撃発体四〇〇組(単価六六、八四四円価額二六、七三七、九四八円)および同組部品一〇〇組合計価額三三、四三三、六二一円は補給処および在庫統制隊において適正な在庫品等の管理をはかれば取急ぎ購入する要はなかったものである。

右撃発体は、本体ほか八部品をもって組み合わされ、一〇五ミリ榴弾砲および七五ミリ榴弾砲に使用するもので、その購入数量は在庫統制隊から提出された三十年度火器部品請求補給実績表に基いて算定することとしているが、これによると、部隊からの要求数量二五四組、補給処在庫量四八組、保有基準によって補給処が保有すべき数量二六八組であり、これに対し前記のとおり購入したものである。しかし、右実績表の数値について検討すると、部隊からの要求数量二五四組はその全量が関西地区補給処から要求されたものであるが、同補給処支援の特科部隊には保有基準量が不足しているものはなく、また、補給処の実際の在庫量は二八七組あり、保有基準による補給処の保有量を満たしてなお余っている状況であるのに、在庫記録カードの整理不良のため二三九組を脱漏しているなど実績表は事実と著しく相違しているものであり、結局、さしあたり必要のない五〇〇組を購入する結果となったものである。

なお、本品の故障は撃針等組部品中の限られた部分に発生するのが大部分であり、その部分の部品を交換すれば足りるもので、補給処においてはすでに交換用部品を購入しその要求を満たしている状況である。

右のほか、陸上自衛隊武器補給処で、陸上幕僚監部の指示により、三十一年一月、随意契約により株式会社日本製鋼所から一〇五ミリ榴弾砲ほか三種の火器部品一六九点を総額六四、六一一、二八〇円で購入しているが、うち一〇五ミリ榴弾砲用ナット二〇〇個単価四三、一七六円価額八、六三五、二〇〇円および一五五ミリ榴弾砲用ピン一、〇〇〇個単価三、四〇八円価額三、四〇八、〇〇〇円は、在庫量の調査が十分でなかったり、部隊から請求がないのに購入したため必要度の低いものがはなはだしく多量に購入され保有部品の間には著しく均

衡を失する結果となっている。

右火器部品は、供与火器の整備用に使用されるものであるが、三十年度調達の火器部品の購入数量は、三十年四月から八月までの五箇月間に部隊から各補給処に請求された実績数量から一五箇月分の所要数を算出し、これから既交付数と在庫数とを差し引いたものに経済個数を加味して決定されたものである。しかして、

（ア）一〇五ミリ榴弾砲用ナットは砲架の旋回周りに使用されるものであるが、請求数二一個、交付数三個、在庫数零であるため前記の方式により六〇個となるが、二〇〇個を購入したものである。しかし、本院が在庫統制隊および陸上幕僚監部の資料によりその在庫数について調査したところ、購入当時中央統制品として一三二個、補給処貯蔵品として四二〇個以上計五五二個以上が補給処在庫数であったのであるから在庫数零としたのは誤りであり、また、補給カタログをみてもその消耗度はきわめて低いものであるから、本件ナットはさしあたり購入の要があるものとは認められない。現に、その後の使用実績をみても三十年四月から三十二年三月までの間に六一個交付されているにすぎない状況である。

（イ）一五五ミリ榴弾砲用ピンは、平衡機の取付けに使用されるものであるが、算出根拠となる請求実績がなかったのに、二十九年における消費基準表を勘案して一、〇〇〇個を購入したものである。しかし、同基準表の数値の算出根拠もなく、補給カタログによってみても砲一〇〇門に対し補給処補給用として年間三個あれば足り、きわめて消耗度の低いもので、現有装備砲数に対しては年間七個程度あれば十分と認められるのに、単なる推定によって大量に購入したものであって、現に、本件ピンは三十二年十月にいたっても全数未使用のまま保管されている状況である。

このような調達を行なって消耗率の低い部品の在庫数が過大となっているのに、一方では消耗率の高い部品のうち在庫数のきわめて少ないものもある状況で、保有数に不均衡をきたしているのは適切とは認められない。

（五）水中機器の購入にあたり処置当を得ないもの

（組織）防衛庁　（項）防衛庁

防衛庁調達実施本部で、海上幕僚監部の要求により、昭和三十一年三月、指名競争入札後の随意契約により株式会社小松製作所に仮称五五式機雷三型一五個の製作を単価四二五、〇〇〇円総額六、三七五、〇〇〇円で請け負わせ、検収の結果不合格となり値引受領の処置をとり一八一、五〇〇円を減額し、三十二年一月六、一九三、五〇〇円を支払っているが、契約に際し使用部品についての規定が不十分であったため目的に適しないものを受領するにいたっている。

本件機雷は、水平磁界誘導型機雷で浅海敷設用として製作された円筒形のものであるが、構成の主要部分で磁気の変動を起爆装置回路に伝える第一継電器が缶体のどのような姿勢においても正しく作動しなければならないにもかかわらず、一五個中六個は作動にむらがあり、九個は缶体の軸の回りに左右四五度から一八〇度ま

での間に全く作動しない点が生ずるような状況であり、ことに浅海では海底の凹凸、傾斜、波浪の影響がはなはだしく、このように作動が不安定なものは実用上不適当として全数不合格となったものである。このことは、さきに技術研究所で試作した際、国産継電器については全円周作動の確保には疑いがあることが判明していたのであるから、契約にあたっては、継電器について完全な作動を確保することができるような製品をとくに指定するか、ジンバル装置を付加することを明示するか、または全円周作動を確認したうえで採用することを明示すべきであるのに、なんらの規定もせず、しかも、製作中三十一年九月本機雷五個の部品検査の際第一継電器が全円周作動せず不合格のものであったのにそのまま製作させたため、結局、製品全数不合格となり、やむを得ずある限られた状況において使用に耐えるとして一八一、五〇〇円を減額し受領したものである。しかし、本機雷の適格品の製作は十分可能な状態にあったのに処置適切を欠いたため、性能に疑いのあるものを受領する結果となったもので当を得ない。

(六)　特殊工具等の購入にあたり処置当を得ないもの

(組織)防衛庁　(項)防衛庁

防衛庁調達実施本部で、航空幕僚監部の要求により、昭和三十一年三月、随意契約により三菱商事株式会社から「F—86」機体部品等を総額二〇一、五〇〇、〇〇〇円で購入しているが、そのうち特殊工具およびタイヤ価額八、二二七、一四六円はいずれも国内調達が可能であるのに輸入品を調達したため国内調達価額に比べ約六百十万円が高価となっている。

右は、「F—86」戦闘機に使用するもので、同機の製作会社の機体整備修理用部品表により選定したものであるが、

(ア)　機体特殊工具エンジンスリングほか二一品目価額六、〇九四、四九六円は、うち一六品目については国内工場で同種品の製作が可能と認められ、現に、三十一年二月および十二月国内調達をしており、本件購入価額二、九九七、七八〇円に対し同種品の国内調達価額はわずか三十二万円程度にすぎず約二百六十七万円の開差を生じており、また、残り六品目については現地部隊で製作することができるもので、現に、三十二年一月臨時築城派遣隊で現地製作した実績をみると、本件購入価額三、〇九六、七一六円に対しわずか三七四時間程度の部隊作業時間と一七、〇〇〇円程度の材料を使用したにすぎない状況である。

(イ)　タイヤ主輪用五〇本単価二六、六五八円、前輪用五〇本単価一五、九九五円価額二、一三二、六五〇円については同一規格品が国産されており、現に、三十一年二月から七月までの間に主輪用九一四本を単価二一、五六〇円から一八、九七〇円、前輪用三五七本を単価一一、九八〇円から一〇、五四〇円で購入している状況であり、本件購入価額は主輪用一本当り五、〇九八円、前輪用一本当り四、〇一五円計約四十五万円が高価となっている。

(七)　高価な洗かん継棒を購入しているもの

（昭和三十年度）（組織）防衛庁　（項）防衛庁

陸上自衛隊武器補給処で、陸上幕僚監部の指示により、昭和三十一年一月および三十二年一月、随意契約により株式会社日本製鋼所から火砲部品を総額七一、四六四、四八〇円、このうち洗かん継棒七九一本を単価一四、四七三円および一〇、八〇〇円価額九、二七七、四〇〇円で購入しているが、在庫報告が適正を欠き、また、調査検討が不十分で高価な洗かん継棒を購入したため約四百四十万円が不経済となっている。

本件洗かん継棒は、一五五ミリ榴弾砲等の砲こう洗じょう用ブラシの柄として使用する木製丸棒の両端に青銅製ネジを取り付けた長さ一・一八メートルのものであるが、陸上幕僚監部制定の補給カタログをみると、木製継棒（物品整理番号CO三九―五五五五一九九）の使用は在庫数量限りとし、以後は金属製継棒（物品整理番号DO五〇―七二三一九九四）を使用することとなっている。しかるに、調達の決定にあたって、在庫統制隊からの在庫報告に誤りがあったり、陸上幕僚監部の調査が不十分であったため金属製継棒は供与されていないものとし、したがって、その仕様が不明であり、もし試作するとすれば実用試験を必要とし、価格も木製のものより高価となることが予想されるとして本件木製継棒を購入したものである。

しかし、右は事実と相違し、金属製継棒は、実際には三十年八月に供与を受け武器補給処に在庫されていたものであって、また、その構造は、一般構造用軽合金製引抜管の両端に同じく軽合金製の雄ネジ、雌ネジを加締めて取り付け、表面処理した程度の簡単なもので、その価格は三十年度においては製造原価は材料費一、六〇〇円、加工費二、一〇〇円、直接経費一、二〇〇円計四、九〇〇円程度となり、これに一般管理費、利益およびこん包輸送費を加えるとその単価は約六千円、三十一年度においては材料の値上りをみて約六千百円となるものである。いま、仮に三十年度分二〇〇本、三十一年度分五九一本を右単価で金属製のものを購入したとすれば約四百四十万円節減することができた計算となる。

なお、本件洗かん継棒はその用途、構造、仕様からみても製作可能な工場は少なくなく、とくに一業者を選定して随意契約による必要があるものとは認められない。

（八）火砲部品図の購入にあたり処置当を得ないもの

（三十年度）（組織）防衛庁　（項）防衛庁

防衛庁陸上幕僚監部で、昭和三十一年三月、随意契約により株式会社日本製鋼所から三回にわたり一〇五ミリ榴弾砲ほか九砲種の部品原図計三、二九六枚、同青図計六、五九二枚を総額一二、二七八、七七九円で製作させ購入しているが、うち五八七枚は同一図面を武器補給処で保有していたのに気付かなかったため約百二十七万円が高価となっている。

右は、米軍供与の前記各砲の修理用部品国産化に必要な図面を入手することができなかったので、現品から図面を製作することとしたものであるが、その原図価格は左のとおり製図の難易と図判の大きさに区分し、実績に基き単価を決定しこれに枚数を乗じ算出している。

区分	条件	図判 A1	A2	A3	A4
一項	資料および受注経験がないもの	一四、五六五円	七、八〇三円	三、一二一円	二、六〇一円
二項	資料はあるが受注経験がないもの	一一、六五二	六、二四二	二、四九七	一、〇八〇
三項	資料および受注経験があるもの	五、八二六	三、一二一	一、二四八	一、〇四〇

しかして、その格付をみると、二、一六五枚については一項「資料および受注経験がないもの」を適用しているが、うち五八七枚は、さきに陸上幕僚監部の指示により武器補給処において同会社から修理部品を製作させ購入した際提出させ現に保有している承認図と全く同一のものであるから、あらためて製作させるとしても三項「資料および受注経験があるもの」を適用すれば足りるのに、前記のように格付したため少なくとも約百二十七万円が高価となっているものである。

(九)　工具セットの購入価額が高価となっているもの

(組織)防衛庁　(項)防衛庁

防衛庁調達実施本部で、陸上幕僚監部の要求により、昭和三十一年三月、指名競争契約により榛名産業株式会社代理第一物産株式会社から工具セット第二段階用八号一五三組を単価二一〇、〇〇〇円価額三二、一三〇、〇〇〇円で購入しているが、予定価格の積算にあたり処置当を得なかったため少なくとも約千百三十万円が高価となっている。

右工具セットは、車両用のタイヤを取りはずすために使用するもので、従来使用していた輸入品の仕様にならい、ただ輸入品の容量三〇トンオイルジャッキを六トンのギャージャッキに変えている点が相違しているにすぎないものである。しかして、本件購入の際の一組当り予定価格は材料費、直接経費、加工費から成る製造原価にこれの一〇%の一般管理費、さらに、以上の五%の利益にこん包費運賃を加え二一六、九〇〇円と積算しているが、

(ア)　材料費六八、九〇五円の算出にあたって、その製品の計算重量を二五〇キログラム、歩留りを平均六六%とし、所要素材量を三七五キログラムとしてこれに材料別の重量当り単価を乗じて計算している。しかし、仕様書および承認図によって製品重量を計算すると一五〇キログラム程度(製品について計量した結果は一四六キログラム)であり、また、使用材料歩留りは、約四〇%を占める圧力プレート、クロスヘッドフィンガーに使用する可鍛鋳鉄および鋳鋼は鋳放しのまま使用しているものであるから九〇%程度であり、その他のジャッキのケース等の歩留りは過少と認められるがこれを採用して計算しても、その材料総所要量は約二百三キログラムで足り、予定価格の総重量三七五キログラムは約百七十キログラム二七、一一六円が過大な積算となっている。

(イ)　直接経費五、一七三円は、治工具費型代および熱処理鍛造費から成っているもので、そのうち熱処理および鍛造を要する材料の重量を九〇キログラムとしているが、承認図から計算すると七五キログラムで足り、したがって、直接経費は四、四八三円となり、六九〇円が過大な積算となっている。

（ウ）加工費一一〇、〇〇〇円は、加工者が十分慣熟して最も能率をあげる数量を五〇〇組以上とし、その場合の単位重量キログラム当り工数〇・八時間を基礎として本件工数を一・七六時間と決定し製品重量二五〇キログラムを乗じ、さらに、賃率二五〇円を乗じたものである。しかし、その製品重量二五〇キログラムは前記のように一五〇キログラム程度であるので、当局推定の単位重量当り一・七六時間として計算しても一組当り工数は二七〇時間で加工費は六七、五〇〇円となり、四二、五〇〇円が過大な積算となっている。

以上のとおり事実と著しく相違する材料の重量を採用したため材料費、直接経費および加工費とも過大となり、製造原価において七〇、三〇六円、予定価格単価において八一、二〇二円、契約単価において七四、二六四円総額で少なくとも約千百三十万円が高価となっていると認められる。当局は、過去における輸入品を国産化した場合の輸入品と国産品との価格の比率が八七・五％程度であるからこの比率をもって二一七、〇〇〇円を計算し、これが本件原価計算価格二一六、九〇〇円とおおむね合致したので採用したというが、輸入品は高級な三〇トンのオイルジャッキを用いているのに本品は六トンのギャージャッキを付することとなっているので、その間相当の価格差があるべきで全く実情に合わない対比と思料される。

このような結果となったのは、積算の基礎となった仕様書に見取図程度の粗雑なものが一枚添付されているだけで重量も明らかでないのに推定によって積算したため、各部の構造を見誤ったり、鋳放しのものを加工することとしたことによるものと認められるが、積算にあたっては正確な原価計算をすることができる仕様書、図面を要求すべきであるのは当然であり、また、本件の場合は輸入品の型式に模しているのであるから輸入品現品について検討すれば容易にその構造、重量等は判明したものであるのに、単に一枚の見取図によってずさんな推定で積算したもので処置当を得ない。

（一〇）えい索巻揚機を高価に購入しているもの

（組織）防衛庁　（項）防衛庁施設費

防衛庁調達実施本部で、海上幕僚監部の要求により、昭和三十一年三月および三十二年二月、指名競争契約により株式会社日立製作所から掃海艇（小形）用えい索巻揚機四台を一台当り四、三六五、一三〇円または四、九八〇、〇〇〇円総額一八、〇七五、六九〇円で購入しているが、材料の積算当を得なかったため約百七十万円が高価となっている。

右えい索巻揚機は、主材料アルミ合金で小形掃海艇に搭載し、普通掃海具用えい索の巻取り、繰出しを行うもので、巻胴、電動機および管制器等から成っている。本件三十一年三月契約分の予定価格の積算についてみると、仕様書には総重量二、二五〇キログラムとしているが、全体図しか添付されていないので同会社が提出した原価見積計算書および概略部品目録を参考とし、材料費二、六六三、六〇〇円、予備品二五二、八〇〇円、直接経費一一六、六六〇円、労務費二三二、〇〇〇円、間接経費八五八、四〇〇円計四、一二三、四六〇円の製造原価に一二％の一般管理費を加えた総原価の五％の利益およびこん包費運賃七、〇〇〇円を加え四、八五六、一八

八円と算出したもので、うち材料費(電気関係部分を除く。)の積算にあたっては、機械部分各部の所要材料を計算して素材重量を二、五九〇キログラムとし、これに単価を乗じている。しかし、素材重量二、五九〇キログラムはこれらの資料からみると過大と認められ、三十一年九月同会社が提出した承認図においては巻揚機の総重量は一、五五〇キログラムとなっており、この承認図によってその機械部分の素材重量を計算すると一、四〇〇キログラム程度となり、予定価格の積算の際採用した二、五九〇キログラムより約千二百キログラム少なく、実際の完成品も電気関係部分を含み総重量約千二百五十キログラムとなっている。

このように、承認図が提出された際、その重量が仕様書に規定した重量と著しく相違することが明らかとなったのに、他の構造、材質の変更を認めこれに要する経費六五、二三〇円を増額しただけで、右材料の計算重量の相違については契約の変更であるから減額すべきであるのにそのままとしているため、材料費の積算において約六十九万五千円が過大となっている。労務費等については同種品の実績等からみてやや過大と認められる点もあるが、一応これらを採用して予定価格を防衛庁計算方式によって計算すると一台当り約四百十万円となり、契約金額は約二十六万円高価な計算となる。また、三十二年二月契約分は材料費において前回そのままの二、五九〇キログラムに仕様変更による増加分七五キログラムを加え二、六六五キログラムとし、これに材料の単価値上りをみているほかは前回と同じ計算によっているため、同様に契約金額は約九十六万円高価な計算となり、結局、本件購入総額は約百七十万円が高価となる計算である。

(一一)　ローラーコンベアーの検収にあたり処置当を得ないもの

(昭和二十九年度)　(組織)防衛庁　(項)保安庁
(昭和三十年度)　(組織)防衛庁　(項)防衛庁

防衛庁調達実施本部で、陸上幕僚監部の要求により、昭和二十九年六月から三十一年二月までの間に、指名競争契約または一般競争契約により萱場工業株式会社ほか二会社からローラーコンベアー等を総額五〇、一一二、三〇二円で購入しているが、そのうちローラーコンベアー(価額二九、一六九、七六二円相当分)について検収処置当を得ないためローラー部分の使用材料が仕様書の指定に適合していないものがあると認められる。

右ローラーコンベアーは、倉庫等に配置してこん包類の手動移送に使用するもので、フレームにベアリング付のローラーを取り付けたものであり、ローラー部分に使用する鋼管の規格は一般市販品や航空幕僚監部等では電縫鋼管が使用されているのに、当局は、その取扱物が二、五〇〇キログラムまでの重量物であり野外におけるか酷な使用を考慮してとくにJIS規格ST四四の継目無鋼管を使用することとしたというものである。

しかし、本件納入品について、三十二年八月、会計実地検査の際一部の材質検査を実施したところ、抗張力または伸びの点でST四四の規格に適合していないものと認められ、さらに、当局において検査を実施したものも同様の結果であって、価格において規格品を相当下回る再圧延品程度のものと認められた。本品は普通電縫鋼管を使用するものであるのに電縫鋼管製に比べて約四百万円高価となるST四四製をとくに指定したもの

であるから、検収には十分慎重を期すべきであると認められるのに、当局は目視検査と納入会社が提出した材料証明とを確認しただけで検収を了しているが、ＳＴ四四はすべて製造会社の材料証明付で一般に販売されているものであるのに本件についてはその材料証明も提出されておらず、また、仕様書に規定する材質検査を行うことなく検収を了したのは処置当を得ない。

役　務

（一二）　車両整備の実施にあたり処置当を得ないもの

（組織）防衛庁　（項）防衛庁

陸上自衛隊武器補給処で、陸上幕僚監部の指示により、昭和三十一年八月から三十二年三月までの間に、随意契約により三菱日本重工業株式会社に装軌車両の第五段階整備を請け負わせ、軽特車等計二六両と装軌車のエンジン等の組部品一五五組を北海道地区から東京都所在の同会社工場に回送し、この輸送費として日本国有鉄道等に対し陸上幕僚監部および北部方面総監部で五、七四二、六六六円を支払っているが、現地で十分整備することができるものであり輸送費約三百七十三万円が不経済となっている。

右整備は、三十一年六月決定された車両の再生（第五段階整備）実施要領に基いて同会社に実施させたものであるが、北海道地区には在日米国軍の装軌車類整備の経験を有する工場があり、陸上自衛隊においても三十一年三月までは現地所在の工場に実施させていたものである。しかして、本件整備は従来の整備に比べて工場設備の改善および多少高度の技術を必要とするものであるが、契約前の北部方面総監部の調査によるも、現地所在の工場の能力はこの程度の整備をすることは十分可能であったものと認められるのに、とくに三十一年度にいたり東京で整備することとし、主として製造事業を営む同会社の工場にその製品でもないものを大量に整備させたことは当を得ない。現に、八月にいたり前記実施要領を改正し、外注整備工場として現地所在工場を追加指定している状況である。

なお、整備のため同工場に搬入されたエンジン等の組部品三一七組（北海道地区以外の分を含む。）のうち三十一年度中に整備が完成したものはわずかに九七組であって、二二〇組は三十二年八月現在まだ完成していない。

不　正　行　為

（一三）　職員の不正行為により国に損害を与えたもの

陸上自衛隊第一管区総監部第一会計隊ほか二箇所（注）で、昭和三十年五月から三十一年十一月までの間に、関係職員により前渡資金等をほしいままに領得されたものが一事項五万円以上のもので三事項一、〇〇七、九五八円（うち三十二年九月末現在補てんされた額二三二、八二七円）あるが、そのうち一事項五十万円以上のものをあ

げると左のとおりである。

（注）防衛大学校、陸上自衛隊第一管区総監部第一会計隊、航空自衛隊第九〇五四部隊

庁名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額	補てんされた額
陸上自衛隊第一管区総監部第一会計隊	三等陸曹　長谷　某	三一、九月	五〇〇、〇〇〇円	二三二、八二七円（三二、九、三〇現在）

同人が主任資金前渡官吏の補助者として勤務中、小切手の現金化を命ぜられたことを奇貨として小切手の券面額を改ざんして正当金額との差額を領得したものである。

第二　法務省

（一般会計）

不当事項

不正行為

（一四）職員の不正行為により国に損害を与えたもの

山形地方法務局で、昭和三十年四月から三十一年十二月までの間に、供託課法務事務官清水某により歳入歳出外現金をほしいままに領得されたものが三、六〇九、一七五円ある。

右は、同人が歳入歳出外現金出納官吏の補助者として供託金の日本銀行への預入および還付、下げもどしの場合の小切手作成ならびに出納官吏不在時の供託金出納保管事務等に従事中、ほしいままに出納官吏の小切手を振り出して預入金を引き出したりまたは供託金を日本銀行に預入しないで領得したものである。

第三　大蔵省

（一般会計）

（租税について）

昭和三十一年度における国税収納金整理資金への受入金の徴収決定済額は九千九百八億六千八百余万円、収納済額は九千六百十五億百余万円であって、その収納割合九七・〇％は前年度の九五・三％に比べ好転しており、収納済額も前年度に比べ千四百五十二億二千六百余万円増加している。収納未済額は二百十五億百余万円（既往年度分を加えると六百九十五億四千七百余万円）で、前年度に比べ五十億八千七百余万円（既往年度分を加えたものにおいては百四十六億五百余万円）の減少となっており、不納欠損額も七十八億六千四百余万円で、前年度に比べ五十四億二千二百余万円減少している。なお、本資金から三十一年度一般会計歳入へ組み入れた額は九千二百五十六億八千五百余万円、三十一年度交付税及び譲与税配付金特別会計歳入へ組み入れた額は二百十七億七千七百余万円である。

本年度の国税収納金整理資金に対する検査は、主として所得税および法人税の賦課ならびに徴収上の処置等に重点を置いて実施したものであるが、課税資料の収集活用が不十分なため課税漏れを生じたり、不注意により法規の適用を誤って徴収過不足を生じていたものが依然として見受けられ、徴税事務の一層適確な処理が望まれるところである。

（国有財産の管理および処分について）

(1) 処分収入および利用収入

全国一〇財務局の昭和三十一年度における国有財産の処分収入および利用収入の徴収決定済額は百二十九億八千六百余万円、これに対する収納未済歳入額は四億千三百余万円で徴収決定済額の三％余に当り、前年度の七％余に比べて低率となったが、既往年度分の収納未済歳入額六億四千六百余万円を加えると収納未済歳入額は十億五千九百余万円に達する状況で、そのおもなものは国有財産の使用料四億二千六百余万円、土地および建物の売渡代金二億六千余万円、船舶の売渡代金一億九百余万円である。このように収納未済歳入額の多いのは、債務者の資力不足がおもな原因と認められるが、使用料については徴収決定の処置が遅延したこともその一因と認められる。

右のほか、三十一年度末までに徴収決定すべき使用料で徴収決定にいたっていなかったものは、当局の計算によるも約八億千八百余万円（うち三十一年度分約二億九千五百余万円）に上っている。

(2) 普通財産の管理

全国一〇財務局管内の普通財産の管理については、逐年改善の跡が認められるが、まだ財産の現況をは握していないもの、所在不明となっているもの、同一物件で物納と農地買収とが重複しているもの、無断で占拠されているもの、売渡処分等が行われているのに台帳がまっ消されていないもの、使用料の徴収決定が長期にわたり遅延しているもの、交換渡しした機械で相手方が無断でこれを処分しているものなどがあるのにこれらに対して適宜な処置がとられていないものがあり、当局においても財産管理の基本となる実態調査を三十二年五月以降主要都市所在財産について逐次実施しその整理促進をはかっているが、なお一段の努力を要する。

不当事項

租税

（一五）
（一七）

租税払もどしに関し処置当を得ないもの

国税収納金整理資金

（一五） 関東信越国税局および佐野税務署で、昭和三十一年十一月および十二月、磐城化工株式会社（旧常磐鉱業株式会社）に対し、同会社が二十八年四月から三十年三月までの二事業年度中に納付した所得税額の一部

二五、一二九、三一一円を還付（うち二四、五九九、〇一四円は未納法人税に充当）し、これに対する還付加算金四、六八四、四〇〇円のうち四、五〇〇、一〇〇円を支払っている（一八四、三〇〇円は未納法人税に充当）が、右還付金額のうち一七、四四八、九八一円について佐野税務署の還付手続が著しく遅延したため約二百二十万円多額に還付加算金を支払う結果となっている。

右は、同会社が、二十九年五月および三十年五月、前記二事業年度中に納付した所得税額で各事業年度の法人税額から控除することができなかった五、五三二、四一〇円および一一、九一六、五七一円の還付をそれぞれ請求していたのであるから、その還付申請書受理後遅滞なく還付手続をとるべきであったのに、佐野税務署において長期にわたってその手続をとらなかったため多額の還付加算金を支払う結果となったものである。

いま、仮に当該還付申請書受理後三箇月以内に処理を了し還付したとすれば、還付加算金約二百二十万円は支払う要がなかったものである。

（一六）　名古屋国税局で、昭和三十年五月、野々部某に対し、二十三年分所得税過誤納金六三二、一七二円を還付し、これに対する還付加算金七二三、二四〇円を支払っているが、昭和税務署において同人の所得金額の調査を著しく遅延したため約五十万円多額に還付加算金を支払う結果となっている。

右は、二十四年二月、昭和税務署において、同人の二十三年分確定申告所得金額一、二〇〇、〇〇〇円を二、八〇〇、〇〇〇円と更正したのに対し、同人は、これに対する税額一、九五六、八七五円（ほかに加算税六五、一〇二円）のうち一、六一九、五八六円を二十四年三月までに分割納付し、別に同月名古屋財務局長あてに右更正に対する審査の請求をしたにもかかわらず、これを受理した昭和税務署においては、請求の日後五年余にわたり調査することなく二十九年六月にいたってようやくその調査に着手し、三十年二月、所得金額一、四八四、三五一円これに対する税額九三〇、六五四円（ほかに加算税五七、六一〇円）と誤びゅう訂正をしたため多額の還付加算金を支払う結果となったものである。

いま、仮に審査請求受理後直ちに調査に着手し、誤びゅう訂正後三箇月以内に処理を了し還付したとすれば、還付加算金約五十万円は支払う要がなかったものである。

（一七）　広島国税局で、昭和三十一年四月、中国電力株式会社に対し、同会社が二十六年十月から二十七年九月までの二事業年度中に納付した所得税額二、七四〇、五二〇円を還付し、これに対する還付加算金一、三三六、九六〇円を支払っているが、広島東税務署の還付手続が著しく遅延したため約百二十万円多額に還付加算金を支払う結果となっている。

右は、同会社が、二十七年五月および十一月、前記二事業年度中に納付した所得税額で各事業年度の法人税額から控除することができなかった七八八、二三二円および一、九五二、二八八円の還付をそれぞれ請求していたのであるから、その還付申請書受理後遅滞なく還付手続をとるべきであったのに、広島東税務署において長期にわたってその手続をとらなかったため多額の還付加算金を支払う結果となったものである。

いま、仮に当該還付申請書受理後三箇月以内に処理を了し還付したとすれば、還付加算金約百二十万円は支払う要がなかったものである。

物　件（一八）―（三二）

（一八）
（三二）

機械器具の交換に関し処置当を得ないもの

昭和三十一年度中、全国一〇財務局で、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）に基き、旧軍用財産である機械器具をその時価から三割五分を減額した額で当該事業者の所有する老朽した機械器具と交換したものは四、九二九事項一二、八六五個であるが、このうち一、六四四事項五、二九七個について実地に調査したところ、相手方が契約条項に違反して無断で他に貸し付けたりまたは転売するなどしているのに、違約金の徴収または契約解除等適宜の処置をとらないでそのままとなっていたものが関東財務局ほか七箇所（注）において一八事項四八個あり、そのおもな事例をあげると次のとおり五件二七個である。

（注）関東財務局、近畿財務局、同財務局京都財務部舞鶴出張所、東海財務局熱田出張所、同財務局静岡財務部沼津出張所、同財務局津財務部、中国財務局、南九州財務局大分財務部

（一八）近畿財務局で、昭和三十一年五月および八月、株式会社増田機械製作所に大阪市所在元大阪陸軍造兵廠ほか一箇所所属の機械五個（時価七、二二七、六一四円）を交換渡ししその差金二、九六七、七九〇円を収納しているが、同会社は八月および十二月日本機工株式会社ほか一名にうち二個を価額三、九八〇、〇〇〇円で売り渡しているので注意したところ、三十二年八月、契約時の時価三、四〇三、六〇四円の五割相当額一、七〇一、八〇二円を違約金として徴収決定したが、九月末現在まだ収納されていない。

（一九）近畿財務局京都財務部舞鶴出張所で、昭和三十一年十二月および三十二年二月、株式会社前田鉄工所に舞鶴市所在元舞鶴海軍工廠ほか一箇所所属の機械五個（時価一、九一四、〇二一円）を交換渡ししその差金一、一七一、八五五円を収納しているが、同会社は交換受と同時に川村工業株式会社に対しうち四個を価額七六四、五〇〇円で売り渡し、残りの一個（時価七一六、七〇〇円）を貸し付けているので注意したところ、三十二年七月、契約時の時価一、九一四、〇二一円の五割相当額九五七、〇一一円を違約金として徴収決定したが、九月末現在まだ収納されていない。

（二〇）東海財務局津財務部で、昭和三十二年三月、株式会社川畑機械製作所に津市所在元津海軍工廠ほか一箇所所属の機械六個（時価二、七一三、〇〇〇円）を交換渡ししその差金九七四、一五〇円を収納しているが、同会社は七月ごろ六個全部を売り渡しているので注意したが、九月末現在なお処理未済となっている。

（二一）中国財務局で、昭和三十一年七月および十二月、株式会社新興製作所に呉市所在元第十一海軍航空廠ほか一箇所所属の機械六個（時価二、〇三〇、一〇〇円）を交換渡ししその差金一、一九七、三六五円を収納しているが、同会社は三十一年八月および三十二年一月有限会社前田鉄工所ほか一名にうち二個を価額一、一三〇、〇〇

○円で売り渡しているので注意したところ、八月、契約時の時価一、三八四、九〇〇円の五割相当額六九二、四五〇円を違約金として徴収決定したが、九月末現在まだ収納されていない。

（二三）　南九州財務局大分財務部で、昭和三十一年十二月、株式会社児玉鉄工所および有限会社栄鋳造所に日田市所在元小倉陸軍造兵廠日田製造所ほか二箇所所属の機械一六個（時価二、一九八、五五六円）を交換渡ししその差金七七一、五一六円を収納しているが、本件交換については前記両会社はいずれも名義人にすぎず、松山某が実際上の交換差金の納入者であり物件の引取人であって、同人は三十一年十二月および三十二年一月西本某ほか二名に右一六個を価額一、六八〇、〇〇〇円で売り渡しているので注意したところ、三十二年八月および九月、右のうち四個を児玉鉄工所に買い取らせて当初の目的に使用させることとし、十月、残りの一二個については交換契約を解除し交換渡品の解除時の時価二、八五七、四八五円から交換受品の契約時の時価五三二、〇二六円を差し引いた二、三二五、四五九円を徴収決定したが、同月末現在まだ収納されていない。

（二三）　物納財産の管理当を得ないもの

物納財産の管理に関し、本院において、昭和三十二年二月および三月、関東財務局ほか一一箇所(注)管内所在の土地二二、三二六件九、三四六、一一八八坪、建物三、四三八件延一三九、〇二一坪のうち土地二、三四二件三九三、八八二坪、建物二九七件延九、一三三坪について実地に調査したところ、管理不十分と認められるものが少なくなく、そのおもな事項をあげると次のとおりである。

（ア）　無断占拠されているもの　　土地　二六件　延　六、四七五坪
（イ）　現況不明のもの　　建物　一　延　六二
（ウ）　使用料徴収決定未済のもの　　土地　七六　延　五、四一四
　　建物　九　延　三〇九
　　土地　一、四四三　延　一八九、二〇二
　　建物　二六六　延　四、九九〇

これらについては、早期に現地調査を実施して財産の実態を握し正常かつ効率的な運用を期する要がある。

右のうち九月末現在処理未済となっているおもな事例をあげると次のとおりである。

(1)　無断占拠されているもの

関東財務局新宿出張所で、神田税務署から引き受けた東京都新宿区百人町二丁目一〇六番地ノ一所在の宅地二六五坪には、二十五年ごろから無断で民家二〇戸が建築されている。

(2)　現況不明のもの

関東財務局横浜財務部で、横浜税務署から引き受けた横浜市西区東ケ丘七一番地ノ一所在の宅地六七坪は、横浜地方法務局の公図等により調査したが現況不明となっている。

(3)　使用料徴収決定未済のもの

別項記載（二六―三一）

（注）　関東財務局、同財務局新宿、王子、目黒、立川各出張所、同財務局横浜財務部および同財務部横須賀出張所、同財務局浦和財務部、同財務局水戸財務部および同財務部土浦出張所、同財務局宇都宮、前橋両財務部

（二四）　解体移築費を控除して売り渡した普通財産に関し処置当を得ないもの

北九州財務局長崎財務部佐世保出張所で、昭和二十六年四月、随意契約により株式会社彦島造船所に佐世保市所在元佐世保海軍軍需部干尽燃料置場の建物延二四一坪を、売渡後三箇年以内に解体移築することとして時価評価額八七一、五三〇円から解体費および解体損耗費四六四、九三〇円を控除して価額四〇六、六〇〇円で売り渡しているが、三十二年六月本院会計実地検査の際の調査によると、契約上の移築期間を著しく経過しているのに解体移築しないでそのまま同系会社である東洋海事株式会社に使用させている状況であるから、契約条項に基いて契約を解除するなど適宜の処置をとるべきものと認められるのに九月末現在まだそのままとなっている。

（二五）　用途を指定して売り渡した普通財産に関し処置当を得ないもの

関東財務局立川出張所で、昭和二十七年十一月、随意契約により宗教法人基督同愛会に昭島市所在元陸軍航空工廠工員宿舎の土地四六〇坪、建物七三坪、工作物一式を価額三五四、七二三円で売り渡し、土地のうち道路敷等を除いた二八七坪については、売渡後一〇年間基督同愛会の用に供し他に転売または転貸してはならない旨の用途を指定し、かつ、一〇年間の買もどし特約をしていたものを、三十二年三月にいたりその用途指定を解除しているが、買受人は右買受物件の全部を三十一年六月以降抵当権者である武蔵野興業株式会社の常設映画館の施設に使用させている状況であるから、用途指定違反として売渡契約を解除するなど適宜の処置をとるべきであったのに、その状況を調査しないで用途指定を解除したのは処置当を得ない。

（二六）
（二七）

土地建物等の使用料の徴収処置当を得ないもの

（部）雑収入　（款）国有財産利用収入　（項）国有財産貸付収入

普通財産の使用料の徴収については、逐年好転しているが、まだ正規の貸付契約のないまま使用させその使用料相当額を徴収決定していないものがある。

いま、本院会計実地検査の結果判明したもののうち、昭和三十二年九月末現在まだ徴収決定していないおもな事例をあげると左のとおり七件約千三十六万円である。

	財務局	区分	数量	所在地（物件所在地）	使用者	使用料を徴収すべき期間	使用料
						年　月	千円
（二六）	関東	土地	六、一二一	東京都（物納財産）	日本国有鉄道	二二、四から三まで	約　二、七六〇
（二七）	同	同	四、二二七	同	社会福祉法人福田会	二七、四から三まで	〃　二、五八一
（二八）	同	同	三九一	同	遠藤某	二四、二から三まで	〃　一、四五〇
（二九）	同	同	二一五	同	新田某	二三、五から三まで	〃　一、二二七
（三〇）	同	同	九八	同	福岡商事株式会社	二四、八から三まで	〃　七一三
（三一）	同	同	一八二	同	七野某	二三、一〇から三まで	〃　六三三
（三二）	東海	土地	二、四八五	四日市市（元第二海軍燃料廠第二工員寄宿舎ほか一箇所）	四日市市および社会福祉法人四日市厚生会	二五、四から三まで	〃　一、〇〇〇
		建物	八九一			三、	〃　一〇、三六四
計							

備考　（ア）数量欄の単位は、土地は坪、建物は延坪とする。なお、数量は使用期間中の最終のものを示す。
（イ）使用料は当局計算の見込額を掲げてある。

不正行為

（三三三）
（三三五）

職員の不正行為により国に損害を与えたもの

神奈川ほか五税務署(注)で、昭和三十年八月から三十二年一月までの間に、関係職員により国税収納金整理資金に属する現金をほしいままに領得されたものが一事項五万円以上のもので六事項三、六六二、二六二円（うち三十二年九月末現在補てんされた額九二九、五〇二円）あるが、そのうち一事項五十万円以上のものをあげると左のとおり三件二、六六八、〇〇〇円（うち三十二年九月末現在補てんされた額六五八、二〇〇円）である。

（注）品川、神奈川、西宮、西脇、石狩、飯塚各税務署

	税務署	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額	補てんされた額（三三、九、三〇現在）
（三三三）	神奈川	徴収課大蔵事務官 矢田　某	三一年三月から三二年一月まで	七九二、一八〇円	一〇〇、〇〇〇円
		同人が徴収課管理第一係に勤務し、国税資金支払委託官の補助事務に従事中、国税還付金支払委託書等を改ざんし、または国税還付金支払委託書等用紙に自己名義を記載するなどして、支払郵便局から支払を受けて領得したものである。			
（三三四）	西脇	総務課分任国税収納官吏 大蔵事務官 八幡　某	三〇、一一から三一、一一まで	七三八、二〇〇	五五八、二〇〇
（三三五）	石狩	総務課分任国税収納官吏 大蔵事務官 道免　某	三〇、九から三一、七まで	一、一三七、六二〇	〇
		同人が総務課管理係に勤務中、納税者から所得税等を領収し、これを国庫に払い込まないで領得したものである。			
		同人が総務課徴収係に勤務中、納税者から所得税等を領収し、これを国庫に払い込まないで領得したものである。			
	計			二、六六八、〇〇〇	六五八、二〇〇

是正させた事項

租税（三六）―（二一〇九）

（三六）
（四一）

青色申告書の提出の承認を取り消させ徴収不足を是正させたもの

国税収納金整理資金

青色申告書を提出することについて承認を受けた法人のうちで、その帳簿書類に取引の全部または一部を隠ぺいしまたは仮装して記載するなど青色申告法人としての実質を失っているのに、法人税の課税にあたって依然として青色申告法人としての特典を認めていたものについて、本院会計検査の結果、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第二十五条第七項第三号または第四号の規定に該当するものとして、青色申告書の提出の承認を取り消し法人税額を追徴させたものが小石川ほか九税務署(注)において一一事項六、一三一、〇七〇円あるが、そのうち一事項五十万円以上のものをあげると左のとおり六件五、〇二八、二二〇円である。

（注）小石川、大阪福島、東成、福知山、紋別、尾張瀬戸、西尾、下田、浜松、宇和島各税務署

	税務署	年度	不実記載等のあった事業年度	青色申告取消年月	追徴法人税額	納税義務者
			年　月	年　月	円	
（三六）	（大阪国税局）東成	三一	二八、三一	四、三	三二、二	五八六、三二〇　光精軌工業株式会社

架空仕入等不実の記載があったので注意したところ、青色申告書の提出の承認を取り消し、貸倒準備金勘定繰入額および価格変動準備金勘定繰入額を所得に加算し、輸出所得の特別控除額を所得から控除しないこととしたものである。

（三七）	（札幌国税局）紋別	三一	二七、三〇	四、三	三二、五	一、三二九、〇四〇　太成漁業株式会社

三事業年度とも確定申告書をそれぞれ提出期限内に提出していなかったので注意したところ、青色申告書の提出の承認を取り消し、繰越欠損金額を所得から控除しないこととしたものである。

（三八）	（名古屋国税局）尾張瀬戸	三一	二九、三〇	一〇、九	三二、六	八五八、七四〇　大竹産業株式会社

定期預金計上漏れ等不実の記載があったので注意したところ、青色申告書の提出の承認を取り消し、貸倒準備金勘定繰入額を所得に加算し、輸出所得の特別控除額を所得から控除しないこととしたものである。

（三九）	西尾	三一	二九、三一	四、三	三二、三	五六四、〇〇〇　有限会社成瀬商会

売上計上漏れ等不実の記載があったので注意したところ、青色申告書の提出の承認を取り消し、貸倒準備金勘定繰入額および価格変動準備金勘定繰入額を所得に加算したものである。

（四〇）	浜松	三〇	二七、二八 二八、三〇	一二から一一まで 六から一一まで	三一、八	一、〇八三、九三〇　庄田鉄工株式会社

定期預金計上漏れ等不実の記載があったので注意したところ、青色申告書の提出の承認を取り消し、貸倒準備金勘定繰入額、退職給与引当金勘定繰入額および価格変動準備金勘定繰入額を所得に加算したものである。

（四一）	（高松国税局）宇和島	三一	二九、三〇	一から一二まで	三二、八	六〇六、一九〇　合名会社酒井商店

貸付金計上漏れ等不実の記載があったので注意したところ、青色申告書の提出の承認を取り消し、貸倒準備金勘定繰入額、退職給与引当金勘定繰入額および価格変動準備金勘定繰入額を所得に加算したものである。

計　五、〇二八、二二〇

（四二）
（二〇二）

租税の徴収過不足を是正させたもの

国税収納金整理資金

租税の徴収過不足をきたしていたものについて、本院会計検査の結果是正させたものが、過不足の税額一事項十万円以上のもので集計すると東京ほか二税関および麹町ほか二六一税務署において九一二事項徴収不足三四二、四二七、七七九円、徴収過七、五五二、五二〇円あるが、これを態様別にみると次のとおり

（一）	個人の取引関係等の調査不十分なもの	二四三事項	徴収不足　九四、五六五、九二〇円
			徴収過　二三三、八一〇円
（二）	法人の経理内容等の調査不十分なもの	一二五事項	徴収不足　五五、七二九、七七〇円
			徴収過　一、五〇二、五一〇円
（三）	法令の適用を誤ったもの	二一六事項	徴収不足　六五、二四一、六五〇円
			徴収過　五、五八八、二二〇円
（四）	課税資料についての通報連絡または活用の不十分なもの	二一三事項	徴収不足　七三、四一九、四三三円
（五）	源泉徴収所得税に関する調査不十分なもの	六八事項	徴収不足　三五、一六四、一五三円
（六）	その他の過誤によるもの	四七事項	徴収不足　一八、三〇六、八五三円
			徴収過　二二七、九八〇円

であって、そのうち一事項五十万円以上のものをあげると別表第一のとおり一六一件徴収不足一七五、七四三、九二〇円、徴収過一、九〇一、六二〇円である。

（二〇三）
（二〇九）

租税の徴収上の過誤を是正させたもの

国税収納金整理資金

租税の徴収上の処理を誤り、租税債権確保の処置を講じていなかったもの、相当の所得または財産があるなど滞納処分の執行停止の事由に該当しないのに執行停止をしていたものについて、本院会計実地検査の結果是正させたものが麻布ほか二二税務署（注）において三五事項滞納額一八、〇七五、七四五円あるが、そのうち一事項五十万円以上のものをあげると左のとおり七件一一、〇五一、四〇六円である。

（注）麻布、品川、大森、玉川、中野、横浜南、神奈川、鶴見、川越、春日部、園部、洲本、大津、釧路、根室、名古屋西、沼津、桑名、熊野、香椎、佐賀、唐津、長崎各税務署

税務署		元年度および税目等	滞納額 円	滞納者
（東京国税局）				
（二〇三）	麻布	二六年度所得税等	一、三八七、五二五	有限会社劇団民芸
宅地五一坪（固定資産税課税価格六一九、七〇〇円）を所有しているのにこれに対し債権確保の処置を講じていなかったので注意したところ、三十二年二月差押えをしたものである。				
（二〇四）	玉川	二七年度所得税等	八六四、一六七	米本某
三十年中に報酬二、八九〇、〇〇〇円、配当五九六、八二六円を受け、また、三十年末現在一四、二二九、五〇〇円の出資があるのに債権確保の処置を講じていなかったので注意したところ、三十一年十一月五〇〇、〇〇〇円、三十二年三月残額を収納したものである。				
（二〇五）	横浜南	二八年度所得税等	八五五、九一〇	角井某
長期間にわたり滞納していたのに債権確保の処置を講じていなかったので注意したところ、三十一年十月工場建物二五坪（見積額三三四、二五〇円）、家屋二むね二五坪（見積額五一六、八五〇円）等を差し押えたほか横浜市が差押中の建物について交付要求をしたものである。				
（二〇六）	（札幌国税局）根室	二七年度所得税等	九二〇、〇二九	金田某
船舶一隻（三一トン、見積額三、八五六、一〇〇〇円）を所有しているのにこれに対し債権確保の処置を講じていなかったので注意したところ、三十一年十月差押えをしたものである。				
（二〇七）	（名古屋国税局）名古屋西	二七年度所得税等	七八八、三五八	中部増成工業株式会社
名古屋市中村区役所が差し押えている土地五二坪（固定資産税課税価格五〇九、二四七円）等について交付要求の処置を講じていなかったので注意したところ、三十一年七月交付要求をしたほか三十二年九月までに二〇二、四六九円を収納したものである。				
（二〇八）	桑名	二五年度所得税等	四、七八九、六六一	諸戸某
長期間にわたり滞納していたのに債権確保の処置を講じていなかったので注意したところ、三十二年三月までに全額収納したものである。				
（二〇九）	同	二五年度所得税等	一、四四五、七五六	伊勢木材株式会社
長期間にわたり滞納していたのに債権確保の処置を講じていなかったので注意したところ、三十二年六月までに九四五、七五六円を収納し、十月残額について証券による納付を受託したものである。				
	計		一一、〇五一、四〇六	

第四　文部省

（一般会計）

不当事項

物件（二一〇）（二一一）

（二一〇）不急の機械のこぎりを購入しているもの

（昭和三十年度）（組織）国立学校（項）国立学校

北海道大学で、昭和二十九年十二月から三十一年三月までの間に、随意契約により株式会社新宮商行から機械のこぎり九台を総額一、八〇七、六〇〇円（うち二十九年度分七台一、四七〇、〇〇〇円）で購入しているが、従来の使用実績等を勘案すれば取急ぎ購入する要はなかったものである。

右機械のこぎりは、農学部付属演習林における官行しゃく伐の機械化による能率向上と経費節減をはかる目的をもって、従来から保有していた一〇台と同種品の機械のこぎり（米国製マッカラー・チェンソー）をさらに購入したものであるが、本件購入前二十九年二月から三月までの間に一、三八〇石、七月から八月までの間に八、三八四石の官行しゃく伐を従来から保有していた一〇台を使用して実施しただけで、その後の官行しゃく伐には機械のこぎりを使用していない。

しかして、機械のこぎりを使用しなかったのは、その経験が浅いうえに使用中の故障も多く、しかもその使用には共同作業員の組合せを必要とするのに風倒木を処理するについて本機械のこぎりの取扱に不慣れな多数の臨時人夫を雇い入れなければならなかったことなどを理由としているが、すでに二十八、二十九両年度に行なった官行しゃく伐の際の実績からみて使用中の故障の多いことは判明しており、また、二十九年九月の台風による風倒木の処理のため多数の臨時人夫を使用しなければならないことなどは本件購入前に予想することができたものと認められる。したがって、本機械のこぎりを有効に使用することができないのは予測することができたものであるから、取急ぎ購入する要はなかったものと認められる。

（二一一）薬品の購入にあたり処置当を得ないもの

（組織）国立学校（項）大学附属病院

弘前大学で、昭和三十一年四月から三十二年三月までの間に、随意契約により有限会社永井準助薬店ほか三名から医療用薬品アイロタイシン（一〇〇ミリグラム一〇〇錠入り）ほか一二八点を七、八二六、〇五六円で購入しているが、予定価格の作成にあたり、取引の実例等について調査の配意に欠けていたため国立弘前病院の購入価額に比べ約百十五万円が高価となっている。

本件薬品の購入価額は、予定価格と同価額またはこれにきわめて近い価額となっているが、その予定価格は、取引の実例等を調査し、需給の状況、契約数量の多少等を考慮して決定されたものではなく、長期間にわたり漫然と前回購入時の単価を基準として作成されていたもので、取引業者は国立弘前病院の場合と同じ範囲で選

定しているのに前記のような結果を生じているものである。

なお、右のうち八九点については、東北大学においても同年度中にこれを購入しているが、その購入単価を基準として計算すると約七十万円高価となっている。

補助金

（二一二）
（二一九）

公立諸学校施設整備に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの

（組織）文部本省　（項）公立文教施設整備費補助

昭和三十一年度における公立小中学校建物整備費補助金、公立特殊教育施設整備費補助金および公立諸学校危険校舎改築費補助金の経理の実態に関し、対象となった延三、三二一校の一四・二％に当る北海道ほか一五都府県所在の延四七〇校を実地について検査した結果、従来に比べて相当改善の跡が見受けられるが、なお、事業主体が国庫補助金の申請にあたり、その配分の基本となる保有坪数もしくは危険坪数を事実と異なる計数によったり、寄宿舎収容児童等の数を誤ったり、または実際の事業費が決定事業費に達しなかったりしている事態があるのに、申請のまま国庫補助金を交付したりまたは交付金額のまま精算しているため国庫補助金を除外すべきであると認められるものが左のとおり八件四、四七五、一〇〇円ある。

(1)　公立小中学校建物整備費補助金

	都道府県名	事業主体	工事	国庫負担基本額	国庫負担額	国庫負担基本額から除外すべき額	同上に対する国庫負担金相当額	摘要
				円	円	円	円	
（二一二）	北海道	静内郡静内町	静内中学校整備	三、三三三、〇〇〇	一、六六六、五〇〇	一、五七五、六〇〇	七八七、八〇〇	保有坪数を過少にしているもの
（二一三）	東京都中野区		桃園小学校戦災復旧	一、四八五、二〇〇	七四二、六〇〇（うち三十一年度への繰越額三四一、七〇〇）	四五〇、〇〇〇	三三五、〇〇〇	保有坪数を過少にし補助対象工事の実費が補助基本額に達していないもの
（二一四）	京都府	北桑田郡京北町	周山中学校整備	一、四四五、三〇〇	七三二、六〇〇	四〇九、一〇〇	三〇四、五〇〇	保有坪数を過少にしているもの
（二一五）	愛媛県	新居浜市	西中学校整備	二、四九九、一〇〇	一、二四九、五〇〇	四〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	同
（二一六）	大分〃	別府〃	青山中学校整備	四、五九三、三〇〇	二、二九六、六〇〇	二、九六八、八〇〇	一、四八四、四〇〇	保有坪数を過少にし補助対象工事の実費が補助基本額に達していないもの
	計			一三、三五五、九〇〇	六、六七七、八〇〇（うち三十二年度への繰越額三四一、七〇〇）	五、八〇三、五〇〇	二、九〇二、七〇〇	

(2)　公立特殊教育施設整備費補助金

	県名	事業主体	工事	国庫負担基本額	国庫負担額	国庫負担基本額から除外すべき額	同上に対する国庫負担金相当額	摘要
				円	円	円	円	
（二一七）	山梨県	山梨県立ろう学校		一、九〇三、八〇〇	九五一、九〇〇（うち三十二年度への繰越額五七一、一〇〇）	七九〇、八〇〇	三九五、四〇〇	寄宿舎収容児童等の数を過大にしているもの

(3)　公立諸学校危険校舎改築費補助金

	道県名	事業主体	工事	国庫補助基本額	国庫補助額	国庫補助基本額から除外すべき額	同上に対する国庫補助金相当額	摘要
				円	円	円	円	
(二一八)	北海道	中川郡豊頃村	豊頃小学校	三、六三六、〇〇〇	一、三二二、〇〇〇	一、九六九、五〇〇	六五六、五〇〇	危険坪数を過大にしているもの
(二一九)	大分県	大分郡大分町	加来中学校	五、八七三、三〇〇	一、九五七、七〇〇	一、五六四、六〇〇	五三二、五〇〇	同
計				九、五〇九、三〇〇	三、一六九、七〇〇	三、五三四、一〇〇	一、一七八、〇〇〇	

第五　厚生省

（一般会計）

不当事項

補助金

(二一〇)
(二五一)　**国庫補助金等の経理当を得ないもの**

（組織）厚生本省　（項）保健所費補助　ほか五科目

(一)　保健所、結核等予防事業に対する国庫補助金の経理当を得ないもの

(二一〇)
(二三六)　保健所法（昭和二十二年法律第百一号）に基く事業その他公衆衛生関係の予防事業に対する昭和三十年度国庫補助金の経理の実態に関し、三十二年中、北海道ほか二四府県および小樽ほか二三市についてその精算状況を検査したところ、補助基本額に補助の対象とならない経費を含めたり、誤算があったためすでに提出した精算書では補助不足となっていたものが補助超過となり、または補助超過がさらに多くなり国庫補助金の返納を要するものが北海道ほか一四府県において二二事項八、三五〇、五七八円あり、そのうち一事項二十万円以上のものをあげると左のとおり一七件七、五四九、九二三円である。

（注）左に掲記した道府県のほか宮城、福井両県

(1)　保健所費補助金

	道府県名	補助団体	事業年度	国庫補助基本額	国庫補助金交付済額	国庫補助基本額から控除すべき額	国庫補助金交付済額中返納を要する額	摘要
				円	円	円	円	
(二一〇)	北海道	北海道	三〇	二六三、〇四七、八八三	八九、九九六、六三四	四、六三二、六四六	一、五四〇、八八二	補助対象外の人件費、庁費を含めていたもの
(二一一)	同	小樽市	〃	一三、八九、四三六	四、三九六、三〇七	八九二、〇五一	二九七、一七九	補助対象外の人件費、旅費等を含めていたもの
(二一二)	千葉県	千葉県	〃	九二、九二七、三三六	三二、二九九、四四八	一、二三九、四九三	三七九、八二六	補助対象職員数の誤算によるもの
(二一三)	愛知 〃	愛知 〃	〃	一四四、五九三、六一四	四八、三八四、〇五五	一、四五二、一六七	四八三、七一九	補助対象外の人件費、旅費等を含めていたもの
(二一四)	京都府	京都市	〃	八四、八六〇、五〇六	二八、七九九、〇四六	一、〇〇五、四八五	三三五、一六二	同
(二一五)	大阪 〃	大阪府	〃	一〇八、八九七、七五	三六、三三五、九〇一	七九、一二四五	二〇〇、四〇八	同

	道府県名	補助団体	事業年度	国庫補助基本額	国庫補助金交付済額	国庫補助基本額から控除すべき額	国庫補助金交付済額中返納を要する額	摘要
				円	円	円	円	
（二二六）	大阪府	大阪市	三〇	一五三、六四四、〇六六	五一、九三九、九〇四	七三、一一五	二四三、七〇五	補助対象外の人件費、庁費を含めていたもの
（二二七）	同	堺〃	〃	一三、六七七、四一九	四、五七〇、一一一	八、二八、三九一	二七六、一三一	補助対象外の人件費、旅費等を含めていたもの
（二二八）	兵庫県	兵庫県	〃	一一、七八、八五〇	三八、八八七、八九五	一、三四五、七六七	四四八、五八八	同
（二二九）	同	神戸市	〃	四九、一九八、五〇一	一六、五一一、二八二	一、三五三、〇四五	四五一、〇一三	補助対象職員数の誤算によるもの
（二三〇）	山口県	山口県	〃	八〇、一八四、九七八	二七、三四八、五二〇	一、一〇一、七一五	三六七、三三八	補助対象外の人件費、旅費等を含めていたもの
（二三一）	徳島 〃	徳島 〃	〃	五〇、三四八、六二〇	一六、九八七、六九〇	二、〇〇七、九三〇	六六九、三一〇	補助対象外の人件費、庁費を含めていたもの
（二三二）	福岡 〃	福岡 〃	〃	一六八、五五二、〇一三	五七、三六二、四一三	一、五五四、一三〇	五一八、〇七六	補助対象外の人件費、旅費等を含めていたもの
（二三三）	大分 〃	大分 〃	〃	七七、五一〇、一四〇	二五、八一五、二四〇	一〇三、一三八	三三、二三九	同
	計			一、四一〇、四〇〇、〇七六	四七八、五三四、四四六	一九、八五五、四一八	六、五三三、四七八	

(2) 結核予防費補助金

	県名	補助団体	事業年度	国庫補助基本額	国庫補助金交付済額	国庫補助基本額から控除すべき額	国庫補助金交付済額中返納を要する額	摘要
				円	円	円	円	
（二三四）	宮崎県	宮崎県	三〇	四八、〇八八、五四〇	二四、一五一、〇七五	五六八、九七三	二八四、四八七	補助対象外の経費を含めていたもの

(3) 性病予防費補助金

	県名	補助団体	事業年度	国庫補助基本額	国庫補助金交付済額	国庫補助基本額から控除すべき額	国庫補助金交付済額中返納を要する額	摘要
				円	円	円	円	
（二三五）	広島県	広島県	三〇	四、八六二、四六	三、〇四六、七二	九〇一、三六〇	四五〇、六七九	補助対象外の経費を含めていたもの
（二三六）	熊本 〃	熊本 〃	〃	二、七四七、八九三	一、三七三、九四六	五六二、五五七	二八一、二七九	補助対象外の経費を含めるなどしていたもの
	計			七、五六四、〇四一	四、四二〇、六六七	一、四六三、九一七	七三一、九五八	

このような事態については、毎年度の検査報告に掲記して注意を促してきたところであり、関係当局の改善への努力はうかがわれるが、なおこのような事例があるのは、本件国庫補助金の算定の基礎となる経費の範囲についての解釈が地方公共団体に徹底していなかった向もあるとともに算定方法が複雑である関係もあり、また、一部の地方公共団体において正当交付額以上に交付を受けようとする傾向も依然として跡を絶たないことによるものと認められる。

（二）　簡易水道施設費補助金の経理当を得ないもの

（二三七）
（二三八）　昭和二十八、二十九および三十年度において、市町村が事業主体となって布設した簡易水道に対する国庫補助金の経理に関し北海道ほか二四府県について実地に検査したところ、補助工事を申請どおりに施行していなかったり、低額に施行した工事を申請どおりに施行したものとして精算しているなどのため国庫補助金の超過交付となっているものが宮城ほか二県(注)において四事項九五三、二五七円あり、そのうち一事項二十万円以

上のものをあげると次のとおり二件七三六、五二五円である。

（注）宮城、山梨、兵庫各県

（二三七） 宮城県で、栗原郡若柳町（旧大岡村）が昭和二十八、二十九両年度に施行した簡易水道新設事業費一〇、九二〇、〇〇〇円に対し交付した国庫補助金二、七三〇、〇〇〇円につき、大岡村では補助申請額どおりの事業を施行し国庫補助金に過不足がないものとして精算を了しているが、その精算内容をみると、配水管工事について当初設計額より六〇六、四六三円低額で請け負わせ、また、送水管工事延長五二九メートル工事費一、二九五、〇八五円相当のものが施行されていないため事業費は九、〇一八、四五二円が正当であって、差額一、九〇一、五四八円に対する国庫補助金四七五、三八七円が超過交付となっている。

なお、右事業の施行にあたっては、付近に水源が得られなかったため、既設の旧岩ヶ崎町上水道用水源から分水を受け、同村までの間は隣村旧沢辺村の簡易水道送水管を利用する計画で、これに対し沢辺村に負担金四、〇〇〇、〇〇〇円を支払うこととしていたところ、二十九年十二月大岡村が若柳町に合併となり、これに伴って生じた諸般の事情から負担金の支払が解決をみないまま遷延した。このため二十八、二十九両年度の事業は一応施行されたが、布設した配水管も沢辺村との接続点が中断されていて三十二年七月会計実地検査当時においても全く通水されていなかったばかりでなく、三十年度に施行することとしていた配水池工事も中止のままとなっていて、簡易水道としての完全な機能が果されておらず補助の効果も十分には達せられていない。

（二三八） 山梨県で、南都留郡河口湖町（旧大石村）が昭和二十九、三十両年度に施行した簡易水道新設事業費六、九〇〇、〇〇〇円に対する国庫補助金一、七二五、〇〇〇円につき、大石村では国庫補助金に過不足がないものとして精算を了しているが、請負費および夫役賃金等が設計額より少額で足りたため実際の工事費は五、八五五、四四六円にすぎず、差額一、〇四四、五五四円に対する国庫補助金二六一、一三八円が超過交付となっている。

（三）児童保護費負担金の経理当を得ないもの

（二三九）（二四一）児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に基く児童福祉施設の児童保護に要した費用として都道府県または市町村が昭和三十年度に支弁した金額に対する国庫負担金は五十四億三千六百余万円であって、右国庫負担金の交付基準は、厚生省において国庫負担基準額の限度を定め実支弁額がこれを上回る場合は限度額を、また、下回る場合はその実支弁額をそれぞれ国庫負担基準額とし、もし同法第五十六条の規定に基く徴収金がある場合には右限度額または実支弁額から徴収決定済額を控除したものを国庫負担基本額とし、その十分の八相当額を国庫負担金として交付しているが、その経理状況を検査した結果は次のとおりである。

（精算にあたり処置当を得ないもの）

（二三九）（二四一）事業主体における精算処置の当否についての検査は前年に引き続き施行することとし、本年は北海道ほか二七府県および管内四四五市町村について実地に検査したところ、国庫負担基準額を誤ったり、徴収金の一部を脱漏していたりして精算を了していたため、国庫負担金の超過交付となっているものが千葉、愛知両県お

よび大阪府において四事項一、三二四、四七二円あり、そのうち一事項二十万円以上のものをあげると左のとおり三件一、一七一、九二一円である。

	府県名	事業主体	施設種別	国庫負担基本額	国庫負担金交付済額	国庫負担精算済額	国庫負担基本額から控除すべき額	精算済額中さらに返納を要する額	摘要
				円	円	円	円	円	
（二三九）	愛知県	愛知県	養護施設ほか一〇	一四九、二六六、一二〇	一三二、一〇四、〇〇〇	一九、四二八、八九五	二九二、七九六	三三四、三三六	国庫負担基本額の算定にあたり徴収金の一部を脱漏していたことによるもの
（二四〇）	大阪府	大阪府	養護施設ほか七	二五六、五六二、六〇八	二〇四、八三三、五五一	二〇五、二五〇、〇八四	一、二八〇、一七四	五九六、六〇四	国庫負担基本額の算定にあたり支出額を過大に計上したことなどによるもの
（二四一）	同	吹田市ほか一	保育所	二、六四五、一二六	二、一一六、一〇一	二、一一六、一〇一	四二六、三五一	三四一、〇八一	国庫負担基本額の算定にあたり徴収金の一部を脱漏していたことによるもの
計				四〇八、四九三、八五四	三三八、〇四九、〇五二	三三六、七九五、〇八〇	一、九九九、三二一	一、一七二、九二一	

（保育所に関する経理が適切でないもの）

（二四二） 児童福祉施設のうち保育所は施設数においてその八三％を占め、この国庫負担金も前記五十四億三千六百余万円の約二分の一を占める二十四億三千百余万円の巨額に達しているが、保育所に入所した児童に要する費用は、原則として児童福祉法第五十六条第一項の規定に基き市町村長が本人またはその扶養義務者から徴収することとなっており、例外として本人またはその扶養義務者に負担能力がない場合にかぎり、同条第二項の規定により市町村が代って費用の全部または一部を負担しなければならないことになっていて、この場合には、市町村長が、児童福祉司、社会福祉主事または児童委員の意見を聞いたうえで負担能力の程度を決定することとなっている。しかるに、昭和三十二年中の会計実地検査において、山形県ほか二〇府県管内の一、一九一市町村における保育所四、〇八九箇所のうち、その約三〇％に当る三五四市町村の保育所一、二四〇箇所八八、一三八世帯についてその運営状況を調査したところ、本人または扶養義務者の負担能力の程度を決定するにあたってはこれらのものの収入、資産等の状況についてよく調査すべきであるのに、負担能力決定の基本である各世帯の収入認定についてこれをしている市町村はほとんどなく、また、児童福祉司等の意見を徴している例もきわめて少ない状況で、扶養義務者の申告額をそのまま容認しているため、勤労所得者の申告額と収入額とが著しく相違していると認められるものがあったり、自営業者でさらに勤労収入がある場合これを全く脱漏したり、または職業等からみて十分に費用の負担能力があると認められる者について負担能力を過少にみているなどの事例が多数見受けられた。

いま、仮に市町村に備え付けてある児童保護台帳、市町村民税課税台帳その他の関係資料に記載してある収入に厚生省の徴収基準を適用して徴収すべき金額を算定すれば、市町村長が徴収決定した徴収金との間に開差の認められるものが山形県ほか一九府県(注)管内の二五七市町村において徴収額で約七千九百六十五万円、国庫負担金相当額で約五千五百十三万円ある。

（注）山形、栃木、富山、石川、福井、山梨各県、京都、大阪両府、兵庫、奈良、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、熊

本、宮崎、鹿児島各県

（四）国民健康保険助成交付金の経理当を得ないもの

（二四三）
（二五一）　国民健康保険助成交付金の経理状況については、昭和二十八年度以降毎年度の検査報告に掲記して注意を促してきたところであるが、三十二年中の会計実地検査においても、三十年度分助成交付金として三十年度中概算交付した四十九億七千九百余万円、三十一年度中追加交付した十億四千三百余万円の対象となった三、〇八九保険者のうち、北海道ほか二一府県で、その約九％に当る二九六保険者について交付金の経理状況の適否を調査したところ、関係当局の指導監督が強化されていて、従来見受けられた交付要件に適合しないものを適合したものとして交付している事例は見受けられず改善への努力の跡がうかがわれはするが、なお、交付金算定の基礎となる保険料調定額、同収納額、一般会計繰入金、療養給付費保険者負担分が事実と相違した申請に対して交付したため超過交付となったものが北海道ほか八県（注）において一八事項五、一〇二、七一六円（うち追加交付分三、七九七、一一一円）あり、そのうち一事項二十万円以上のものをあげると左のとおり九件三、七五二、八九七円である。

（注）北海道、宮城、埼玉、富山、石川、山梨、愛媛、宮崎、鹿児島各県

	道県名	保険者	助成交付金交付済額	正当交付額	超過交付額	摘要
			円	円	円	
（二四三）	北海道	北村	二三二、五六七	二〇五、九五八	二五六、〇八四	保険料収納額および療養給付費保険者負担分が事実と相違していたことによるもの
（二四四）	同	平取町	四、七六五、一二五	四、二九二、一四六	四七四、一二九	保険料調定額、同収納額および療養給付費保険者負担分が事実と相違していたことによるもの
（二四五）	富山県	高岡市	二二、一二七、六一七	二〇、七五四、九八二	三七二、六三五	保険料収納額が事実と相違していたことによるもの
（二四六）	同	礪波〃	一二、五六〇、三一七	一〇、八一五、三一五	七四四、九〇三	同
（二四七）	同	入善町	四、七七七、二六八	四、五五四、五九四	二三二、六七四	同
（二四八）	石川県	能都〃	二、四五三、四四三	二、一七六、八三五	二七六、六〇八	保険料収納額および療養給付費保険者負担分が事実と相違していたことによるもの
（二四九）	愛媛〃	広見〃	四、一五九、九一四	三、五八三、九二九	五七五、九八五	保険料収納額が事実と相違していたことによるもの
（二五〇）	宮崎〃	小林市	五、一三、九六四	四、六七一、三五〇	四五一、六一四	保険料調定額、同収納額ならびに一般会計繰入金および療養給付費保険者負担分が事実と相違していたことによるもの
（二五一）	同	飯野町	三、一一五、四三一	二、七三七、一六五	三七八、二六六	一般会計繰入金等が事実と相違していたことによるもの
	計		五九、三九七、八〇二	五五、六四四、九〇五	三、七五二、八九七	

（厚生保険特別会計）

昭和三十一年度における健康勘定の損益計算書によると、利益の部、保険料収入等五百五十九億四千余万円、損失の部、保険給付費等五百十一億七千百余万円で、差引四十七億六千九百余万円の利益となっているが、この損益計算には社会保障制度の確立を促進することを目的として一般会計から繰り入れた三十億円を利益に計上しているので、これを控除して計算すると同年度の純利益は十七億六千九百余万円となる。

前年度において二十三億二千三百余万円の純損失であったのに比べてこのように利益となったおもな原因は、

収入面において経済界の好転等により被保険者数が増加したことおよび被保険者一人当り標準報酬月額が上昇したことにより前年度に比べて保険料収入が八十一億百余万円増加したのに対し、支出面において被保険者数が増加し、受診率もやや上昇したにもかかわらず保険給付一件当りの金額が減少したため、保険給付費が三十六億三千四百余万円の増加にとどまったことによる。

また、貸借対照表における未収金三十七億五千七百余万円のうちには二十九年度以前の分が十七億六千五百余万円含まれており、このうちには不納欠損のおそれがあると認められるものがあるから留意を要するところである。

しかして、本院においては、前年に引き続き実施機関における事務執行面の適否について実地に調査したところ、前年と同様に多額に上る保険料の徴収不足をきたしているものがあったほか被保険者としてはならないものなどに保険給付をしているような不適正な事例が見受けられた。

不当事項

保険

(二五二)
(二七九)　**保険給付の適正を欠いたもの**

（健康勘定）（項）保険給付費

政府管掌健康保険事業において、長期疾病に対する療養の給付が正当な被保険者および被扶養者になされているか、その給付内容は適正であるか、また、傷病手当金等の現金給付は適正であるかどうかを検討するため、北海道ほか二八都府県の二〇保険課および七二社会保険出張所管内において、国立療養所等で昭和三十一年四月一日以降入院加療を受けた被保険者および被扶養者二六、七九五人について個別に調査を実施した。その結果保険給付の適正を欠くと認められるものは鳥取県を除き二八都道府県に見受けられ、三十二年九月までに給付したものをあげると、

(ア)　使用関係があるように装い被保険者資格を取得して受診したり、被保険者であった者が資格喪失後受診したりするなど被保険者と認められない者に対して給付したもの　一四二人　二一、〇六二、六〇三円、

(イ)　法定給付期間の三年を経過した後引続き受診した者や業務上の疾病について受診した者等に対し給付したもの　二七人　一、四三四、五三四円、

(ウ)　事業所から報酬を受けている者に対して傷病手当金等を給付したもの　二六七人　一、八七六、四四八円

計四三六人二四、三七三、五八五円に上っている。

このような事態については、従来から注意を喚起してきたところであり、その後各保険課および社会保険出張所において社会保険診療報酬支払基金から回付された診療報酬請求明細書に対する審査を強化し、長期疾病

に対する給付記録票を作成するなど当局の努力はうかがわれるが、なお被保険者資格の取得および喪失についての適否の確認、保険医療機関との連絡が十分に行われていないと認められる。

前記不適正給付額を都道府県ごとに集計すると左のとおり二八件である。

	都道府県名	保険課および社会保険出張所数	調査人員	保険給付の適正を欠いたもの 人員	保険給付の適正を欠いたもの 金額
			人	人	円
（二五二）	北海道	七	一、六二三	五三	一、八八二、一二五
（二五三）	宮城県	二	一、七二二	一三	九八二、二四六
（二五四）	山形〃	一	二二六	七	一、六五一、八二五
（二五五）	栃木〃	一	四八五	一〇	二八八、九六五
（二五六）	埼玉〃	二	一二一	四	二七六、三六四
（二五七）	千葉〃	一	二七四	七	四一八、〇一八
（二五八）	東京都	一六	二、七七二	七二	四、一二二、〇五五
（二五九）	神奈川県	五	六〇七	九	七五九、一五八
（二六〇）	富山〃	二	一、一三一	四	二五二、二八九
（二六一）	石川〃	一	七八五	三六	七六、五四〇
（二六二）	福井〃	一	一二三	五	五一、三八八
（二六三）	山梨〃	一	一三七	五	一四、一五五
（二六四）	愛知〃	八	一、六九五	七	六九二、一六四
（二六五）	京都府	三	一、八六六	一二	二、三七五、八九六
（二六六）	大阪〃	一二	二、五一一	一三	二、一七七、六〇三
（二六七）	兵庫県	五	一、〇六四	七九	八一四、六六〇
（二六八）	島根〃	一	五二九	二	四四八、一〇七
（二六九）	広島〃	四	一、〇一六	二三	三一八、七一九
（二七〇）	山口〃	三	一、三七五	二二	二、五七二、九一六
（二七一）	徳島〃	一	一、一五〇	一三	三七〇、八六三
（二七二）	香川〃	一	二、三七四	五	三七七、三二六
（二七三）	愛媛〃	二	四七二	三	七三〇、〇二七
（二七四）	高知〃	一	四二五	四	三二八、三三二
（二七五）	福岡〃	六	一四三	二	二〇五、四七五
（二七六）	熊本〃	一	四三五	四	五七三、八三七
（二七七）	大分〃	一	九四二	六	六〇八、二一八
（二七八）	宮崎〃	一	二三九	一〇	四二七、八九八
（二七九）	鹿児島〃	一	二八七	六	五七六、四一六
	計	九一	二六、五二九	四三六	二四、三七三、五八五

是正させた事項

保　険

（二八〇）健康保険および厚生年金保険保険料の徴収不足を是正させたもの
（三〇四）

（健康勘定）（款）保険料収入　（項）保険料収入
（年金勘定）（款）保険料収入　（項）保険料収入

政府管掌健康保険および厚生年金保険事業における保険料の徴収については、すでに昭和二十九、三十両年度の検査報

告で被保険者の標準報酬月額を適確に調査し適正な保険料を徴収するよう注意してきたところであるが、三十二年においても、北海道ほか二四都府県において一七保険課および五六社会保険出張所管内の一六五、二五一事業所のうち一・六％に当る二、八〇三事業所について個別に調査したところ、定時決定時における標準報酬月額が過少であったり、改訂すべき標準報酬月額がそのままになっていたり、被保険者の資格取得届が提出されていなかったなどのため保険料の徴収不足をきたしているものが前年同様右都道府県のすべてに見受けられ、これを徴収決定させたものが、前記二、八〇三事業所の四二・六％に当る一、一九三事業所で健康保険保険料において六五、二四九、四五八円、厚生年金保険保険料において一八、九一五、六四六円計八四、一六五、一〇四円あり、これを都道府県ごとに集計すると左のとおり二五件である。

	都道府県名	徴収不足 健康保険保険料	厚生年金保険保険料	計	納付義務者数
		円	円	円	
（二八〇）	北海道	九五七、二六〇	二八二、七三五	一、二三九、九九五	四四
（二八一）	宮城県	三、五〇八、二五〇	一、一七二、二三〇	四、六八〇、四八〇	一四六
（二八二）	山形〃	四、〇四六、〇一〇	一、二九八、一五五	五、三四四、一六五	四六
（二八三）	埼玉〃	一、四二九、四一五	四五四、七一〇	一、八八四、一二五	四二
（二八四）	千葉〃	四、五七八、二一〇	一、三六九、六八〇	五、九四七、八九〇	四四
（二八五）	東京都	九、八二五、五六五	二、二一九、五三五	一二、〇四五、一〇〇	二四九
（二八六）	神奈川県	一、五九七、一七五	三三九、一三〇	一、九三六、三〇五	四四
（二八七）	富山〃	七〇六、一六〇	二五八、七八〇	九六四、九四〇	一九
（二八八）	石川〃	五八八、五一〇	二五五、二一〇	八四三、七二〇	一七
（二八九）	愛知〃	八、三八五、五五五	二、六五八、四八〇	一一、〇四四、〇三五	五三
（二九〇）	京都府	一、四九九、七四五	四二六、一八〇	一、九二五、九二五	二二
（二九一）	兵庫県	五、六二七、〇二五	一、四七六、七二五	七、一〇三、七五〇	六七
（二九二）	鳥取〃	四二六、〇七五	一六〇、五九〇	五八六、六六五	二七
（二九三）	島根〃	一、〇一二、〇八八	三六八、七一六	一、三八〇、八〇四	三九
（二九四）	広島〃	一、九九〇、九一五	六八五、九五〇	二、六七六、八六五	四一
（二九五）	山口〃	五、二五三、九九〇	一、九一九、二一〇	七、一七三、二〇〇	七九
（二九六）	徳島〃	九五、七九〇	二八、八〇〇	一二四、五九〇	六
（二九七）	香川〃	一〇〇、六九五	三三、二〇〇	一三三、八九五	六
（二九八）	愛媛〃	一、一八七、六六〇	五〇一、二九〇	一、六八八、九五〇	三一
（二九九）	高知〃	四五二、七五〇	一七三、一二〇	六二五、八七〇	一六
（三〇〇）	福岡〃	四、五一八、七三五	七〇〇、七七〇	五、二一九、五〇五	四〇
（三〇一）	熊本〃	一、七四〇、四七〇	五六四、一四〇	二、三〇四、六一〇	二九
（三〇二）	大分〃	四三四、一三五	一四七、四五〇	五八一、五八五	一六
（三〇三）	宮崎〃	二、五五四、五七五	六五五、八三〇	三、二一〇、四〇五	三三
（三〇四）	鹿児島〃	二、七三二、七〇〇	七六五、〇三〇	三、四九七、七三〇	三七
	計	六五、二四九、四五八	一八、九一五、六四六	八四、一六五、一〇四	一、一九三

このような事態を生じたのは、主として事業主において届出義務を怠ったり、届出に不実な点があったことなどによるものであるが、実施機関側においても事業主についての調査および指導監督が十分でなかったことによるものと認められる。

第六　農林省

（一　般　会　計）

昭和三十一年度歳出決算額は九百四億四千六百余万円で、そのうち国が直轄または都道府県に委託して施行する土地改良、開拓、干拓等の事業および機械の整備等に使用したものは百五十億千九百余万円であり、また、地方公共団体等の施行する事業に対する国庫補助一九一費目四百九十五億九千五百余万円のうち土地改良、地盤変動対策、林道開設、漁港修築および災害復旧等公共事業関係は七一費目三百二十億七千九百余万円となっている。

（直轄工事について）

北海道開発局および各農地事務局の施行した直轄工事については、農業水利、開拓、干拓等の工事を施行する一三一地区および七五事業所のうち三九地区および四〇事業所の会計実地検査を施行したところ、工事費から架空の人夫賃等の名義により支払に立てるなどにより別途資金を手元に保有し、ほしいままに旅費、補償費等に使用していたり、請負工事費の積算において機械の償却修理費、砂利、砂の運搬費およびしゅんせつに要する経費等の検討が十分でなかったため積算が過大となっているものや、工事の施行にあたり現地に適合しない機械を導入しているものなどが見受けられた。

（代行工事について）

国営土地改良事業の一部を都道府県に施行させている代行工事については、全国における開墾、干拓等の工事現場八七九箇所のうち二八四箇所を実地に検査したところ、関係当局の指導監督の強化により不当事項は逐年減少し、相当改善の跡がみられるが、なお、利用可能な既存道路の改修を行なっているもの、工事の施行が粗漏で手直しを要するもの、出来高が不足しているものまたは設計の過大なものなどが見受けられた。

（公共事業に対する国庫補助の経理について）

地方公共団体および土地改良区等が施行した土地改良、地盤変動対策、林道開設、漁港修築および災害復旧等各種補助工事の不当事項については、すでに昭和二十六年度以降毎年度の検査報告において多数指摘してきたところであるが、三十二年中、全国工事現場四一、〇五六箇所のうち九％に相当する三、七二〇箇所を実地に検査したところ、相当改善の跡が認められたが、なお不当な事例が少なくなく、国庫補助を除外すべき額一工事十万円以上のものだけでも七三三工事二億六千五百余万円に上り、しかもその大部分は事業主体が正当な自己負担をしていないものであって、そのうちには国庫補助以下で工事を施行しているものさえ見受けられた。

しかして、公共事業関係補助工事の不当事項については、工事完成後においてはその是正が困難な場合が多く、むしろ工事完成前に査定の内容を検査し、早期に注意してその是正を促すことが効果的であると認め、三十一年発生災害について早期に検査を実施するとともに二十八、二十九、三十年発生災害の復旧工事未着手の地区等についてもあわせてこれを実施することとし、査定額がとくに多額な秋田ほか一〇県を選び四千三百余箇所工事費査定額二十六億千百余万円について検査した。その結果は、なお二重査定、災害便乗、設計過大等の事例が

見受けられたので注意したところ、千六百余箇所の工事につき工事費において二億九千余万円を減額是正することとなった。

（昭和二十九、三十両年度の検査報告掲記事項の事後処理状況について）

昭和三十年度決算検査報告で指摘した不当工事のうち、国庫補助を除外すべき額一工事二十万円以上のものは五二三件で、そのうち当局において国庫補助を返還または減額することとしたものは三八七件、この処理に代えて手直しまたは補強することとしたものは八九件、一部を返還または減額し、一部を手直しまたは補強することとしたものは四七件である。

右のうち国庫補助を返還または減額することとしたもの四三四件については、三十二年九月末現在三三二件が処理済となっている。また、昭和二十九年度決算検査報告に掲記したもののうち国庫補助を返還または減額することとしたもので三十一年九月末現在処理未済であった九二件のうち三十二年九月末現在なお処理未済となっているものが四三件ある。

また、手直しまたは補強することとしたもののうち、青森県ほか一四府県内の昭和三十年度決算検査報告掲記の分六六箇所、昭和二十九年度決算検査報告掲記の分一三四箇所につきその施行状況を三十二年四月から七月までの間に現地について検査したところ、三十年度分については、工事が完成していたものは三二箇所にすぎず、一六箇所は工事中であり、一八箇所は未着工であったが、工事中の一六箇所のうちには、出来高が二〇％にも満たないもの、工事現場に資材を準備した程度にすぎないもので検査のあることを知り急きょ着工したとみられるものがあった。また、二十九年度分については、青森ほか四県内において実地検査当時なお未着工のものが六箇所、工事中のものが八箇所であって、なかには着工の見とおしの全然たたないもの、または完成までになお二年余を要することとしているものがあった状況である。しかして、手直し工事等が完成したもののうちには、なお手直しまたは補強の効果が十分あがっていないものが八箇所（うち二十九年度分六箇所）見受けられた。

なお、検査当時工事中または未着工となっていた二十九年度分一四箇所、三十年度分三四箇所のうち、三十二年九月末現在工事を完成した旨の報告のあったものは二十九年度分一箇所、三十年度分一六箇所となっている。

（公共事業関係以外の国庫補助の経理について）

公共事業関係以外の国庫補助の経理については、昭和三十一年に引き続き、主として末端の事業施行者に交付される農村振興、農産物増産、開拓実施等の補助金二六費目四十九億三千三百余万円ならびに三十一年度国庫補助のうち農山漁村建設総合対策費補助金ほか三四費目五十七億二千百余万円を選び四百余の市町村と各種組合を実地に検査したが、その結果は、一部改善の跡の認められたものもあるが、なお補助の対象とはならない事業を実施していたり、補助金をその目的外に使用していたり、精算額を過大に報告して補助金の交付を受けているものなどの事例が少なくなく、国庫補助の経理当を得ないと認められるものが検査の結果判明したものだけでも八百余件五千六百余万円に上っている。

（利子補給金の交付について）

風水害、冷害等の天災により損害を受けた農林漁業者に対し、その経営や施設の災害復旧のため低利で融通される災害融資金に関しては、昭和三十一年に引き続き六六七融資機関の融資総額三十二億八千二百余万円について実地に検査したところ、融資機関において資金を貸し付けないで運用していたり、融資の目的に反して使用しているなどの事例が多く、融資金の貸付または使用当を得ず、これに対する国庫利子補給の必要がなかったと認められるものが検査の結果判明したものだけでも三一三融資機関で融資総額三億三千百余万円これに対する国庫利子補給済額三千余万円に上っている。また、有畜農家創設計画に基いて乳牛、役肉用牛、馬またはめん羊を導入する農家に対し、農業協同組合が貸し付ける有畜農家創設資金に関しても、四一四組合の融資総額四億八千二百余万円について検査したところ、資金の貸付または利子補給金の使用当を得ず国庫利子補給の目的を達していないと認められるものが一二八組合で融資総額千四百余万円国庫利子補給済額三百余万円となっている。

不当事項

予算経理

（三〇五）　直轄工事の経理がびん乱しているもの

（組織）農林本省　（項）土地改良事業費

農林省信濃川左岸農業水利事業所で、昭和三十年四月から三十一年十一月までの間に、正規の経理をすることなく工事費から架空の人夫賃等の名義により支払に立てるなどの方法により二二九、二〇〇円の資金をねん出し、これに請負工事の出来形が不良となっていたり、工事費の積算が過大となっていることを事由として関係建設業者から収受した一、一四九、五〇〇円および別に信濃川土地改良区連合等から供与を受けた一、二一二、四〇五円を合わせ二、五九一、一〇五円を別途に保有して、うち六八三、三八〇円を旅費に、五九二、六〇〇円を補償費に、三一八、〇〇〇円を接待費に、二五八、〇〇〇円を職員のレクリエーション経費に、六九八、五〇五円を食糧費、宿舎借上料補助等に使用し、三十二年五月本院会計実地検査当時残額四〇、六二〇円を現金で保有していた。

工事

（三〇六）―（三五〇）

（三〇六）
（三一〇）

直轄工事の施行にあたり処置当を得ないもの

（組織）農林本省　（項）土地改良事業費　ほか三科目

北海道開発局札幌開発建設部ほか三箇所で施行した農業水利、開拓、干拓各事業のうち、機械の償却修理費、用材の材積、しゅんせつに要する経費等を過大に見積ったものや減額を要するものが左のとおり五件六、四四四、〇〇〇円ある。

	庁名	工事	請負人	着工年月 完成年月	工事費	設計過大または減額を要する額
（三〇六）	北海道開発局札幌開発建設部	新十津川地区かんがい第三期えん堤盛土二八、二六四立米等の施行	鹿島建設株式会社	三一、一一 〃 五	三一、四二一、〇二七円	一、三三四、〇〇〇円
（三〇七）	同釧路開発建設部	根釧地区農地開発建設道路延長二五、八一九メートルの施行	伊藤組土建株式会社ほか三会社	三一、一二 〃 六	六九、八八八、九一二	二、一〇三、〇〇〇
（三〇八）	金沢農地事務局	新川農業水利事業旧広通江幹線ほか一	高幸株式会社ほか二会社	三一、三二 〃 六 五	二六、四一六、〇〇〇（うち三十二年度分一、九七〇、〇〇〇）	六九三、〇〇〇
（三〇九）	同	加賀三湖干拓建設事業新堀川開さく	株木建設株式会社	三一、三二 〃 五 三	三七、四一四、〇〇〇	一、一五九、〇〇〇
（三一〇）	京都農地事務局	東条川農業水利事業船木池堤体	第一土木工業株式会社	三一、三二 〃 四 三	四一、〇九〇、〇〇〇	一、〇五五、〇〇〇
（三一一）（三五〇）	計				二〇六、一二九、九三九（うち三十二年度分一、九七〇、〇〇〇）	六、四四四、〇〇〇

（三〇六）北海道開発局札幌開発建設部　新十津川地区かんがい第三期えん堤盛土二八、二六四立米等の施行にあたり、請負人のブルドーザーを二、一五〇時間使用することとしてその償却修理費二、七七〇、三〇〇円を積算しているが、実際にこれを使用したのは一、四二〇時間にすぎず、残りの七三〇時間相当の工事は同開発建設部が本件工事のため請負人に無償貸与しているブルドーザー四台で施行しているものであるから、この分に相当するブルドーザーの償却修理費一、二六七、五〇〇円は減額すべきであり、諸経費を含め一、三三四、〇〇〇円が高価となっている。

（三〇七）同釧路開発建設部　根釧地区農地開発建設道路延長二五、八一九メートルの施行にあたり、うち、敷砂利一五、一〇八立米および敷砂六、八九五立米は、すべて工事現場と四キロメートルから一〇キロメートル離れた地点にいったん集積し、これをさらに現場に運搬することとして立米当り砂利一、八四六円から二、〇九五円、砂九九六円から一、二六四円総額三七、八七〇、九〇九円を積算しているが、本件工事の工程からみてその半量程度は現場に直接運搬することが可能であり、現に、請負人も六割程度を直接運搬している状況であるから、全量を二段輸送するよう積算する要はなかったもので、いま、仮にその半量程度を現場に直接運搬することとして計算すれば立米当り砂利一、六三三円から二、〇九五円、砂八六八円から一、二六四円総額三五、九五七、九八八円となり、諸経費を含め二、二〇三、〇〇〇円が高価となっている。

（三〇八）金沢農地事務局　新川農業水利事業旧広通江幹線ほか一　高幸株式会社ほか二会社

水路延長一、八四三メートルの詰ぐい等に使用する杉および松の素材は、末口の直径に太りの係数を加え、その二乗の八割に長さを乗じて総石数を一、一二五石とし、これに一般取引価格の石当り単価二、二〇〇円から二、五〇〇円を乗じて総額二、七三八、一七三円を積算しているが、一般にこの種木材の取引建値は末口直径の二乗に長さを乗じて石数を算出したもので決められているものであるから、一般取引価格による場合は右によりその材積を計算すべきものと認められ、これにより計算すれば総石数は八九二石となり、これに前記石当り単価を乗すると総額二、一六六、八〇八円で足り、諸経費を含め六九三、〇〇〇円が高価となっている。

（三〇九）同　加賀三湖干拓建設事業新堀川開さく　株木建設株式会社

水路延長五七五メートルの掘さく二五七、一九〇立米を施行するにあたり、二〇〇馬力のポンプ式しゅんせつ船二隻を使用し、一隻当りの乗務員を九人としてその解体組立費、排砂管費、雑船費および運転費を立米当り四六円九五総額一二、〇七五、〇七〇円と積算しているが、本件工事は前記土量からみて一隻で施行することが可能であり、また、乗務員もこの種しゅんせつ船では通常七人程度を見込めば足りたもので、現に、請負人もポンプ船一隻を使用し乗務員七人により施行している状況である。いま、仮にこれにより計算すれば前記経費は立米当り四二円四五総額一〇、九一七、七一五円となり、一、一五九、〇〇〇円が高価となっている。

（三一〇）京都農地事務局　東条川農業水利事業船木池堤体　第一土木工業株式会社

堤体盛土八二、四六四立米の施行にあたり、盛土の運搬には請負人のダンプトラックを一、〇三〇時間使用することとしてその償却修理費一、三二六、六四〇円を積算しているが、実際にこれを使用したのは六三〇時間にすぎず、残りの四〇〇時間相当の工事は同農地事務局が本件工事のため請負人に無償貸与したダンプトラック三台で施行しており、また、工事の連絡および機械部品等の運搬には契約上当然請負人のものを使用することとなっているのに、右貸与ダンプトラックを三四二時間使用しているため前記六三〇時間からこれを差引計算すると結局請負人のものは二八七時間使用したにすぎないこととなり、七四三時間分に相当する償却修理費九五六、九八四円は減額すべきであり、諸経費を含め一、〇五五、〇〇〇円が高価となっている。

（三一一）（三五〇）計　六、四四四、〇〇〇円

代行工事の施行にあたり処置当を得ないもの

（昭和三十年度）（組織）農林本省（項）開拓事業費　ほか四科目

（組織）農林本省（項）開拓事業費　ほか五科目

農林省で、事業費の全額を国が負担して開墾、干拓等国営土地改良事業の一部を都道府県に実施させている

代行工事については、北海道開発局および仙台農地事務局ほか六箇所でその経費を支出しているものであるが、本院において、昭和三十二年中、前年に引き続きこれら代行工事施行地区八七九箇所のうち、北海道ほか一九県につきその三二・三％に相当する二八四箇所を検査したところ、代行工事として施行することが適当でない既存の道路の改修工事を行なっているもの、事業計画が当を得ないため不経済となっているものがあり、また、工事の内容についてみると、施行が粗漏で手直しを要するもの、出来高が不足しているのに設計どおり完成したものとして請負代金の全額を支払っているもの、現地の調査が不十分で工事費の積算が過大となっているものなどが北海道開発局および仙台ほか五農地事務局(注)で支出したもののうちに見受けられ、不当金額一工事十万円以上のものを集計すると五六工事六一、七四二、〇〇〇円に上っている。

この種不当工事については、二十九、三十両年度の検査報告において多数を指摘し、関係当局に対し注意を喚起したところ、農林省および北海道開発局の指導、監督の強化ならびに工事を施行する都道府県当事者の努力により相当改善の跡が見受けられたが、なお、既存の県道または町村道を利用して営農上支障がないのにことさら拡幅したり、一部路線の付替えを行うなど明らかに町村道等の改修工事と認められるもの、または付近に利用可能な道路があるのにさらにこれと近接して道路を開設しているものなどが見受けられた。

しかして、検査の結果明らかになった不当工事のうち、不当金額一工事二十万円以上のものを事項別にあげると別表第二のとおり四〇件五九、五六〇、〇〇〇円であるが、そのうち代表的な事例をあげると次のとおりである（各項末尾の（　）内の数字は別表第二に掲記した番号を示す。）。

(1) 仙台農地事務局で、山形県に施行させている大森山線開拓道路工事のうち、三十年度に八六〇、〇〇〇円をもって松田建設株式会社に請け負わせた暗きょ工事は、暗きょ二二メートルを施行するもので、く体は高さ二・六九メートル、下部厚一・一五メートル、上部厚二五センチメートルでコンクリート一〇〇立米を施行したこととしているが、実際は基礎から一メートルの間だけを設計どおりに施行し、上部は厚さ二〇センチメートル程度で七七立米を施行したにすぎないためすでに土圧によりき裂を生じており、工事の施行が著しく粗漏となっている。（**粗漏工事**）（**三二七**）

(2) 京都農地事務局で、兵庫県に施行させている大平地区開墾建設工事のうち、二十九、三十両年度に四、五九〇、〇〇〇円をもって施行した地区外道路三、五六〇メートルは、県道佐用、和気線の一部を幅員四メートルに拡張したものであるが、右道路は幅員三メートル程度の良好なもので、開拓者はこれを利用して営農に支障がないものであるから、代行工事として施行する要は認められない。（**不適当工事**）（**三三四**）

(3) 熊本農地事務局で、佐賀県に施行させている西川副地区干拓建設工事のうち、三十一年度に二三、五八二、〇〇〇円をもって株式会社水野組ほか一会社に請け負わせた三十一年災害復旧工事は、堤とう一、四一四メートルを復旧するもので、練積石垣三、七四〇平米は、控三五センチメートルまたは四五センチメートルの間知石を使用し、胴込コンクリート平米当り〇・一八立米または〇・二三立米総量七九二立米を施行したこと

ととしているが、実際は石積の施行が粗雑であるばかりでなく、胴込コンクリートは平米当り〇・〇八立米から〇・一七立米程度総量五七二立米を施行したにすぎず一、三五〇、〇〇〇円が出来高不足となっている。

（出来高不足）（三四五）

(4)　同農地事務局で、同県に施行させている大浦第一地区干拓建設工事のうち、三十一年度に四、八七二、〇〇〇円をもって日本グラウト工業株式会社ほか一名に請け負わせた三十一年災害復旧工事は、堤とう一八九メートルの面張コンクリート一五〇立米および床固工等を施行したものであるが、右干拓地の堤とう表石垣は、二十一年着工以来すべてから積で施行され、透水に対する考慮が十分払われていないばかりでなく工事の施行も粗雑であったため堤とうの全延長にわたって透水し、きわめて危険な状態となっており、二十五年十一月、二十七年四月の再度にわたって行われた潮止工事はいずれも失敗に終ったものである。しかるに、二十八年度以降も引続き三五、一〇〇、〇〇〇円をもって堤とうのかさ上げ工事等を施行したものであるが、三十一年八月および九月の台風により堤とう八二メートルが決壊し、背面盛土が三分の二程度流出する結果となり、本地区の完成に対する見とおしは薄らぎこれに面張コンクリートおよび堤とうの練積石垣等を施行したとしてもその効果を期待することができないものであるのに、このような事情を考慮することなく本件災害復旧工事を施行している。

しかして、本地区は二十一年緊急開拓事業として採択されたものをそのままま総面積三一町総事業費九六、〇六五、八四八円の代行工事としたものであるが、その造成面積は水田一八町、畑二町計二〇町にすぎないばかりでなく、その後数次にわたる災害および手もどり等により、三十一年度までに八五、三三三、八四八円の多額を要し、これに今後の残事業に対する工事費見込額九二、三六七、〇〇〇円を加算すれば、本地区の反当工事費は八十八万余円の多額に上り、著しく不経済な結果となるものである。

なお、右工事のうち、面張コンクリートは、厚さ三〇センチメートル総量一五〇立米を配合比一・三・六のコンクリートで施行したこととしているが、実際は厚さ二七センチメートル程度総量一三八立米を配合の悪いもので施行したにすぎないなどのため二六七、〇〇〇円が出来高不足となっている。**（不適当工事）（三四二）**

（注）北海道開発局、仙台、東京、金沢、京都、岡山、熊本各農地事務局

物　件

（三五一）　直轄工事の施行にあたり現地に適合しない機械を導入し不経済となっているもの

（組織）農林本省　（項）篠津地域泥炭地開発事業費

北海道開発局で、農林省の指示により、昭和三十一年四月、篠津地域開発事業に使用するためクローラーダンプトラクター等一二台を農地開発機械公団に八二、五七〇、五二三円で輸入させ、これを同局札幌開発建設部が賃借しその料金として三十一年度に六、〇一八、七九二円を支出しているが、機械が現地に適しなかったなど

のためいずれも使用することができず不経済となっている。

右機械は、同開発建設部で、農地開発機械公団に工事施行中は賃借料を支払い、事業終了の際または不要となった場合は同公団から買い取る条件のもとに借り入れたものであるが、うちクローラーダンプトラクター四台は、製作地の英国においてもまだ試作の域を脱しない程度のもので、本地域のようなでい炭地に適合するかどうかについては全く不明であったにもかかわらず、これを検討することなく購入させたため、結局、機械が現地に適せず、試験中にいずれもキャタピラーのシャフトが折損して使用不能となり、三十二年八月本院会計実地検査当時なおこれが改造を行なっていたものであり、また、シャトルダンパー六台およびパワーショベル、ロッカーショベル各一台は、右クローラーダンプトラクターと組み合わせ使用することとしていたためすべて使用することができない状態となり、不経済な結果となっている。

なお、右のほか本地域に使用するため、三十一年四月、同公団にでい炭破砕用のロータベーター一台を五〇二、二四三円をもって輸入させ、前記開発建設部で借り入れているが、本地域においてはブルドーザーだけで施行することができるため未使用のまま使用計画もなく現地に放置されている状況である。

補　助　金　（三五二）―（八五六）

（三五二）
（七四五）

公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの

（組織）農林本省　（項）農業施設災害復旧事業費　ほか一二科目
（組織）林野庁　（項）山林施設災害復旧事業費　ほか六科目
（組織）水産庁　（項）漁港施設災害復旧事業費　ほか二科目

地方公共団体および土地改良区等が施行した土地改良、地盤変動対策、林道開設、漁港修築および災害復旧等の工事に対する国庫補助金または国庫負担金（以下「国庫補助金」という。）は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）等の根拠法規に基いて交付されるものであるが、本院において、昭和三十二年中、その経理および工事施行の状況について、全国の工事現場四一、〇五六箇所のうち北海道ほか三九府県につきその九％に相当する三、七二〇箇所を実地に検査したところ、関係当局の指導監督の強化および事業主体の自覚等により漸次改善の跡が認められ道府県のしゅん功検査の結果六千余の工事について約六億円相当の手直しおよび減額等の処置を講じている状況で、不当事項は前年度に比べて相当減少したが、なお、設計に対し工事の出来高が不足しているもの、設計が過大なもの、工事の施行が粗漏で補助の目的を達していないもの、災害復旧とは認められない改良工事を施行しているものなどがあり、国庫補助金を除外すべきことの判明したものが、北海道ほか三三府県において、除外すべき額一工事十万円以上のものをあげると七三三工事二六五、六三四、一八二円あり、これを事項別に分類して示すと次表（折込）のとおりである。

しかして、従来検査報告において指摘したと同様正当な自己負担をしていないものが、右七三三工事のうち

七六・六％に相当する五六二工事二〇〇、九〇一、一四三円あり、そのうちには国庫補助金相当額を下回る金額で工事を施行し国庫補助金に剰余を生じたこととなっているものも見受けられる状況である。

検査の結果明らかとなった不当事項のうち国庫補助金を除外すべき額一工事二十万円以上のもの三九四件二一七、八一一、四四六円を農業施設、山林施設および漁港施設に分類してあげると別表第三のとおりで、このように発見される不当工事の発生原因はすでに毎年度の検査報告に掲記したとおりであるが、とくに土地改良区等が施行した区画整理、客土、暗きょ排水等の土地改良事業において、直営人夫出役の実績が明確を欠いているものが多く、また、一部の事業主体においては工事の施行について技術および監督の能力が十分でないのに大規模の事業を施行しているため、不誠実な業者により工事を手抜きされているものなどがあるから一層指導監督の徹底を期する要があると認められる。

（一）　農　業　施　設

（三五二―六八八）　農業施設について地方公共団体、土地改良区および農業協同組合等が施行する土地改良、地盤変動対策、災害復旧工事等に対する実地検査は、全国都道府県の工事現場三二、七六二箇所のうち北海道ほか三九府県の八・二％に相当する二、六八八箇所、工事費一三、二三〇、九七七、二六五円（国庫補助金七、一八八、二三三、五八四円）について実施したが、その結果は、水路、堤とう、農道等の石垣工事における胴込、裏込量が設計に比べ不足していたり、ため池のはがね土のつき固めが不十分なものがあり、また、頭首工工事におけるコンクリート

59347

類別 / 道府県名	改良工事その他補助の対象としてはならないもの 工事数	同 金額	工事の施行が粗漏で目的を達していないもの 工事数	同 金額	工事の出来高が不足しているもの 工事数	同 金額	工事の設計が過大なもの 工事数	同 金額	事業主体が正当な自己負担をしていないもの 工事の施行が粗漏で目的を達していないもの 工事数	同 金額	工事の出来高が不足しているもの 工事数	同 金額	工事の設計が過大なもの 工事数	同 金額	その他 工事数	同 金額	計 工事数	計 金額
北海道	一	千円 九九〇	四	千円 二、三三二	九	千円 二、四一八	三	千円 八六七		千円	八	千円 二、九三六	一三	千円 五、四五四	一八	千円 七、六四九	三九	[illegible]
青森県					一	一〇七	一	四三七	三	六、一五〇	五	九五六	二	一、五七三	四	四九九	一四	[illegible]
宮城 〃	一	三一一	一	一六〇	一	一三〇					四	七四八	一	四六四	一	二四七	六	[illegible]
秋田 〃					四	八四四			三	一、九一〇	一〇	一、八八一	五	九五八	一〇	二、七一二	二八	[illegible]
福島 〃	一	三、七七三			一	一三六			二	一、七九五	五	七八六			四	四、六一〇	一一	[illegible]
茨城 〃	一	一、五三〇			三	九一一					三	三九一	四	三、四七〇			七	[illegible]
栃木 〃									一	一二四	五	七〇六	四	八三〇	九	二、〇七一	一九	[illegible]
神奈川 〃			一	一一五	三	四八六			一	一四一	一	二〇〇					二	[illegible]
新潟 〃			二	五七〇							二	二七三	一	二二七	一四	八、八〇二	一七	[illegible]
富山 〃			一	五六八														[illegible]
石川 〃					四	七三三			四	一、二一三	三	四六五	六	九九一	三	七八四	一六	[illegible]
福井 〃			二	二、一三七							八	一、九八二	二	二六九	一	八六四	一一	[illegible]
山梨 〃	一	五、四三五			一	二四六					一〇	二、九〇三	二	二七一	五	一、二二二	一七	[illegible]
岐阜 〃											八	一、九八九			五	一、一八九	一三	[illegible]
静岡 〃			一	八三六	一	一一三			一	八三四	一	六五二	一	三九〇	三	一、〇六七	六	[illegible]
愛知 〃					八	一、三四七			一	九五六	五	二、七三四	五	三、六五八	一一	三、八三八	二二	[illegible]
三重 〃			一	一七五	六	一、〇一九	七	一、四三三	三	一、二五一	一四	三、〇〇五	一三	六、七四五	一〇	一、九二六	四〇	[illegible]
滋賀 〃											九	一、五〇一	五	二、〇一四	一〇	二、一九三	二四	[illegible]
京都府			二	一、二〇九	八	一、六〇四			一	三七六	一五	四、六九三	一四	一〇、九五六	一三	四、四一七	四三	[illegible]
大阪 〃					三	三三六					一	一一九	一	一六〇	一	三七六	三	[illegible]
兵庫県			一	三三三	二	三三五					三	二、四三六			七	一、六七七	一〇	[illegible]
奈良 〃					二	二九三			二	三三五	二	四〇七			二	三一九	六	[illegible]
和歌山 〃					九	一、七六三	一	三〇六	一	七〇八	二一	七、九三九	六	二、七六九	二六	五、九二五	五四	[illegible]
鳥取 〃					一	二七二					三	四九一	六	一、四七八	三	五八八	一二	[illegible]
島根 〃			二	八五一	三	五七四					一三	三、二四九	八	三、〇四五	六	二、三三四	二七	[illegible]
広島 〃			一	三八四	七	一、六三二			一	五七五	二	七二三					三	[illegible]
山口 〃			二	八七三	四	七五八					二	一、六三一					二	[illegible]
愛媛 〃	二	二、八四六	一	三一〇	六	一、一七七			二	五〇五	一二	二、七四七	一	二六三	一〇	一、六五三	二五	[illegible]
高知 〃			二	四〇九	二	六九八					四	六八四	四	一、九二二	二	六八六	一〇	[illegible]
福岡 〃			一	二九八	三	六八八	一	六四八	二	九八七	三	一、二九二	四	二、三四七	一三	五、一六九	二二	[illegible]
佐賀 〃	三	二、六九七	一	四五〇	三	六二六					七	一、九九七	一五	八、一五七			二二	[illegible]
大分 〃	一	四、八〇〇	二	一、九七六	四	六一二					四	七四二	二	五〇六	五	一、七九九	一一	[illegible]
宮崎 〃			七	二、二八七	七	一、三九八	一	一二〇			三	一、三九四	一	一三〇	七	二、〇八四	一一	[illegible]
鹿児島 〃			三	七六一	二	二二〇					一	一〇七	二	四四七	六	二、〇四七	九	[illegible]
合計	一一	二二、三八五	三八	一七、〇四一	一〇八	二一、四九二	一四	三、八一三	二八	一七、八六六	一九七	五四、七七五	一二八	五九、五〇六	二〇九	六八、七五二	五六二	[illegible]

で工事を施行し国庫補助金に剰余を生じたこととなっているも

検査の結果明らかとなった不当事項のうち国庫補助金を除外

一七、八一一、四四六円を農業施設、山林施設および漁港施設に

うに発見される不当工事の発生原因はすでに毎年度の検査報告

等が施行した区画整理、客土、暗きょ排水等の土地改良事業に

るものが多く、また、一部の事業主体においては工事の施行に

大規模の事業を施行しているため、不誠実な業者により工事を

監督の徹底を期する要があると認められる。

（一）　農業施設

（三五二）—（六八八）

農業施設について地方公共団体、土地改良区および農業協同

災害復旧工事等に対する実地検査は、全国都道府県の工事現場三

八・二％に相当する二、六八八箇所、工事費一三、二三〇、九七七、

四円）について実施したが、その結果は、水路、堤とう、農道等の

不足していたり、ため池のはがね土のつき固めが不十分なものが

七六・六%に相当する五六二工事二〇〇、九〇一、一四三円あり、そのうちには国庫補助金相当額を下回る金額で工事を施行し国庫補助金に剰余を生じたこととなっているものも見受けられる状況である。

検査の結果明らかとなった不当事項のうち国庫補助金を除外すべき額一工事二十万円以上のもの三九四件二一七、八一一、四四六円を農業施設、山林施設および漁港施設に分類してあげると別表第三のとおりで、このように発見される不当工事の発生原因はすでに毎年度の検査報告に掲記したとおりであるが、とくに土地改良区等が施行した区画整理、客土、暗きょ排水等の土地改良事業において、直営人夫出役の実績が明確を欠いているものが多く、また、一部の事業主体においては工事の施行について技術および監督の能力が十分でないのに大規模の事業を施行しているため、不誠実な業者により工事を手抜きされているものなどがあるから一層指導監督の徹底を期する要があると認められる。

（一）　農業施設

（三五二―六八八）

農業施設について地方公共団体、土地改良区および農業協同組合等が施行する土地改良、地盤変動対策、災害復旧工事等に対する実地検査は、全国都道府県の工事現場三二、七六二箇所のうち北海道ほか三九府県の八・二%に相当する二、六八八箇所、工事費一三、二三〇、九七七、二六五円（国庫補助金七、一八八、二三三、五八四円）について実施したが、その結果は、水路、堤とう、農道等の石垣工事における胴込、裏込量が設計に比べ不足していたり、ため池のはがね土のつき固めが不十分なものがあり、また、頭首工工事におけるコンクリート

類別／道府県名	の他補…ては…の							事業主体が正当な自己負担をしていないもの										合計	
	額	工事の施行が粗漏で目的を達していないもの 工事数	工事の施行が粗漏で目的を達していないもの 金額	工事の出来高が不足しているもの 工事数	工事の出来高が不足しているもの 金額	工事の設計が過大なもの 工事数	工事の設計が過大なもの 金額	工事の施行が粗漏で目的を達していないもの 工事数	工事の施行が粗漏で目的を達していないもの 金額	工事の出来高が不足しているもの 工事数	工事の出来高が不足しているもの 金額	工事の設計が過大なもの 工事数	工事の設計が過大なもの 金額	その他 工事数	その他 金額	計 工事数	計 金額	工事数	金額
北海道	九九〇千円	四	二、三三二千円	九	二、四一八千円	三	八六七千円		千円	八	二、九三六千円	一三	五、四五四千円	一八	七、六四九千円	三九	一六、〇四一千円	五六	二二、六五一千円
青森県				一	一〇七	一	四三七	三	六、一五〇	五	九五六	二	一、五七三	四	四九九	一四	九、一八一	一六	九、七二五
宮城 〃	三一一	一	一六〇	一	一三〇					四	七四八	一	四六四	一	二四七	六	一、四五九	九	二、〇六二
秋田 〃				四	八四四			三	一、九一〇	一〇	一、八八一	五	九五八	一〇	二、七一二	二八	七、四六三	三二	八、三〇七
福島 〃	、七七三			一	一三六			二	一、七九五	五	七八六			四	四、六一〇	一一	七、一九二	一三	一一、一〇二
茨城 〃	、五三〇			三	九一一					三	三九一	四	三、四七〇			七	三、八六一	一一	六、三〇三
栃木 〃								一	一二四	五	七〇六	四	八三〇	九	二、〇七一	一九	三、七三三	一九	三、七三三
神奈川 〃		一	一一五	三	四八六			一	一四一	一	二〇〇					二	三四一	六	九四三
新潟 〃		二	五七〇							二	二七三	一	二二七	一四	八、八〇二	一七	九、三〇三	一九	九、八七三
富山 〃		一	五六八															一	五六八
石川 〃				四	七三三			四	一、二一三	三	四六五	六	九九一	三	七八四	一六	三、四五五	二〇	四、一八九
福井 〃		二	二、一三七							八	一、九八二	二	二六九	一	八六四	一一	三、一一六	一三	五、二五四
山梨 〃	、四三五			一	二四六					一〇	二、九〇三	二	二七一	五	一、二一二	一七	四、三八六	一九	一〇、〇六九
岐阜 〃										八	一、九八九			五	一、一八九	一三	三、一七九	一三	三、一七九
静岡 〃		一	八三六	一	一一三			一	八三四	一	六五二	一	三九〇	三	一、〇六七	六	二、九四六	八	三、八九五
愛知 〃				八	一、三四七			一	九五六	五	二、七三四	五	三、六五八	一一	三、八三八	二二	一一、一八八	三〇	一二、五三六
三重 〃		一	一七五	六	一、〇一九	七	一、四三三	三	一、二五一	一四	三、〇〇五	一三	六、七四五	一〇	一、九二六	四〇	一二、九二九	五四	一五、五五七
滋賀 〃										九	一、五〇一	五	二、〇一四	一〇	二、一九三	二四	五、七〇九	二四	五、七〇九
京都府		二	一、二〇九	八	一、六〇四			一	三七六	一五	四、六九三	一四	一〇、九五六	一三	四、四一七	四三	二〇、四四三	五三	二三、二五八
大阪 〃				三	三三六					一	一一九	一	一六〇	一	三七六	三	六五六	六	九九三
兵庫県		一	三三三	二	三三五					三	二、四三六			七	一、六七七	一〇	四、一一三	一三	四、七八一
奈良 〃				二	二九三			二	三三五	二	四〇七			二	三一九	六	一、〇六二	八	一、三五五
和歌山 〃				九	一、七六三	一	三〇六	一	七〇八	一二	七、九三九	六	二、七六九	二六	五、九二五	五四	一七、三四三	六四	一九、四一二
鳥取 〃				一	二七二					三	四九一	六	一、四七八	三	五八八	一二	二、五五八	一三	二、八三一
島根 〃		二	八五一	三	五七四					一三	三、二四九	八	三、〇四五	六	二、三三四	二七	八、六二九	三二	一〇、〇五五
広島 〃		一	三八四	七	一、六三二			一	五七五	二	七二三					三	一、二九八	一一	三、三一五
山口 〃		二	八七三	四	七五八					二	一、六三一					二	一、六三一	八	三、二六四
愛媛 〃	、八四六	一	三一〇	六	一、一七七			二	五〇五	二	二、七四七	一	二六三	一〇	一、六五三	二五	五、一六八	三四	九、五〇二
高知 〃		二	四〇九	二	六九八					四	六八四	四	一、九二二	二	六八六	一〇	三、二九三	一四	四、四〇一
福岡 〃		一	二九八	三	六八八	一	六四八	二	九八七	三	一、二九二	四	二、三四七	一三	五、一六九	二三	九、七九六	二七	一一、四三一
佐賀 〃	、六九七	一	四五〇	三	六二六					七	一、九九七	一五	八、一五七			二三	一〇、一五五	二九	一三、九二九
大分 〃	、八〇〇	二	一、九七六	四	六一二					四	七四二	二	五〇六	五	一、七九九	一一	三、〇四八	一八	一〇、四三七
宮崎 〃		七	二、二八七	七	一、三九八	一	一二〇			三	一、三九四	一	一三〇	七	二、〇八四	一一	三、六〇九	二六	七、四一四
鹿児島 〃		三	七六一	二	二二〇					一	一〇七	二	四四七	六	二、〇四七	九	二、六〇二	一四	三、五八四
合計	、三八五	三八	一七、〇四一	一〇八	二一、四九二	一四	三、八一三	二八	一七、八六六	一九七	五四、七七五	一二八	五九、五〇六	二〇九	六八、七五二	五六二	二〇〇、九〇一	七三三	二六五、六三四

59347

の配合もしくは打設量または農地復旧工事における排土量、客土量もし
たり、工事の手抜きがはなはだしく完成後間もないのに崩壊していて補
ったため、国庫補助金を除外すべき額一工事十万円以上のものが検査済
箇所に上り、その額二二〇、七一二、四八五円に達した。しかも、そのう
理に関し事実に合致しない書類を作成して正当な自己負担を免かれてい
当する五一五箇所一八五、一五四、六二五円の多額に上っている状況であ

いま、農業施設関係の不当工事のうち国庫補助金を除外すべき額一工
別表第三(一)のとおり三三七件一七九、五一三、三五六円になっており、
る(各項末尾の(　)内の数字は別表第三(一)に掲記した番号を示す。)。

(1) 青森県北津軽郡金木町で受益者の共同施行により八、四八〇、〇〇〇
施行した安次郎溜池二十六年災害復旧は、堤とう四六メートルを復旧
リート一、一一八立米で施行したこととしているが、実際は配合の粗
固めも不十分なため、すでに堤体の一部から漏水し、水たきの一

の配合もしくは打設量または農地復旧工事における排土量、客土量もしくはその運般距離が設計と相違していたり、工事の手抜きがはなはだしく完成後間もないのに崩壊していて補助の目的を達していないものなどがあったため、国庫補助金を除外すべき額一工事十万円以上のものが検査済工事数の二三・四％に相当する六二八箇所に上り、その額二二〇、七一二、四八五円に達した。しかも、そのうちには、事業主体において工事費の経理に関し事実に合致しない書類を作成して正当な自己負担を免かれていることの判明したものが、八二％に相当する五一五箇所一八五、一五四、六二五円の多額に上っている状況である。

いま、農業施設関係の不当工事のうち国庫補助金を除外すべき額一工事二十万円以上のものをあげると、別表第三(一)のとおり三三七件一七九、五一三、三五六円になっており、その代表的な事例は次のとおりである(各項末尾の( )内の数字は別表第三(一)に掲記した番号を示す。)。

(1) 青森県北津軽郡金木町で受益者の共同施行により八、四八〇、〇〇〇円(国庫補助金五、五一二、〇〇〇円)で施行した安次郎溜池二十六年災害復旧は、堤とう四六メートルを復旧するもので、堤体および側壁はコンクリート一、一一八立米で施行したこととしているが、実際は配合の粗悪な玉石コンクリートで施行し、つきかたが十分なため、すでに堤体の一部から漏水し、水たたきの一部も破損しているなど工事の施行が著し

の配合もしくは打設量または農地復旧工事における排土量、客土量もしくはその運般距離が設計と相違していたり、工事の手抜きがはなはだしく完成後間もないのに崩壊していて補助の目的を達していないものなどがあったため、国庫補助金を除外すべき額一工事十万円以上のものが検査済工事数の二三・四％に相当する六二八箇所に上り、その額二二〇、七一二、四八五円に達した。しかも、そのうちには、事業主体において工事費の経理に関し事実に合致しない書類を作成して正当な自己負担を免かれていることの判明したものが、八二％に相当する五一五箇所一八五、一五四、六二五円の多額に上っている状況である。

いま、農業施設関係の不当工事のうち国庫補助金を除外すべき額一工事二十万円以上のものをあげると、別表第三(一)のとおり三三七件一七九、五一三、三五六円になっており、その代表的な事例は次のとおりである(各項末尾の〈　〉内の数字は別表第三(一)に掲記した番号を示す。)。

(1) 青森県北津軽郡金木町で受益者の共同施行により八、四八〇、〇〇〇円(国庫補助金五、五一二、〇〇〇円)で施行した安次郎溜池二十六年災害復旧は、堤とう四六メートルを復旧するもので、堤体および側壁はコンクリート一、一八立米で施行したこととしているが、実際は配合の粗悪な玉石コンクリートで施行し、つき固めも不十分なため、すでに堤体の一部から漏水し、水たたきの一部も破損しているなど工事の施行が著しく粗漏となっている。なお、工事は六、八八二、一二七円で施行されていて事業主体はその負担したとしている二、九六八、〇〇〇円のうち一、五九七、八七三円を負担していない。(粗漏工事、事業主体負担不足)(三八四)

(2) 福島県が七、二七六、二六六円（国庫補助金四、七三〇、〇〇〇円）で施行した保原町東根川水路三十一年災害復旧は、三十一年七月の水害により被災した排水路延長五五六メートルの土工および護岸コンクリート擁壁を施行したものであるが、右水路は別途同県が県営かんがい排水補助事業として二十八年度以降施行中のもので、本件箇所は災害前に土工工事が完了し三十一年度以降においてコンクリート擁壁を施行する予定のものであるから、災害復旧は土工工事だけを対象とすべきものである。**（改良工事その他補助の対象としてはならないもの）（四〇六）**

(3) 愛知県西尾市（旧福地村）福地土地改良区が五二、六五二、〇〇〇円（国庫補助金一五、七九五、六〇〇円）で施行した福地地区区画整理は、農地九四八町の道路一二、〇五五メートル、水路板さく護岸二八、三二六メートル、整地一二五町等を施行するもので、工事に使用した資材のうち砂利二八一立米、木材一六七石、ヒューム管二八〇本は新規に購入したこととしているが、実際は既往年度補助工事で精算済の残材を使用しているものであるから本件工事費にことさら積算する要はなかったものであり、また、板さく護岸のくい木一、五七八石を使用したこととしているが、実際は五一七石を使用したにすぎないなどのため工事は四三、九八三、〇〇〇円で施行されていて、事業主体はその負担したとしている三六、八五六、四〇〇円のうち八、六六九、〇〇〇円を負担していない。**（設計過大、事業主体負担不足）（四七一）**

(4) 三重県上野市が七、七八六、〇〇〇円（国庫補助金七、〇〇七、四〇〇円）で施行した服部農地二十八年災害復旧は、農地一一町を復旧するもので、排土二九、三四五立米、客土一四、三八四立米を施行したこととしているが、実際は排土一九、六四一立米、客土一二、八八八立米を施行しただけで足り、工事は国庫補助金を下回る五、七二一、〇〇〇円で施行されていて、事業主体はその負担したとしている七七八、六〇〇円を全く負担していないばかりでなく一、二八六、四〇〇円の剰余を生じたこととなっている。

右のほか、同市が施行した水路、ため池等二十八年災害復旧八工事一五、三七〇、〇〇〇円（国庫補助金一三、八三三、〇〇〇円）においても正当な自己負担をしないで一二、三五三、〇〇〇円で施行し、工事の出来高が不足していたなどのため減額を要する国庫補助金が総額二、七一五、三〇〇円に上っている。**（設計過大、出来高不足、事業主体負担不足）（四八五―四九〇）**

(5) 京都府宇治市巨椋池土地改良区が五八、〇〇〇、〇〇〇円（国庫補助金五二、二〇〇、〇〇〇円）で施行した大黒農地二十八年災害復旧は、農地一一五町一反を復旧するもので、客土一四、七八〇立米は一、五〇〇メートルから四、〇〇〇メートル運搬したこととしているが、実際は七〇〇メートルから一、二〇〇メートル運搬すれば足りたため工事は五四、五三〇、〇〇〇円で施行されていて、事業主体はその負担したとしている五、八〇〇、〇〇〇円のうち三、四七〇、〇〇〇円を負担していない。

右のほか、同土地改良区が施行した二十八年災害水路復旧五工事七八、一三一、〇〇〇円（国庫補助金七〇、三一七、九〇〇円）においても正当な自己負担をしないで七三、一一七、〇〇〇円で施行し、工事の出来高が不

足していたなどのため減額を要する国庫補助金が総額四、五一二、六〇〇円に上っている。**（設計過大、出来高不足、事業主体負担不足）（五二二―五二四）**

(6) 兵庫県川西市川西農業協同組合が一三、六七九、〇〇〇円（国庫補助金一二、三一〇、九〇〇円）で施行した高木頭首工二十八年災害復旧は、井ぜき一三〇メートルを復旧するもので、えん体続わく一三一組および水たき等木工沈床一五九組の中詰は玉石コンクリートブロック八六五立米を施行したこととしているが、実際は中詰は配合の粗悪なもので施行しているにすぎないなどのため二、三五〇、〇〇〇円が出来高不足となっている。なお、工事は一三、一八五、〇〇〇円で施行されていて事業主体はその負担したとしている一、三六八、一〇〇円のうち四九四、〇〇〇円を負担していない。**（出来高不足、事業主体負担不足）（五五四）**

（二）山林施設

（六八九）
（七〇八）

山林施設について、地方公共団体および森林組合が施行する林道の開設および災害復旧ならびに崩壊地復旧の治山工事に対する実地検査は、全国都道府県の工事現場六、三四五箇所のうち九％に相当する五六六箇所工事費一、九六四、七三六、七七二円（国庫補助金一、二一四、三〇七、八六七円）について実施したが、その結果は、林道工事において、土砂の切盛量、石垣の面積、胴込量、裏込量が設計に比べて不足していたり、岩石等の切盛量を過大に見込んでいたものがあり、また、治山のえん堤工事においてコンクリートの配合比または打設量が設計と相違しているなどのため、国庫補助金を除外すべき額一工事十万円以上のものが検査済工事数の九・六％に相当する五四箇所に上り、その額二三、三三五、五五五円に達した。しかも、事業主体において工事費の経理に関し事実に合致しない書類を作成して正当な自己負担を免かれていることの判明したものが、右のうち三七％に相当する二〇箇所四、四二〇、九六九円になっている状況である。

いま、山林施設関係の不当工事のうち、国庫補助金を除外すべき額一工事二十万円以上のものをあげると別表第三（二）のとおり二〇件一八、六七八、一八九円になっており、その代表的な事例は次のとおりである。

（各項末尾の（　）内の数字は別表（第三（二）に掲記した番号を示す。）。

(1) 福井県が二、五三〇、〇〇〇円（国庫補助金一、八九七、五〇〇円）で施行した高浜町九頭竜川流域関屋川崩壊地復旧は、砂防えん堤四一メートルを施行するもので、えん体は玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は粗石を中詰としこれを厚さ二五センチメートル程度のコンクリートで被覆したにすぎないため数箇所から漏水している状況で工事の施行が著しく粗漏である。**（粗漏工事）（六九二）**

(2) 鳥取県が二四、一五〇、〇三〇円（国庫補助金一二、七九三、〇二二円）で施行した海岸砂地造林および崩壊地復旧六工事は、海岸砂地造林八〇町およびえん堤一箇所を築造するもので、鳥取市森林組合ほか二町村一組合に請け負わせ施行したものであるが、組合等は工事を設計額を下回る二〇、五八三、五四五円で施行し、剰余を生じた三、五六六、四八五円のうちから県負担金の一部に充てるため工事前に県から寄付させられた二、九一二、〇〇〇円を回収していた。

なお、右のほか、同県が施行した崩壊地復旧一五工事二一、一〇八、五五〇円（国庫補助金一五、八三一、四一一円）においても前項と同様な方法により工事を請け負った組合では一八、四四八、三〇五円で施行していた。**（設計過大、事業主体負担不足）（六九七―七〇〇）**

（三）漁港施設

（七〇九―七四五）　漁港施設について、地方公共団体および漁業協同組合が施行する災害復旧、漁港修築工事等に対する実地検査は、北海道ほか三八都府県の工事現場一、九四九箇所のうち二四％に相当する四六六箇所工事費一、九四〇、一五五、七七八円（国庫補助金一、二七二、六一五、一〇三円）について実施したが、その結果は、防波堤の張石、捨石等の規格または船揚場、護岸のコンクリート量が設計に比べて相違していたり、在石の使用量を過少に見込んでいたり、石材の単価を過大に見積っていたり、または工事の施行が粗漏で、補助の目的を達していないものなどがあったため、国庫補助金を除外すべき額一工事十万円以上のものが検査済工事数の一〇・九％に相当する五一箇所に上り、その額二一、五八六、一四二円に達した。しかも、事業主体において、工事費の経理に関し事実に合致しない書類を作成して正当な自己負担を免かれていることの判明したものが、右のうち五二・九％に相当する二七箇所一一、三二五、五四九円になっている。

いま、漁港施設関係の不当工事のうち、国庫補助金を除外すべき額一工事二十万円以上のものをあげると、別表第三（三）のとおり三七件一九、六一九、九〇一円になっており、その代表的な事例は次のとおりである。

（各項末尾の（　）内の数字は別表（第三（三））に掲記した番号を示す。）

(1)　北海道檜山郡上の国村が一、六六六、〇〇〇円（国庫負担金一、三三二、八〇〇円）で施行した石崎漁港三十年災害復旧は、船揚場二七メートルを復旧するもので、から石張二八八平米は控三五センチメートルの雑石を使用し裏込ぐり石一二一立米、基礎根掘四五七立米を施行したこととしているが、実際は控一〇センチメートル程度の雑石を在来地盤に敷き並べたにすぎず、基礎根掘はほとんど施行していないなど工事の施行が粗漏で災害復旧の目的を達していない。**（粗漏工事）（七〇九）**

(2)　佐賀県伊万里市（旧波多津村）が五、七九三、〇〇〇円（国庫負担金五、二九四、八〇〇円）で施行した波多津漁港二十八年災害復旧は、護岸一〇五メートルを復旧するもので、護岸の裏込ぐり石三八〇立米は四キロメートル、盛土一、六九九立米は二〇〇メートルの地点から運搬し、また、被覆捨石一、〇六三立米は海上運搬のほかに四〇メートルの小運搬を要したこととしているが、実際は裏込ぐり石および盛土は現場付近のもので施行しており、また、捨石は小運搬の必要がなかったなどのため工事は国庫負担金を下回る四、八七四、八〇〇円で施行されていて、事業主体はその負担したとしている四九八、二〇〇円を全く負担していないばかりでなく四二〇、〇〇〇円の剰余を生じたこととなっている。**（設計過大、事業主体負担不足）（七三八）**

（七四六―七四七）

公共事業国庫補助工事の計画が当を得ないもの

（組織）農林本省　（項）土地改良事業費　ほか一科目

地方公共団体である北海道または福島県が国庫補助金の交付を受けて施行した土地改良工事において、工事の施行にあたり、計画が当を得なかったため不経済な結果となっているものが、左のとおり二件ある。

（七四六） 北海道が昭和三十、三十一両年度に施行した空知郡富良野町ほか一村地区道営軌道客土事業は、工事費七六、七五一、五五九円（国庫補助金四六、〇五一、〇〇〇円うち三十年度分二三、三二一、〇〇〇円）で客土九九、一九〇立米を施行したものであるが、機械の使用計画が当を得なかったため一、九五七、二九八円（国庫補助金一、一七四、三七八円）が不経済となっている。

右工事は、二〇トン上掘式エキスカベーター一台および人力により水田三二七町二反に客土九九、一九〇立米を施行するものであるが、その土取場は石英粗面岩交りの硬粘土で機械の使用に適しないため、一時間当り掘さく積込量五〇立米の公称能力に対し実際はその五分の一程度しか施行することができず、しかも、機械による客土の積込費は修繕料その他の経費を含め立米当り三十年度二四四円五一、三十一年度一五四円七〇となり、人力積込の分三十年度一一四円四一、三十一年度一一七円六二に比べてそれぞれ高価となっており、両年度を通じ一、九五七、二九八円（国庫補助金一、一七四、三七八円）が不経済となっている。

（七四七） 福島県が施行した県営喜多方地区かんがい排水事業は、工事費三三三、四九六、二四二円（国庫補助金一六六、七四八、一四一円うち三十一年度分八、六一九、四五六円）で土えん堤延長一七〇メートル、導水路延長二、四九二メートル等を新設するもので、昭和十五年四月着工し、三十二年三月完成したものであるが、同月、貯水試験を行い計画貯水量九三四、〇〇〇立米の約七〇％を貯水したところ、伏ひずい道の入口側底張部分が水圧によって破損し、これから一時に多量の水が流出したため底ひ入口と吐出口側の部分に被害を生じ、これが補修に一二、〇〇〇、〇〇〇円（国庫補助金六、〇〇〇、〇〇〇円）を要する結果となっている。

右伏ひずい道は、十七年にため池の仮排水路として使用するため新設したものをそのまま伏ひとして使用したものであるが、そのずい道は厚さ二〇センチメートルのコンクリートで巻き立てた程度のものであるばかりでなく、ずい道入口の基礎地盤は風化して一部は粘土化しているような軟弱な岩盤であるから、工事施行後十数年を経過してから伏ひとして使用するにあたっては基礎地盤についても十分調査して補強工事を実施すべきであったと認められるのに、そのまま使用したため基礎の風化、き裂した部分に水が浸透し、水圧が加わってずい道の一部を破壊するような事態を生じたもので、工事の計画が当を得なかったことによるものと認められる。

（七四八―七五三）

災害復旧事業費の査定額を減額させたもの

地方公共団体、農業協同組合、土地改良区、森林組合等が施行する農業施設、林道、漁港の災害復旧工事の査定を了したものに対する検査は、昭和二十九年以降、二十八年発生災害の分から毎年実施し、その結果については二十八年度以降毎年度の検査報告に掲記したとおりであるが、本年においても三十一年発生災害を主とし、なお、二十八、二十九、三十年発生災害復旧工事の未着手地区で前年まで検査を行わなかったものについてもあわせて実施した。

三十一年発生災害については、復旧費査定額が一億円をこえる秋田ほか一〇県を選び、三十二年二月から四月までの間に、農業施設二、六一〇工事一、三一八、六五二、〇〇〇円、林道一六〇工事六九、一二二、〇〇〇円および漁港三三三工事六一九、四〇六、〇〇〇円について実施した。その結果は、農林省において現地査定を強化し、採択の厳正をはかったことなどにより、過年発生災害の分に比べて不当な事例が減少したばかりでなく同一箇所の工事を重複して査定しているようなものが少なくなっている。

しかして、指摘した工事の内容は、重複して査定しているもの、災害を受けていなかったり被害が軽微であるのに災害復旧の査定を受け新設または改良工事を施行しようとしているもの、経済効果の著しく少ない施設に多額の経費を投入しようとしているもの、現地の確認が不十分で所要量を過大に積算しているものなどであり、これらの査定工事費を適正なものに修正する必要があると認められたので当局に注意したところ、三十一年発生災害については農業施設で八三〇工事一二九、九七〇、〇〇〇円、林道で二三工事三、〇四六、〇〇〇円、漁港で一一二工事二七、一六二、〇〇〇円計九六五工事一六〇、二七八、〇〇〇円国庫補助金相当額一一一、二八九、〇〇〇円を減額是正した旨の回答があった。

また、二十八、二十九、三十年発生災害については、未着手となっていた地区一、七七五工事九三一、六二八、〇〇〇円のうち一、二一七工事六〇四、五五九、〇〇〇円について検査したところ、右に述べたと同様に二十八年発生災害において三九五工事九一、八四四、〇〇〇円、二十九年発生災害において一一五工事二一、八五一、〇〇〇円、三十年発生災害において一三七工事一六、八三六、〇〇〇円計六四七工事一三〇、五三一、〇〇〇円国庫補助金相当額一〇六、三六八、〇〇〇円を減額是正することとなった。

右のうち、二十八年発生災害についての指摘件数が本院の毎年にわたる検査にもかかわらずまだ多数発見されることは、二十八年発生災害の大部分が災害復旧特別措置により国庫補助金は九割の高率が適用された結果、事業主体は高率補助であることに固執し被害が軽微で復旧の必要のないものでも廃工等の手続きをとらないことによるものと認められる。

しかして、前記の是正されたものを県別に示すと次表（折込）のとおりであり、そのうち代表的な事例を示すと次のとおりである。

（改良工事その他国庫補助の対象としてはならないもの）

（七四八）（七五〇）　災害を受けていなかったりまたは被害が軽微であるのに、災害復旧の査定を受けて新設もしくは改良工事等を施行しようとしたりまたは原形をこえて工事を施行しようとしていたものは、二十八年発生災害一八九工事七〇、一九八、〇〇〇円、二十九年発生災害五二工事一四、一六四、〇〇〇円、三十年発生災害四六工事九、二一八、〇〇〇円、三十一年発生災害二三二工事六四、五二九、〇〇〇円計五一九工事一五八、一〇九、〇〇〇円に上っているが、そのおもなものをあげると次のとおりである。

（七四八）　秋田県山本郡峯浜村奥地開発林道水沢線三十一年災害復旧は、査定額三二四、〇〇〇円（国庫補助金二一

〇、六〇〇円）で橋台二基を復旧することとしていたが、右は、別途二十七年度に国庫補助金の交付を受けて施行した同橋りょうの新設工事において、橋台練積石垣の施行が著しく粗漏であり、補助の目的を達しないものとして国庫補助事業から除外されたものが災害を受けたのであるから、災害復旧の対象とすべきものではない。

（七四九）　三重県熊野市甫母堤塘二十八年災害復旧は、査定額一、六四六、〇〇〇円（国庫補助金一、四八一、四〇〇円）で堤とう延長七六メートルを石積で復旧することとしていたが、同堤とうによって直接受益するのは一反歩程度で経済効果の著しく少ない施設に多額の経費を使用しようとしていたものである。

（七五〇）　長崎県南松浦郡奈良尾町奈良尾漁港三十一年災害復旧は、査定額四、七三八、〇〇〇円（国庫負担金三、七九〇、四〇〇円）で舟ひき場二、〇一六平米を練石張で復旧することとしていたが、右のうち九四九平米、工事費一、九六二、〇〇〇円（国庫負担金一、五六九、六〇〇円）は従来の施設を拡張しようとしていたものである。

（設計が過大と認められるもの）

（七五一）
（七五二）　排土、客土の土量または運搬距離を過大に見込むなど設計が現地の実情にそわないものと認められたものは、二十八年発生災害二〇六工事二一、六四六、〇〇〇円、二十九年発生災害六一工事六、一九〇、〇〇〇円、三十年発生災害九〇工事七、四五四、〇〇〇円、三十一年発生災害七三一工事九五、三五〇、〇〇〇円計一、〇八八工事一三〇、六四〇、〇〇〇円に上っているが、そのおもなものをあげると次のとおりである。

（七五一）　福島県河沼郡坂下町宮田川農地三十一年災害復旧は査定額四、六九〇、〇〇〇円（国庫補助金三、〇四八、

八工事一三〇、六四〇、〇〇〇円に上っているが、そのおもなものをあげると次のとおりである。

（七五一） 福島県河沼郡坂下町宮田川農地三十一年災害復旧は査定額四、六九〇、〇〇〇円（国庫補助金三、〇四八、

県名	年災	農林省査定額 工事数	農林省査定額 金額（千円）	同上のうち本院において実地検査したもの 工事数	同上 金額（千円）	減額された工事費 二重査定 工事数	二重査定 金額（千円）	改良工事その他 工事数	改良工事その他 金額（千円）	設計過大 工事数	設計過大 金額（千円）	計 工事数	計 金額（千円）
秋田県	二八	一	八、六五〇	一	八、六五〇			一	二、一五〇			一	二、一五〇
	二九	一	三五〇	一	三五〇					一	一一〇	一	一一〇
	三〇	一六	三、九九二	四	八九九					一	七〇	一	七〇
	三一	三五三	一六三、七四三	二四四	一二四、一〇三			一八	五、三八八	七五	七、四四六	九三	一二、八三四
	計	三七一	一七六、七三五	二五〇	一三四、〇〇二			一九	七、五三八	七七	七、六二六	九六	一五、一六四
山形〃	三一	三六一	一四七、五五一	二二〇	一〇四、一四〇			一七	三、三三二	三七	二、七一九	五四	六、〇五一
福島〃	二八	七	三、二二八	七	三、二二八			一	一八四	四	三一九	五	五〇三
	二九	二九	一六、七七九	二九	一六、七七九			一一	三、二九九	八	二、〇二九	一九	五、三二八
	三〇	二四	一六、五九五	二〇	一三、九六三			一	一六七	二	三九	三	二〇六
	三一	八〇一	六五〇、三七九	四五九	四七三、一一七			三二	九、八〇五	一六六	三八、六一四	一九八	四八、四一九
	計	八六一	六八六、九八一	五一五	五〇七、〇八七			四五	一三、四五五	一八〇	四一、〇〇一	二二五	五四、四五六
新潟〃	二八	四一	二二、五八一	二一	一一、七一二			一五	四、三一六	二	一、一二六	一七	五、四四二
	二九	一四	三、二〇三	三	一、〇三〇			二	三六四	二	二八五	四	六四九
	三〇	二六	一三、八三〇	一四	八、五〇六			四	五八一			四	五八一
	三一	四七五	二一四、七一九	一九四	九五、三二五			一五	一〇、一九一	三八	七、六四四	五三	一七、八三五
	計	五五六	二五四、三三三	二三二	一一六、五七三			三六	一五、四五二	四二	九、〇五五	七八	二四、五〇七
石川〃	二八	二八	一四、八六七	二四	一四、六八七			七	二、七五三	二	四七四	九	三、二二七
	二九	一三	一三、八六三	一二	一三、五二三			一	七〇〇	二	三八六	三	一、〇八六
	三〇	一二	一一、二八六	八	八、三二九			三	四五三	三	一、二四八	六	一、七〇一
	三一	五八一	二二五、六九一	三五二	一五〇、三七二			二二	四、〇〇〇	九五	一一、八五三	一一七	一五、八五三
	計	六三四	二六五、七〇七	三九六	一八六、九一一			三三	七、九〇六	一〇二	一三、九六一	一三五	二一、八六七
三重〃	二八	一四七	一二二、六三四	一〇七	七八、三二〇			二九	一五、一八〇	一九	二、六七九	四八	一七、八五九
	二九	一二	五、二七八	九	三、〇二五			二	三一八	四	一二六	六	四四四
	三〇	二	六一二	一	一四六								
	三一	三九一	一五二、六六四	二八二	一一一、三九〇			一五	五、六〇九	三七	二、五二〇	五二	八、一二九
	計	五五二	二八一、一八八	三九九	一九二、八八一			四六	二一、一〇七	六〇	五、三二五	一〇六	二六、四三二
和歌山〃	二八	二一七	一三二、六六四	一二一	九〇、六三四			二八	一一、二八二	三三	三、〇五〇	六一	一四、三三二
	二九	七一	二四、二九五	三五	一三、四三六			七	一、六八五	六	九一五	一三	二、六〇〇
	三〇	六五	二〇、三〇三	五一	一〇、七六三			五	八七九	六	一八三	一一	一、〇六二
	三一	八四八	三〇五、〇六六	三七三	一六〇、八三三	一	一三六	二九	六、二六九	四五	一、五二三	七五	七、九二八
	計	一、二〇一	四八二、三二八	五八〇	二七五、六六六	一	一三六	六九	二〇、一一五	九〇	五、六七一	一六〇	二五、九二二
佐賀〃	二八	二三一	一三二、三三三	一三一	五〇、四二六			三一	八、四六〇	三九	五、〇四七	七〇	一三、五〇七
	二九	三八	二八、三八九	二八	一二、三五九	一	二五〇	四	一、〇五二	一〇	七一八	一五	二、〇二〇
	三〇	七〇	三〇、二七三	六五	二五、三六〇			一〇	二、九七三	二〇	六八三	三〇	三、六五六
	三一	二二六	一三九、五一二	一六四	八〇、四五一			六	一、六五四	五六	四、三七五	六二	六、〇二九
	計	五六五	三三〇、五〇七	三八八	一六八、五九六	一	二五〇	五一	一四、一三九	一二五	一〇、八二三	一七七	二五、二一二
長崎〃	二八	一六一	八二、九三七	一三八	六二、八四五			一八	八、一七八	六二	四、九五三	八〇	一三、一三一
	二九	六六	三〇、七一〇	三九	一九、四六三	一	一、二四七	四	七六八	一七	一、二三七	二二	三、二五二
	三〇	五一	二五、四六四	三八	二二、三九八			三	四八一	一八	三、四一一	二一	三、八九二
	三一	五三八	五九五、四一二	四二〇	四五五、九九八			二六	一〇、二二一	一一二	一三、八〇二	一三八	二四、〇二三
	計	八一六	七三四、五二三	六三五	五六〇、七〇四	一	一、二四七	五一	一九、六四八	二〇九	二三、四〇三	二六一	四四、二九八
熊本〃	二八	五二	三〇、四三五	四九	二九、七一七			一一	七、〇五六	二四	一、九二二	三五	八、九七八
	二九	一九	六、六二五	一一	四、二八七			五	二、〇〇九	三	一七〇	八	二、一七九
	三〇	二五	八、三八六	二四	七、八一七	一	一六四	四	一、三七〇	七	三一〇	一二	一、八四四
	三一	三六五	一七六、五〇一	二三六	一〇四、九一〇	一	二六三	三三	五、〇八七	四〇	二、五三九	七四	七、八八九
	計	四六一	二二一、九四七	三二〇	一四六、七三一	二	四二七	五三	一五、五二二	七四	四、九四一	一二九	二〇、八九〇
鹿児島〃	二八	一四九	四一、一八三	一〇四	二九、七九六			四八	一〇、六三九	二一	二、〇七六	六九	一二、七一五
	二九	七三	四三、〇〇〇	四二	一二、七八一			一六	三、九六九	八	二一四	二四	四、一八三
	三〇	一一四	三六、八八三	八〇	二九、三三〇			一六	二、三一四	三三	一、五一〇	四九	三、八二四
	三一	二四四	一九六、四二二	一五九	一四六、五四一			一九	二、九七三	三〇	二、三一五	四九	五、二八八
	計	五八〇	三一七、四八八	三八五	二一八、四四八			九九	一九、八九五	九二	六、一一五	一九一	二六、〇一〇
合計	二八	一、〇三四	五九一、五一二	七〇三	三八〇、〇一五			一八九	七〇、一九八	二〇六	二一、六四六	三九五	九一、八四四
	二九	三三六	一七二、四九二	二〇九	九七、〇三三	二	一、四九七	五二	一四、一六四	六一	六、一九〇	一一五	二一、八五一
	三〇	四〇五	一六七、六二四	三〇五	一二七、五一一	一	一六四	四六	九、二一八	九〇	七、四五四	一三七	一六、八三六
	三一	五、一八三	二、九六七、六六〇	三、一〇三	二、〇〇七、一八〇	二	三九九	二三二	六四、五二九	七三一	九五、三五〇	九六五	一六〇、二七八
	計	六、九五八	三、八九九、二八八	四、三二〇	二、六一一、七三九	五	二、〇六〇	五一九	一五八、一〇九	一、〇八八	一三〇、六四〇	一、六一二	二九〇、八〇九

五〇〇円）で農地三町五反に流入した砂八、五三立米を一五〇メートルの地点に排土し、客土七、六一九立米を施行することとしていたが、実際は流入した砂はすべて現地付近に排土することができるもので復旧費は

五〇〇円）で農地三町五反に流入した土砂六、五二三立米を一五〇メートルの地点に排土し、客土七、六一九立米を施行することとしていたが、実際は流入土砂はすべて現地付近に排土することができるもので復旧費は二、六三〇、〇〇〇円となり、二、〇六〇、〇〇〇円（国庫補助金一、三三九、〇〇〇円）が過大となっていた。

（七五二） 石川県鹿島郡能登島町野崎漁港三十年災害復旧は査定額五、三七六、〇〇〇円（国庫負担金四、六八七、八七二円）で防波堤九六メートルの被覆捨石二、九四四立米を新石で復旧することとしていたが、実際は在石を二割程度使用することができるので復旧費は四、四三八、〇〇〇円となり、九三八、〇〇〇円（国庫負担金八一七、九三六円）が過大となっていた。

（重複して査定されていたもの）

（七五三） 同一箇所の工事を農林省と建設省または農林省部内において重複して査定しているものは、昭和二十九年発生災害二工事一、四九七、〇〇〇円、三十年発生災害一工事一六四、〇〇〇円、三十一年発生災害二工事三九九、〇〇〇円計五工事二、〇六〇、〇〇〇円となっている。

（七五四）
（八一五）

国庫補助金の経理当を得ないもの

（組織）農林本省　（項）農山漁村建設総合対策費補助　ほか六科目
（組織）林野庁　（項）林業振興費
（組織）水産庁　（項）水産業振興費

農林省所管国庫補助金のうち公共事業関係を除く一般補助については、昭和二十九年以降主として都道府県、市町村等を経由して末端の事業施行者に交付される農村振興、農産物増産、開拓実施、畜産、蚕糸または水産業振興等の補助金を選び、その交付状況および補助事業実施の効果と補助金の使途につき実地に検査を実施し、その結果は二十八年度以降毎年度の検査報告に掲記したとおりであるが、本年においても、前年に引き続き三十年度国庫補助金のほか、新たに三十一年度国庫補助金のうち農山漁村建設総合施設費補助金のほか三四費目五、七二一、八〇六、六〇三円について検査することとした。

右検査は、北海道ほか三八府県および市町村の一部と各種組合等について実施したが、その結果は関係当局の指導監督の強化および事業主体の自覚等により相当改善の跡が見受けられたものもあるが、なお、補助金を目的外に使用していたり、地元負担の全部または一部をしないで事業を実施していたため事業量が不足していたり、精算額を過大に報告して補助金の交付を受けているものなど不当な事例が少なくない状況である。

しかして、検査の結果これら補助金の経理当を得ないと認められたものは右三九道府県(注)において八八五件五六、九二九、八九五円(うち三十年度分二五二件一九、五二〇、四六二円)に上っており、これを種目別態様別に示すと左表のとおりであるが、このうちには三十一年度に新規事業として発足した新農山漁村建設総合対策特別助成事業の分が五二五件三〇、九〇八、〇〇二円の多額を占めている。

(注)　北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀各県、京都、大阪両府、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、熊本、鹿児島各県

事業別	補助種目	補助対象外の事業を実施したもの 件数	補助対象外の事業を実施したもの 金額	不使用のまま保有したり補助の目的外に使用しているもの 件数	不使用のまま保有したり補助の目的外に使用しているもの 金額	事業量が不足し積算または精算が過大なもの 件数	事業量が不足し積算または精算が過大なもの 金額	計 件数	計 金額
			千円		千円		千円		千円
新農山漁村建設総合対策施設事業	農用地交換整備費補助	一	二四			一	一、五四八	二	二、八六六
	適地適産奨励施設費補助	二	一、三七四			一六	五三一	一六	一、三一一
	農山漁村振興共同施設費補助	六三	一〇、四九八	一	一七〇	八四	四、〇七八	一五三	八、五六五
	技術研修および生活改善施設費補助	五	三一三			二	九四	七	一、八六四
	小計	八〇	一二、二一〇	一	一七〇	一一四	五、四一七	二三〇	一三、一〇九
その他の一般補助事業	農作物病虫害防除費補助	三	二六八	一〇	五三二	九	二二六	七	三四
	水稲健苗および種子確保対策費補助			二五	一、三三一	二	一五四		
	採種圃補助			五二	一、二二五	三	二九		
	農村振興総合施設、小団地および施設災害復旧費補助	一六	三〇七三	三	二五八	四七	二、一六六	五一	二、三六四
	土壌改良事業費補助			三	二〇〇	一三	九二四	五	六三〇
	草地改良その他畜産関係補助			四	三〇九	二	一〇七	一	七〇
	蚕業経営施設その他蚕糸関係補助			一八	二五八	七	一四三		
	開拓実施費補助			三七	九、六八六	四	四二〇	二	二〇三
	水産増殖事業費補助			一	二〇〇	四	二〇九	九	四五六
	森林病虫害駆除予防費補助			一六	四七三	五	五九	一	四
	小計	一九	三三四二	一六九	一四、四七七	九六	四四〇	七六	三七八一
計		九九	一五、五五二	一七〇	一四、六四七	二一〇	九、八五八	四〇六	一六、八七一
								八八五	五六、九二九

いま、検査の結果を新農山漁村建設総合施設事業とその他の補助事業とに分けて説明すると次のとおりである。

（一）　新農山漁村建設総合施設費補助事業

（七五四）
（七八八）　新農山漁村建設総合施設費補助は、農林漁業者の自主的な創意に基き、適地適産を基調とする農山漁村の振興事業を総合的に推進することにより、農林漁業経営の安定と農林漁業者の生活水準の向上をはかるため、経営条件が類似する農林漁業地域内の市町村、農業協同組合、漁業協同組合、農事実行組合その他各種の団体が農用地交換整備、適地適産奨励、共同利用施設、生活改善等四四種類の事業のうちから自主的に選定して行う事業に対し、事業費の三割から五割以内をそれぞれ交付するもので、国庫補助金の総額は一、三三八、九〇八、九〇〇円に上っているが、本院において全都道府県管内の五三四地域のうち北海道ほか三八府県下の三七一地域の国庫補助金八四五、五五二、六一〇円についてその実地を検査したところ、

（ア）　共同利用施設として採択された作業所、集荷所、育すう所、木炭山元倉庫等は、従来なかった施設を新設することを建前としているのに、既設の建物に増築したり、これを改築して施設の更新を行なっていたり、または共同利用施設として新設したこととしていながら実際は個人施設となっているものが少なくなく、なかには旧施設をそのまま補助事業に乗り替えているものもあり、これら補助の対象とは認められない事業に対し補助金を交付しているものが長野県南佐久郡中込町内山農業協同組合ほか七五事業主体で八〇件事業費二六、〇八二、五〇一円国庫補助金一二、二一〇、五二一円、

（イ）　農道、水路、共同貯水槽等の工事において、切盛土量が不足していたり、コンクリートの配合が粗悪であったり、護岸に使用した築石の控が短くその裏込が不足しているもの、木造建物において規格に合わない不良材を使用していたり、または土壌改良もしくは牧野改良事業において肥料等の資材を計画どおり購入していないものなど事業の実施量が不足しているものが多く、このため補助金の過大交付となっているものが北海道上川郡美瑛町ほか一一〇事業主体で一一四件事業費一三、〇五二、八八七円国庫補助金五、四一七、九二二円、

（ウ）　土工工事において、切盛土量やその運搬距離を過大に見込んでいたり、コンクリート工事において型わく損料を過大に見込んでいたり、建築工事において木材、鉄材等の単価を現地の時価に比べ高価に積算しているものなどがあるのに、設計どおり事業費を要したこととして精算額を過大に報告して補助金の交付を受けているものが山形県飽海郡八幡町常禅寺地区共同施行ほか三一〇事業主体で三三一件事業費三二、七九九、二八七円国庫補助金一三、二七九、五五九円

あり、これらを合計すると補助金の経理当を得ないと認められるものが五二五件事業費七一、九三四、六七五円国庫補助金三〇、九〇八、〇〇二円に上っている。

このような結果をきたしたのは、三十一年八月本制度創設以来わずか数箇月の短期間に、全国五百余地域か

ら提出された多数の設計書の審査をはじめ、事業の実施および事業費の精算等の事務を完結しなければならなかったため、とかく審査が不十分となり、対象外事業、設計過大等の不当事項を発見することができなかったことと、都道府県の関係職員の事務不慣れのため適切な指導監督と出来高検査等を十分に行うことができなかったことによるものと認められるので、この種不当事項の防止のためこれら諸点について今後一層注意する必要があるものと認められる。

しかして、検査の結果判明したこれら不当経理のうち、一件の国庫補助金二十万円以上のものをあげると別表第四（一）のとおり三五件国庫補助金一二、一五七、三六二円になっているが、代表的な事例をあげると次のとおりである（各項末尾の（　）内の数字は別表第四（一）に掲記した番号を示す。）。

右のほか、共同作業所、共同集荷所、稚蚕共同飼育所等のなかには、その仕様および構造からみて農業協同組合等が補助の対象とならない倉庫または集会所等に使用することを意図しているものが少なくなく、今後の維持管理を適正にし補助目的どおりの施設として使用させる必要があると認められるものが、長野県上伊那郡箕輪町中箕輪農業協同組合ほか一〇事業主体で一一件事業費七、八四九、〇〇四円国庫補助金三、七六〇、〇〇〇円ある。

（補助の対象とは認められない事業に対して補助金を交付しているもの）

(1)　秋田県北秋田郡合川町合川養鶏組合が六五三、七九九円で共同育すう所一むね一五坪および育すう器等の付属機具一式を新設したこととして国庫補助金三一五、〇〇〇円の交付を受けているが、実際は組合長が自己資金四二三、六六五円で新設した個人施設で、共同施設とは認められない。（七五七）

(2)　和歌山県有田郡吉備町が、七三〇、〇〇〇円で共同集荷所一むね三五坪を新築したこととして国庫補助金三六五、〇〇〇円の交付を受けているが、実際は同町水尻出荷組合所有の集荷所一三坪に二七三、八七六円で一一坪を増築して右三四坪を補助の対象に乗り替えたものである。（七八一）

（工事の出来形が著しく不良なもの）

(1)　北海道上川郡美瑛町が、二、二二四、〇〇〇円でコンクリート共同貯りゅう槽七基を新設したこととして国庫補助金一、一二二、〇〇〇円の交付を受けているが、実際はコンクリートの配合が著しく不良なため漏水している状況で、工事は一、七九四、一三〇円で施行していた。（七五四）

(2)　鹿児島市横井原農事振興組合ほか三組合が、五八〇、〇〇〇円でコンクリート共同貯水槽一〇基を新設したこととして国庫補助金二九〇、〇〇〇円の交付を受けているが、実際は裏型わくを使用しないで粗悪なコンクリートで施行しているばかりでなく、設計に比べコンクリート量が不足していたり、玉石を多量に混入しているなどのためその出来高は三四〇、〇〇〇円程度にすぎず、工事の施行が著しく粗漏である。（七八八）

（事業費の積算または精算が過大なもの）

(1)　千葉県茂原市鶴枝農業協同組合が、阪井無線工業所に三、一三八、〇〇〇円（国庫補助金一、四五〇、〇〇〇

円）で農事放送施設工事を請け負わせ施行したこととしているが、実際は一、八九〇、六六〇円で請け負わせたもので、ほかに組合が現物支給した資材費四〇二、三四〇円を含めても事業費は二、二九三、〇〇〇円で足りていた。（七六一）

(2) 香川県綾歌郡綾南町昭和部落農事組合ほか三組合が、二、一六〇、〇〇〇円でコンクリート共同貯水槽二〇基を新設したこととして国庫補助金一、〇七九、〇〇〇円の交付を受けているが、実際はコンクリートに使用する砂利、砂の運搬距離および型わく代等を過大に見込んでいたなどのため事業費は一、五四〇、七九一円で足りていた。（七八二）

（二）その他の一般補助事業

（七八九）（八一五）新農山漁村建設総合施設事業を除くその他の一般補助事業は、農村振興、農産物増産、開拓実施、畜産、蚕糸、林業または水産業振興等に関するもので、補助金の総額は三四費目四、三八二、八九七、七〇三円に上り、それぞれの事業費に対してその一部を補助したり、または定額を交付するものであるが、前年に引き続き補助事業実施の効果と補助金の使途を北海道ほか三八府県およびその府県内の四一〇市町村と各種組合の国庫補助金七三〇、七八九、七六八円についてその実地を検査したところ、一部改善の跡の見受けられたものもあるが、なお既往年度の検査報告に掲記したと同様な不当な事例が少なくなく、

（ア）農村振興総合助成事業等において、共同集荷所等の施設を補助の目的どおり実施したこととしていながら、補助の対象とはならない農業倉庫等を新築していたり、共同利用施設とは認められない個人の施設または災害を受けていない施設を補助の対象としていたり、なかには施設の管理当を得ないため全く遊休となっているものもあり、補助の対象とはならないものに対して補助金を交付したものが秋田県南秋田郡五城目町ほか一六事業主体で一九件国庫補助金三、三四二、〇四三円、

（イ）農作物採種ほ設置、水稲健苗育成、開拓実施、病虫害防除等の事業において、補助金をそれぞれ事業の実施者に交付したこととしていながら、実際はその全部または一部を交付しないで市町村、農業協同組合等の経費に使用していたり、補助の目的と相違する方法により事業実施者以外の者にまで耕地面積割等で配分しているものが多く、ことに、採種ほ、温床紙および病虫害防除等の補助金で受給者に対する交付額が零細なものについてはこの種の傾向が顕著であって、補助金の使用当を得ないものが宮城県加美郡色麻村王城寺原開拓農業協同組合ほか一三三事業主体で一六九件国庫補助金一四、四七七、六九二円、

（ウ）小団地開発整備事業、耕土培養事業等において、事業主体が補助金に自己負担金を加え計画どおりの事業を実施したこととしていながら、その全部または一部を負担していないため事業量が不足しているもの、資材の購入費または運搬距離等を過大に見込んでいたため事業を計画額より低額で実施しているにかかわらず、実績を上回る精算報告を行なって過大な補助金の交付を受けているものが多く、なかには国庫補助金を下回る額で事業を実施し、剰余を別途に保有したり、雑費等に使用しているものもあり、正当な自己負担を

免かれているものなどが北海道上川郡美瑛町ほか一五八事業主体で一七二件国庫補助金八、二〇二、一五八円あり、結局、これらを合計すると補助金の経理当を得ないと認められるものが三六〇件二六、〇二一、八九三円に上っている。

なお、開拓実施費補助金、森林病虫害防除費補助金においては、開拓農業協同組合連合会等が受給者に交付するにあたり、その一割から二割程度を賦課金、寄付金、手数料等の名義で差し引いて組合経費等に使用している事例が少なくないが、これらは補助の効果を減殺するばかりでなく事業の実施を困難にするもので、すでに昭和三十年度決算検査報告（一六〇ページ参照）に掲記して注意を促したにもかかわらず、なお改善の跡が認められないのは遺憾である。

しかして、検査の結果判明した不当経理のうち一件の国庫補助金二十万円以上のものをあげると別表第四（二）のとおり二七件国庫補助金一三、四九三、〇七四円になっているが、代表的な事例をあげると次のとおりである（各項末尾の（　）内の数字は別表第四（二）に掲記した番号を示す。）。

（補助の対象とはならない施設に対して補助金を交付したもの）

(1) 北海道枝幸郡中頓別町農業協同組合が、八二二、〇〇〇円でミスト一五台を購入したこととして防除機具購入費国庫補助金二〇五、五〇〇円の交付を受けているが、実際は共同農機具として購入した事実がなく、補助金のうち一二六、〇〇〇円は同組合が個人に売却した九台分に均等配分し、六六、二五〇円は同町佐々木商店が個人に売却した六台分に対する分配金として同店に交付し、残額一三、二五〇円は組合において保有していた。（七八九）

(2) 青森県五所川原市三好農業協同組合が、九六八、〇〇〇円で農産物貯蔵所一むね四四坪を新築したこととして農村振興総合施設費国庫補助金四二〇、〇〇〇円の交付を受けているが、実際は農産物貯蔵所として使用されず、補助対象外の有料倉庫として使用されている。（七九四）

(3) 新潟県西頸城郡能生町能生谷緬羊組合が、四一一、〇〇〇円で共同種付所一むね二〇坪を新築したこととして農村振興総合施設費国庫補助金二〇五、〇〇〇円の交付を受けているが、実際は管理者が自己資金三八二、〇〇〇円で新築し個人の営業用施設となっていて共同利用施設とは認められない。（八〇二）

（補助金を目的外に使用しているもの）

(1) 群馬県吾妻郡嬬恋村嬬恋開拓農業協同組合で、開墾作業費国庫補助金八〇八、七五二円の交付を受け、開畑一六町を実施した二一名に配分したこととしているが、実際は全く交付しないで、草地改良機械開墾予納金に六四九、七五二円、各種債権の回収金に一二〇、〇〇〇円を充て、残額三九、〇〇〇円は組合の経費に充てていた。（八〇一）

(2) 三重県度会郡南勢町相賀浦漁業協同組合が、六〇〇、〇〇〇円で投石四五〇立米を実施したこととして浅海増殖事業費国庫補助金二〇〇、〇〇〇円および県補助金二〇〇、〇〇〇円の交付を受けているが、実際は補

助の対象とはならない小あじ放養事業に一七、四五八円を使用したにすぎず、残額三八二、五四二円は組合の欠損金の補てんに充てていた。（八〇六）

（事業量が不足しているもの）

北海道上川郡美瑛町が、三、三三八、〇〇〇円で農地三三町七反の客土七、二四八立米を実施したこととして小団地開発整備事業費国庫補助金一、〇〇〇、五〇〇円の交付を受けているが、実際は設計の半量程度三、五四〇立米を一、六五三、二二四円で実施したにすぎない。（七九〇）

（精算額を過大に報告して補助金の交付を受けているもの）

(1)　秋田県北秋田郡合川町下小阿仁農業協同組合が、一、四〇〇、〇〇〇円でため池堤とう三三メートルのかさ上げおよび余水吐の改修工事を実施したこととして小団地開発整備事業費国庫補助金四二〇、〇〇〇円の交付を受けているが、実際は床掘およびはがね土はその大部分を実施する必要がなかったなどのため事業費は六六三、〇七七円で足りていた。（七九八）

(2)　島根県安来市が、三、一二〇、一〇〇円で直営により農地一三〇町に含鉄粘土一五、六〇〇トンを投入したこととして耕土培養事業費国庫補助金九三〇、八〇〇円の交付を受けているが、実際は補助金九三〇、八〇〇円に市費四六五、五〇〇円を加えた一、三九六、三〇〇円を導入地区の面積に応じ各部落に一括交付して事業の実施および補助金の配分を一任しており、部落においては採取および運搬を総額二、一三一、〇七五円で実施していた。（八〇九）

（八一六）
（八五六）

利子補給金の交付当を得ないもの

（組織）農林本省　（項）被害農家営農資金利子補給及損失補償　ほか一科目
（組織）水産庁　（項）漁業災害復旧資金融通利子補給及損失補償

農林省が行う農林漁業者に対する融資事業の利子補給のうち、災害融資金に対する利子補給金については、本院において、昭和三十年以来その融資機関である農業協同組合等につき実地検査を施行してきたところであり、その結果は、二十九年度以降の検査報告に掲記したとおり、資金の貸付および使用当を得ず利子補給の要がないと認められたものが相当数に上る状況であるのにかんがみ、本年においても前年に引き続き融資金の貸出状況と借受人の利用状況に重点を置き検査を行うとともに、有畜農家創設資金に対する利子補給金についてもあわせて資金の貸付および利子補給金の使用状況を検査したところ、資金の貸付または利子補給金の使用当を得ず利子補給の目的を達していないと認められるものが相当多数発見された。

いま、その概要を災害融資金に対する利子補給金および有畜農家創設資金に対する利子補給金に分けて説明すると次のとおりである。

（一）　災害融資金に対する利子補給金

（八一六）
（八五五）

災害融資金に対する利子補給金は、風水害、冷害、凍霜害等の天災により損失を受けた農林漁業者に対

し、その経営や施設の災害復旧に必要な資金を組合系統金融機関等をして低利に貸し出させ、国および地方公共団体がこれに対して利子の一部を補給して被害農林漁業者の生産力をすみやかに回復させ、その経営を維持安定させようとするもので、二十八年度以降についてみてもこれらの貸付金は累計六六、二六七、三三九、七〇〇円に上り、これに対する国庫利子補給として、各都道府県に対し、一般会計から被害農家営農資金利子補給補助金四、六三六、一一七、四七五円（うち三十一年度分一、一三五、四七二、〇四四円）および漁業災害復旧資金利子補給補助金五八、七二七、六六四円（うち三十一年度分二四、四三九、一六九円）計四、六九四、八四五、一三九円（うち三十一年度分一、一五九、九一一、二一三円）の多額を支出している。

右融資金は、農林水産業団体の系統金融機関である農林中央金庫、都道府県信用農業協同組合連合会、農業協同組合等が融資機関となって末端農林漁業者等に貸し付ける取扱となっており、その借入資格、使途、借入限度、貸出実行期限、利率、償還方法等についてはそれぞれ関係法規により一定の条件を付しているもので、三十一年中、北海道ほか二七府県の八八七団体について本制度実施の効果、融資金の貸出状況と借受人の利用状況等を検査し、その結果を昭和三十年度決算検査報告（一八二ページ参照）に掲記したが、本年も引続き北海道ほか四〇府県の六六七団体の融資総額三、二八二、二八二、〇〇〇円、これに対する国庫利子補給済額三二一、〇八五、〇三九円について検査したところ、三十年以降は全国的に大災害の発生がなく、したがって、前記融資総額中その大部分を占める二十八、二十九両年発生災害融資金が主として検査の対象となった。その結果は、相当是正改善の跡が見受けられたが、なお、融資金を農林漁業者に貸し付けたこととして利子補給の対象としていながら、実際は農業協同組合等で資金の全部または一部を被害農林漁業者に貸し付けず、融資の目的に反して定期貯金等にさせて団体の事業資金に使用したり、これを町村や土地改良区、部落等に転貸しているもの、資金を貸し付けるにあたり災害に関係のない組合の旧債権の回収または組合の出資金、賦課金等に充てているものなど、融資金が被害農林漁業者に対する再生産資金としてではなく、むしろ組合自体の欠損補てんや資金繰りとして使用されていたり、または貸付を受けた者が資金を貯金に預け入れたまま償還以外には使用していないもの、資金を融資の目的どおり使用しないでこれを災害と関係のない施設費や物品購入費等に充てているなど前年度と同様の事態が少なくなかった。このように融資金の貸付または使用当を得ないため利子補給の要がなかったと認められるものは北海道ほか三六府県の三一三団体において融資総額三三一、〇四三、二〇八円、これに対する国庫利子補給済額が三〇、七五〇、三八六円に上っている状況で、その態様別内訳は次表（折込）のとおりである。

このような結果をきたしたのは、融資機関および融資を受ける農林漁業者が本制度の趣旨をよく理解していないことによるが、一方、国または都道府県が融資金額のわくを決定するにあたり経由団体等の財政状況、地域的資金需要の大小や被害程度の調査が十分でなかったことと、その後の融資実行状況の監督に欠けるところがあったことなどによるものと認められ、その取扱に特段の配慮が望ましい。

いま、検査の結果判明した不当経理のうち、国庫利子補給済額が一団体当り二十万円以上のものをあげると別表第五のとおり、北海道ほか一二府県の四〇団体で融資額一四二、〇一〇、四五五円国庫利子補給済額一四、二二九、六一六円に上っているが、これらのうち代表的な事例をあげると次のとおりである（各項末尾の（　）内の数字は別表第五に掲記した番号を示す。）。

（営農資金の全部または一部を被害農家に貸し付けないで融資機関が運用し営農資金の目的を達していないもの）

(1)　北海道上磯郡木古内町農業協同組合で、二十八年冷害被害農家営農資金四、八四五、〇〇〇円（国庫利子補給済額五五五、九二六円）を北海道信用農業協同組合連合会から借り入れ、被害農家に経営資金として貸し付けたこととしているが、実際は全額を同連合会に預け入れたままで被害農家に貸し付けていない。

また、同組合では、二十九年冷害被害農家営農資金六、五〇〇、〇〇〇円（国庫利子補給済額三六二、一八三円）についても、被害農家に貸し付けないで貯金に留保していたものが三、二〇二、五〇〇円、災害に関係のない旧債権の回収に充てたものが五八四、五〇〇円計三、七八七、〇〇〇円（国庫利子補給済額一四四、〇一四円）ある。**（八二〇）**

(2)　青森県東津軽郡今別町農業協同組合で、二十八年冷害被害農家営農資金三、四六〇、〇〇〇円（国庫利子補給済額四四〇、八〇二円）を青森県信用農業協同組合連合会から借り入れ、被害農家に経営資金として貸し付けたこととしているが、実際は全く貸し付けていない。**（八三〇）**

(3)　群馬県勢多郡北橘村北橘農業協同組合で、二十八年冷害被害農家営農資金四、〇七〇、〇〇〇円（国庫利子

融資機関数	国庫利子補給済額	同上に対応する不当融資額	道府県名
五（四）	二四九	二、七一五	山口〃
一四（九）	四七五	四、三四九	徳島〃
一（一）	二	一、〇七七	香川〃
二（一八）	一、八四一	一七、二〇九	愛媛〃
一（一）	二四	二〇六	高知〃
四（四）	八一七	八、一九二	熊本〃
六（六）	二六三	二、三一八	大分〃
五（五）	一一八	五、九六八	宮崎〃
八（八）	三八二	一八、二二一	鹿児島〃
※三七三（一二三）	三〇、七五〇	三三一、〇四三	計

いま、検査の結果判明した不当経理のうち、国庫利子補給済額が一団体当り二十万円以上のものをあげると別表第五のとおり、北海道ほか一二府県の四〇団体で融資額一四二、〇一〇、四五五円国庫利子補給済額一四、二二九、六一六円に上っているが、これらのうち代表的な事例をあげると次のとおりである（各項末尾の（　）内の数字は別表第五に掲記した番号を示す。）。

（営農資金の全部または一部を被害農家に貸し付けないで融資機関が運用し営農資金の目的を達していないもの）

(1)　北海道上磯郡木古内町農業協同組合で、二十八年冷害被害農家営農資金四、八四五、〇〇〇円（国庫利子補給済額五五五、九二六円）を北海道信用農業協同組合連合会から借り入れ、被害農家に経営資金として貸し付けたこととしているが、実際は全額を同連合会に預け入れたままで被害農家に貸し付けていない。

また、同組合では、二十九年冷害被害農家営農資金六、五〇〇、〇〇〇円（国庫利子補給済額三六二、一八三円）についても、被害農家に貸し付けないで貯金に留保していたものが三、二〇二、五〇〇円、災害に関係のない旧債権の回収に充てたものが五八四、五〇〇円計三、七八七、〇〇〇円（国庫利子補給済額一四四、〇一四円）ある。（**八二〇**）

(2)　青森県東津軽郡今別町農業協同組合で、二十八年冷害被害農家営農資金三、四六〇、〇〇〇円（国庫利子補給済額四四〇、八〇二円）を青森県信用農業協同組合連合会から借り入れ、被害農家に経営資金として貸し付けたこととしているが、実際は全く貸し付けていない。（**八三〇**）

(3)　群馬県勢多郡北橋村北橋農業協同組合で、二十八年冷害被害農家営農資金四、〇七〇、〇〇〇円（国庫利子

道府県名	調査済融資機関数	調査済融資額	国庫利子補給済額	融資機関が貸し付けないで運用しているもの 融資機関数	同 国庫利子補給済額	災害に関係のない旧債権の回収に充てているもの 融資機関数	同 国庫利子補給済額	資金を使用しないで保有しているもの 融資機関数	同 国庫利子補給済額	資金を融資の目的に反して使用しているもの 融資機関数	同 国庫利子補給済額	※計 融資機関数	計 国庫利子補給済額	同上に対応する不当融資額	道府県名
		千円	千円		千円		千円		千円		千円		千円	千円	
北海道	二一	五三五、六〇〇	四三、七七九	五	一、五〇二	八	一、一四〇			一〇	一、四三四	二三（一四）	四、〇七七	五八、六四九	北海道
青森県	二七	二九〇、八一九	二九、一六八	一二	九六三	二	三九三	四	五九五	一五	一、三四六	三三（一九）	三、二九九	三六、四七五	青森県
岩手〃	三七	一四五、九一〇	一五、〇五三	二	二二一	七	四八三	一四	八〇八	八	四四七	三一（二一）	一、九六一	一九、四三一	岩手〃
宮城〃	一一	六三、一四八	七、六七八	一	一五二					一	四五	二（二）	一九七	一、六一二	宮城〃
秋田〃	三四	七六、八一七	五、二一二	四	七二					六	一五九	一〇（八）	二三一	三、一五三	秋田〃
山形〃	一〇	二五、三六二	二、四四八							三	一三六	三（三）	一三六	二、二四七	山形〃
福島〃	一九	一一二、二六六	一二、七七六			三	一二六			一四	七一二	一七（一七）	八三九	七、八七二	福島〃
茨城〃	四一	一七一、四五七	一八、九六九	二	一二八					一八	六二〇	二〇（二〇）	七四九	七、〇二二	茨城〃
群馬〃	三八	二〇一、七九五	二〇、九三五	一	四一五			一	二四四	八	四〇四	一〇（一〇）	一、〇六三	一〇、四八〇	群馬〃
埼玉〃	一四	四九、五一一	三、八〇七	一	一五五					四	二九二	五（五）	四四八	四、二二六	埼玉〃
千葉〃	一四	五八、七二一	四、五四二	二	一九八					二	九九	四（四）	二九八	三、五五〇	千葉〃
新潟〃	二〇	一〇二、二五一	一二、二四二	一	一四二					九	九四七	一〇（一〇）	一、〇九〇	九、一八〇	新潟〃
富山〃	一六	五九、八九三	六、六六三			三	七三			三	一〇一	六（六）	一七四	一、四九七	富山〃
石川〃	三	一六、六四二	八九八					一	八	一	二	二（二）	一一	一、二七四	石川〃
福井〃	二五	一一六、五七〇	一五、三一二			四	三〇七			一〇	一、一四七	一四（一四）	一、四五五	一〇、五五九	福井〃
山梨〃	二四	八九、七〇四	七、一二三	六	四七四	二	二一九	一	一一一	五	五五四	一四（一二）	一、三五八	一五、三四七	山梨〃
長野〃	二〇	一四四、一七五	一七、二七三			一	五二			五	三〇八	六（六）	三六一	三、七〇五	長野〃
岐阜〃	二九	八三、八五八	九、五四四	一	一三三	二	三九			一五	一、九七八	一八（一六）	二、一五〇	一六、五四二	岐阜〃
静岡〃	三五	二〇一、〇八二	二二、九三六	一	二〇	四	七二	四	八一三	四	三六八	一三（一二）	一、二七五	一一、四五〇	静岡〃
愛知〃	一	三、〇〇〇	二五四	一	一三八							一（一）	一三八	一、一二〇	愛知〃
三重〃	二〇	六八、三一五	八、五五三	九	一、三一八	二	五八	一	一〇八	三	四三二	一五（一二）	一、九一八	一五、三六九	三重〃
京都府	一	九、三二〇	一、四一六							一	一、一二三	一（一）	一、一二三	七、三七八	京都府
兵庫県	八	一〇、〇三三	一、〇六五	二	九二	二	八九			四	三二八	八（八）	五一〇	四、九八九	兵庫県
和歌山〃	八	三五、五〇八	四、五七三							四	二一四	四（三）	二一四	一、六〇二	和歌山〃
鳥取〃	二八	二七、一四五	二、二二九	二	八六	三	二三			一三	三八一	一八（一五）	四九一	六、五〇六	鳥取〃
島根〃	九	二〇、九八〇	二、二七八	七	二三八			一	一二一	一	五二	九（六）	四一二	四、七三五	島根〃
岡山〃	一四	七二、五〇五	七、一二九			一	一九	二	一五二	五	三三三	八（八）	五〇六	四、一五二	岡山〃
広島〃	四	五、二三六	二六〇			三	七七					三（三）	七七	六四九	広島〃
山口〃	一二	二五、四六〇	二、五四九			一	一八			四	二三一	五（四）	二四九	二、七一五	山口〃
徳島〃	二一	八三、八五三	七、四九八	五	一八四	二	三一			七	二五八	一四（九）	四七五	四、三四九	徳島〃
香川〃	六	一二、八五三	二五六	一	二							一（一）	二	一、〇七七	香川〃
愛媛〃	三四	七六、九三二	六、二九八	一	五一	八	七二四	一	四一	一一	一、〇二三	二一（一八）	一、八四一	一七、二〇九	愛媛〃
高知〃	五	一〇、二六三	一、一九八	一	二四							一（一）	二四	二〇六	高知〃
熊本〃	一〇	四二、五三一	四、九七三	一	二九九					三	五一七	四（四）	八一七	八、一九二	熊本〃
大分〃	一〇	六九、六六六	六、三一九	二	二八	二	一七五	一	九	一	四九	六（六）	二六三	二、三一八	大分〃
宮崎〃	九	三四、七五〇	七一一	二	八五			二	七	一	二五	五（五）	一一八	五、九六八	宮崎〃
鹿児島〃	一六	八七、五〇〇	二、一四三			七	三六九	一	一三			八（八）	三八二	一八、二二二	鹿児島〃
計	六五四	三、二四一、四三五	三一六、〇八一	七三	七、一三三	六七	四、四九七	三四	三、〇三六	一九九	一六、〇八二	三七三（三一三）	三〇、七五〇	三三一、〇四三	計

（備考）　※印「計」欄中「融資機関数」の（　）内の数字は、二以上の不当経理の態様に重複して計上されたものを控除した実数を示す。

補給済額四一五、四二二円）を群馬県信用農業協同組合連合会から借り入れ、被害農家に経営資金として貸し付けたこととしているが、実際は全額を組合の定期貯金とさせ、被害農家に貸し付けていない。（八二三）

（営農資金を災害に関係のない旧債権の回収に充てているもの）

(1) 北海道天塩郡遠別町遠別漁業協同組合で、二十九年北海道東南海域暴風雨漁業災害復旧資金八、五〇〇、〇〇〇円（国庫利子補給済額四二五、〇六〇円）を農林中央金庫から借り入れ、被害漁業者に貸し付けたこととしているが、実際は右資金のうち災害に関係のない旧債権の回収に充てたものが三、七七九、六二七円、組合に対する出資金、賦課金に充てたものが一、四八二、二〇二円、組合に留保していたものが三〇〇、一一六円計五、五六一、九四五円（国庫利子補給済額二七八、一三四円）ある。（八二三）

(2) 愛媛県北宇和郡吉田町奥南漁業協同組合で、二十八年風水害被害漁業者経営資金三、〇〇〇、〇〇〇円（国

補給済額四一五、四二一円）を群馬県信用農業協同組合連合会から借り入れ、被害農家に経営資金として貸し付けたこととしているが、実際は全額を組合の定期貯金とさせ、被害農家に貸し付けていない。（八三三）

（営農資金を災害に関係のない旧債権の回収に充てているもの）

(1) 北海道天塩郡遠別町遠別漁業協同組合で、二十九年北海道東南海域暴風雨漁業災害復旧資金八、五〇〇、〇〇〇円（国庫利子補給済額四二五、〇六〇円）を農林中央金庫から借り入れ、被害漁業者に貸し付けたこととしているが、実際は右資金のうち災害に関係のない旧債権の回収に充てたものが三、七七九、六二七円、組合に対する出資金、賦課金に充てたものが一、四八二、二〇二円、組合に留保していたものが三〇〇、一一六円計五、五六一、九四五円（国庫利子補給済額二七八、一三四円）ある。（八二三）

(2) 愛媛県北宇和郡吉田町奥南漁業協同組合で、二十八年風水害被害漁業者経営資金三、〇〇〇、〇〇〇円（国庫利子補給済額三五九、五〇七円）を農林中央金庫から借り入れ、被害漁業者に経営資金として貸し付けたこととしているが、実際は全額を災害に関係のない旧債権の回収に充てていた。（八五三）

（営農資金を貯金に預け入れたまま使用していないもの）

(1) 群馬県前橋市木瀬農業協同組合で、二十八年冷害被害農家営農資金四、九七一、九〇〇円（国庫利子補給済額五四一、二一一円）を群馬県信用農業協同組合連合会から借り入れ、被害農家に経営資金として貸し付け目的どおり使用させたこととしているが、実際は被害農家は一、三三二、三四八円を使用しただけで、残額

二、六三九、五五二円（国庫利子補給済額二四四、三二八円）を貯金に預け入れ、うち一、六六六、三一一円を償還に充てた以外は全く使用していない。（八三二）

(2) 静岡県小笠郡小笠町南山農業協同組合で、二十八年風水害被害農家営農資金七、二二〇、〇〇〇円（国庫利子補給済額八四九、二六三円）を静岡県信用農業協同組合連合会から借り入れ、被害農家に経営資金として貸し付け目的どおり使用させたこととしているが、実際は被害農家は四、七四四、〇九九円を使用しただけで、残額二、四七五、九〇一円（国庫利子補給済額二一二、〇六〇円）を償還準備貯金に預け入れ、うち二、一〇七、五八八円を償還に充てた以外は全く使用していない。（八四三）

（営農資金を融資の目的に反して使用しているもの）

(1) 山梨県南巨摩郡南部町睦合農業協同組合で、二十八年冷害被害農家営農資金三、二一四、〇〇〇円（国庫利子補給済額三六〇、二八〇円）を山梨県信用農業協同組合連合会から借り入れ、被害農家に経営資金として貸し付けたこととしているが、実際はうち三、二〇〇、〇〇〇円を南部町睦合中学校建築のための町債の引受に使用しており、残額一四、〇〇〇円は貸し付けていない。（八三八）

(2) 岐阜県養老郡上石津村多良農業協同組合で、二十八年風水害被害農家営農資金二、二〇〇、〇〇〇円（国庫利子補給済額二七九、九五四円）、また、同村牧田農業協同組合で同資金一、七〇〇、〇〇〇円（国庫利子補給済額二二七、三〇六円）を岐阜県信用農業協同組合連合会から借り入れ、それぞれ被害農家に経営資金として貸し付けたこととしているが、実際は両組合とも全額を一括して上石津村または村内八部落に貸し付け河川または農業用施設の災害復旧工事費の一部に使用させていた。

また、前記二組合では、二十八年冷害被害農家経営資金一、〇〇〇、〇〇〇円（国庫利子補給済額一一四、七二三円）および七〇〇、〇〇〇円（国庫利子補給済額八〇、三〇五円）についても前記同様、上石津村または村内四部落に貸し付けていた。（八四一、八四二）

(3) 静岡県浜名郡湖西町白須賀農業協同組合で、二十八年風水害被害農家営農資金二、一一〇、〇〇〇円（国庫利子補給済額二九八、六四八円）を静岡県信用農業協同組合連合会から借り入れ、被害農家に経営資金として貸し付けたこととしているが、実際は全額を二五部農会ごとに一括して貸し付けており、右部農会では三三四、〇〇〇円を組合の償還準備貯金に預け入れたまま使用せず、四四、〇〇〇円を定期貯金とし、一、七三二、〇〇〇円を水道建設工事費、共同浴場設備費、沢あん作業場の土地購入費等部落の共通経費に使用していた。（八四五）

(二) 有畜農家創設資金に対する利子補給金

（八五六） 有畜農家創設資金に対する利子補給金は、有畜農家創設特別措置法（昭和二十八年法律第二百六十号）に基いて乳牛、役肉用牛、馬およびめん羊を新規に導入する農家に対し、その導入に要する資金を農業協同組合をして貸し出させ、国が導入農家等に対し利子の一部を補給して農家の家畜導入を容易にしようとするもので、

本制度が発足した昭和二十七年度以降の融資額を累計すれば七、四〇四、五三五、〇〇〇円、これに対する国庫利子補給済額は九三八、〇九七、八一九円（うち三十一年度分二三六、八一六、六九九円）に上っている。

右融資金は、農業協同組合が農家に対し組合系統資金を貸し付けて家畜を導入させるために要する資金であって、購入価格の七割を限度として利率年一割二分五厘以内で貸し付け、一年すえ置の後、三年から五年までの年賦で償還させる取扱となっているものであるが、北海道ほか二七府県の四一四組合の融資総額四八二、二六八、〇四三円、これに対する国庫利子補給済額五八、三四〇、四七四円について検査したところ、融資金を家畜を導入した農家に貸し付けたこととして利子補給の対象としていながら、実際は農家が家畜を導入せず組合でも資金の貸付の全部または一部を行なっていないものが二九組合で融資額六、一〇九、七九七円国庫利子補給済額六一三、六四五円、貸付後農家が導入家畜を売却したまま代畜を導入していないのに依然として利子補給金を交付していたり、規定の利率を上回る利息で貸し付けたり、または規定の融資限度をこえて貸付を行なっているなど貸付方法が不当と認められるものが六〇組合で融資額八、六六二、七四三円国庫利子補給済額九五六、七四四円、利子補給金を農家に配分しないで組合で保有していたり、対象外の農家を含めて配分するなど利子補給金を目的どおり交付していないものが四五組合で国庫利子補給済額一、七六八、一九七円あり、これを合計すると北海道ほか二五府県（注）の一二八組合で一三四件、その融資額一四、七七二、五四〇円国庫利子補給済額三、三三八、五八六円に上っている状況である。

このような結果をきたしたのは、組合および農家が本制度の趣旨をよく理解していないことによるが、一方、都道府県等が有畜農家創設計画を実施するにあたり、家畜導入の緊要度および資金需要に対する調査が十分でなかったことと、導入家畜の移動状況等実情は、握についての指導に欠けるところがあったことなどによるものと認められる。

いま、前記のように不当と認められた事項のうち、おもな事例をあげると次のとおりである。

(1)　山梨県東八代郡八代町八代農業協同組合で、二十七、二十八、三十各年度に有畜農家創設資金三、一九二、〇〇〇円を農林中央金庫から借り入れ、乳牛三四頭、役肉用牛三八頭、めん羊二四頭を導入した農家に貸し付け、これに対する国庫利子補給金三四八、三〇三円の交付を受け導入農家に交付したこととしているが、実際はうち六三、九九六円を交付しただけで、残額二八四、三〇七円は組合の収益としていた。（**目的外使用**）

(2)　広島県安佐郡安佐町小河内農業協同組合で、二十八年度に有畜農家創設資金二一〇、〇〇〇円をめん羊四〇頭を導入した農家に貸し付けたこととして、国庫利子補給金二六、五五九円の交付を受けているが、実際は導入および貸付の事実がない。（**不貸付**）

(3)　鹿児島県薩摩郡高城村高城農業協同組合で、二十七、三十両年度に有畜農家創設資金四〇九、六〇〇円を農林中央金庫等から借り入れ、役肉用牛二二頭を導入した農家に貸し付け、これに対する国庫利子補給金四二、三八五円の交付を受けているが、実際は貸付にあたり規定の利率を上回る年一割四分六厘で貸し付けて

いた。（不当貸付）

（注）北海道、岩手、宮城、秋田、山形、福島、群馬、新潟、富山、福井、山梨、岐阜、愛知、三重各県、京都府、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、鹿児島各県

（食糧管理特別会計）

昭和三十一年度決算額は、歳入八千六百三十三億九千六百余万円、歳出八千五百三十三億七千六百余万円で、事業損益においては百六十億三千七百余万円の損失となっている。これは主として米麦の売渡価格に買入原価を十分に見込むことができなかったことによる売却損および評価損が多かったことによるものである。

本特別会計において三十一年度中に取り扱った主要食糧は、左のとおり

買入		千トン
内地米		三、九五四
外米		五五八
計		四、五一二
内地麦		七九五
外麦		二、二一九
計		三、〇一四

売渡		千トン
主食用米		四、三一二
同麦		二、七三七
計		七、〇四九
加工その他用米		三二〇
同麦		五八
計		三七八
米売渡合計		四、六三二
麦売渡合計		二、七九五

となっていて、米穀の買入は、前年度の内地米四百五十三万余トンおよび外米百二十九万トンに比べいずれも減少している。このように減少しているのは、内地米においては三十一年産米が前年ほど豊作でなかったこと、外米においては前年度に準内地米を多量に買い付けたことにより持越量が多量であったため購入をつとめてさし控えたことによるものである。

しかして、三十一年度において支出した経費は国内食糧買入費三千二百九十六億五千余万円、外国食糧買入費千百八十二億八千五百余万円、農産物等買入費百五十一億二千五百余万円をおもなものとし、その他これら食糧の集荷、運搬、保管等に要する管理費二百六十一億六千七百余万円および事務費九十二億六百万円と食糧証券の償還等に充てるため国債整理基金特別会計に繰り入れた三千五百三十七億四千八百余万円等総額八千五百三十三億七千六百余万円となっている。

右経費の財源には、食糧売払代四千七百三十五億千六百余万円、農産物等売払代百二十五億千百余万円、本特別会計の累年損失補てん等のためとして一般会計から受け入れた四十五億千八百余万円および食糧証券収入三千五百九十八億九百万円等総額八千六百三十三億九千六百余万円を充てている。

本院において、食糧等の買入、売渡、運送、保管および加工の状況を食糧庁および北海道ほか二九食糧事務所について実地に検査した結果、アメリカ産とうもろこしの購入価格および古麻袋の売渡価格の決定当を得ないもの、運送賃の支払にあたり過渡となったものがある。

不当事項

物　件　（八五七）（八五八）

（八五七）　アメリカ産とうもろこしの購入契約にあたり処置当を得ないもの

（項）農産物等買入費

食糧庁で、昭和三十一年九月から三十二年三月までの間に、丸紅飯田株式会社ほか一二会社からアメリカ産とうもろこし五六、一一六トンを一、六二四、〇四五、一二五円（うち三十二年度分二七七、七八五、七八一円）で購入しているが、契約方法が当を得ないため約千六百万円が不経済となっている。

右購入価額のうちには海上保険料として三二、三〇四、二八三円が含まれているが、この保険料はメイズ・プール料率協定によって、各船積ごとに損害が発生しなかった場合には保険会社から保険料の半額のもどしをすることになっており、現に、前記会社はいずれも本件購入について損害が発生しなかったため安田火災海上保険株式会社ほか四会社から保険料の半額のもどしを受けている。保険料にこのようなもどしのあることは契約当時判明していたものであるから、本件購入契約にあたり前記もどしを国に帰属させることを条件としていたとすれば約千六百万円を節減することができたものである。

（八五八）　古麻袋の売渡価格の決定当を得ないもの

（項）食糧売払代

兵庫ほか四五食糧事務所（注）で、昭和三十一年度中、食糧を売り渡した米穀おろし売販売業者および製粉精麦業者に、その包装用ガンニー古麻袋三一、〇八五、九五六枚を一、二五一、三六二、一八三円で売り渡しているが、市場価格の上昇を考慮しなかったため約一億二千万円が低額となっている。

右古麻袋の売渡価格一枚当りガンニー大型乙四五円、丙三九円、小型乙三五円、丙三二円は食糧庁が三十一年二月市場価格から前記業者において空袋のこん包、金利等に要する経費を控除して算定したものであるが、古麻袋の価格は三十一年四月ごろから逐次上昇し、七月当時においては前記経費を控除すれば一枚当り大型乙五〇円、丙四三円、小型乙四三円、丙三八円となっていて一枚当り四円から八円程度の値上りを示している状況である。

本件古麻袋の大部分は麻袋業者が買い受けて修理のうえ食糧庁に売り渡すものであり、当局では古麻袋の売渡価格の引上げは買入価格の高騰を招くものとしてその売渡価格をすえ置いたものであるが、元来、麻袋業者の古麻袋販売価格は、麻袋の需給関係およびかます、紙袋等の代替包装資材の取引価格との関連において成立するものであり、食糧庁で古麻袋を市場価格より低価に売り渡したことによる市場価格との差額は結局前記米穀おろし売販売業者等の利得となっている状況であるから、本件古麻袋の売渡にあたっては適宜売渡価格を改

定すべきであったと認められる。

いま、仮に三十一年七月以降売渡の分二一、八四〇、七一五枚八七九、〇一二、〇六六円を七月当時の市場価格によったとすれば一、〇〇二、六二九、九三六円となり、約一億二千万円高価に売り渡すことができた計算となる。

（注）北海道、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、島根、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島各食糧事務所

是正させた事項

役　務

（八五九）　食糧の運送賃が過渡となっていたもの

（項）食糧管理費

食糧庁で、昭和三十一年度中、日本通運株式会社に内地米麦一、三一五、一七四俵の船舶および仲継輸送に要した運送賃として一一二、一一六、八二八円を支出しているが、右運送米麦のうちには運送賃が俵包装のものより低価なかます包装のものが三三七、八四五かます含まれているからその運送賃は一一七、四六五、六七五円であるのに、前記金額を支払ったため三、六五一、一五三円が過渡となっていたので注意したところ、三十二年十一月までに全額を返納させた。

（農業共済再保険特別会計）

不当事項

保　険

（八六〇）（八九八）　農業共済保険事業の運営が適切でないもの

農業共済再保険特別会計農業勘定の昭和三十一年度決算額は、歳入九十三億四千三百余万円、歳出八十二億五千余万円で、十億九千二百余万円が歳入超過となっているが、事業損益についてみると八億四千余万円の損失となっている。これは主として、三十一年産水稲では、再保険料収入五十四億九千二百余万円に対し再保険金の支払が五十億四百余万円（うち北海道三十八億六千三百余万円）にとどまったため差引四億八千七百余万円の利益となっているのに、蚕繭では、春蚕繭の被害がじん大で、再保険料収入二億四千六百余万円に対し再保険金支払が十五億六百余万円の多額に上ったため差引十二億六千余万円の損失を生じ、また、陸稲において一億千余万円の損失を生じていることによるものである。

本特別会計開設以来三十一年度までの損益をみると、一般会計および食糧管理特別会計から累計四百九十三億七百余万円（うち三十年度八十四億九千百余万円、三十一年度八十一億二千百余万円）の共済掛金国庫負担

金を繰り入れているにもかかわらず、累計百九十九億九千四百余万円の損失となっており、この損失補てんのため一般会計から百九十億千二百余万円の多額を本会計に繰り入れている。このほか、一般会計から毎年多額の農業共済事業事務費負担金を支出しており、三十一年度までの総額は百四十九億四千二百余万円（うち三十年度二十三億千余万円、三十一年度二十二億九百余万円）に達している。

このように多額の国費が支出されている事情にかんがみ、本院においては二十九年以降事業の主体をなしている主要農作物共済に関し、掛金の徴収が適期、適切に行われているか、共済金はその全額が組合員に正当に支払われているか、保険金請求に際し被害の評価および府県農業共済組合連合会への報告は事実に即して行われているかなどについて調査を実施した。その結果は、二十八年度以降毎年度の検査報告に掲記したとおりであるが、本年においても引続き北海道ほか三三府県の三一四農業共済組合の経理につき調査を行なったところ、従来と同様、共済金の経理当を得ないと認められるものが、一六一組合で二四八、四四九、七七八円（国庫負担推定額一億千九百万円）の多額に上っており、これを不当の態様別に示すと次表（折込）のとおりである。

右は、いずれも組合において共済金の全部または一部を支払わないもの、もしくはこれを正規の基準によることなく被害三割未満の耕地をも含めて耕地面積に応じ均等割等で支払ったもので、これら不当に経理された共済金等のうち組合員に実際に支払われたものは一七九、一一六、一七〇円にすぎず、残額七〇、八四四、二八二円は二六、八三〇、六五七円を組合の未収掛金、組合経費賦課金等と相殺し、四四、〇一三、六二五円を目的外に

の農業共済事業事務費負担金を支出しており、三十一年度までの総額は百四十九億四千二百余万円（うち三十年度二十三億千余万円、三十一年度二十二億九百余万円）に達している。

このように多額の国費が支出されている事情にかんがみ、本院においては二十九年以降事業の主体をなしている主要農作物共済に関し、掛金の徴収が適期、適切に行われているか、共済金はその全額が組合員に正当に支払われているか、保険金請求に際し被害の評価および府県農業共済組合連合会への報告は事実に即して行われているかなどについて調査を実施した。その結果は、二十八年度以降毎年度の検査報告に掲記したとおりであるが、本年においても引続き北海道ほか三三府県の三一四農業共済組合の経理につき調査を行なったところ、従来と同様、共済金の経理当を得ないと認められるものが、一六一組合で二四八、四四九、七七八円（国庫負担推定額一億千九百万円）の多額に上っており、これを不当の態様別に示すと次表（折込）のとおりである。

右は、いずれも組合において共済金の全部または一部を支払わないもの、もしくはこれを正規の基準によることなく被害三割未満の耕地をも含めて耕地面積に応じ均等割等で支払ったもので、これら不当に経理された共済金等のうち組合員に実際に支払われたものは一七九、一一六、一七〇円にすぎず、残額七〇、八四四、二八二円は二六、八三〇、六五七円を組合の未収掛金、組合経費賦課金等と相殺し、四四、〇一三、六二五円を目的外に

道府県名	調査済共済組合数	調査済共済金額	共済金を組合員に全く支払わないもの		共済金の一部を組合員に支払わないもの（うち目的外に使用した額）		共済金を補償対象外の被害三割未満の耕地をも含めて配分しているもの		計	
			組合数	共済金額	組合数	共済金額	組合数	共済金額	組合数	共済金額
		千円		千円		千円		千円		千円
北海道	一九	五四五、〇二〇			三	一、七〇四（六〇七）	一	五六、九	四	二、二七四
青森県	四	二、二七四								
岩手〃	六	二三二、七六七			三	五、七四〇（三四一）	一	二八六	四	六、〇二六
宮城〃	四	一六、四七二			一	七〇一（五八二）			一	七〇一
秋田〃	一二	一二、三三二			一〇	一〇、七六〇（二、六九七）	一	一、二一八	一一	一一、九七八
山形〃	二	四、四七二			一	一、四五六（七一）	一	一、五三四	二	二、九九〇
福島〃	六	一一、五四四			三	二、九一九（七五六）	三	一、〇九四	六	四、〇一三
茨城〃	四	二、二一五					三	二、一四二	三	二、一四二
群馬〃	一四	二三、五一六			一	一、五一四（一七）	三	四、一七四	四	五、六八九
千葉〃	四	五、六九二			二	二、五〇四（二、二一）	一	八六七	三	三、三七二
富山〃	八	三一、七七八			二	五、五四〇（三、七二九）	三	五、八七三	五	一一、四一三
石川〃	七	一一、二二九			三	四、六三〇（二、八九二）	二	三、〇七四	五	七、七〇四
福井〃	二〇	二二、四三八			六	五、七九三（一、六五六）	一二	六、七二七	一七	一二、五二〇
山梨〃	七	七、四九〇			三	三、三七四（七八）	一	一五	四	三、四九〇
岐阜〃	一一	二二、七七七			九	一八、〇九五（四、九八七）	一	一、〇八四	一〇	一九、一八〇
静岡〃	二三	五四、九二八			一一	一九、五八五（四、一八五）	四	七、八一三	一五	二七、三九八
滋賀〃	五	七、三二一			一	二、二六五（一、一七九）			一	二、二六五
大阪府	四	一五、一三七	一	一、〇四六	二	九、六五三（九、六二四）			三	一〇、七〇〇
兵庫県	四三	一二、八五九			四	一、〇五七（七一一）	九	一、七四七	一三	二、八〇五
奈良〃	六	一一、七七五			一	四九六（一二六）			一	四九六
和歌山〃	九	七、九九七			三	九四七（八六一）			三	九四七
鳥取〃	一〇	三、〇四五	一	七九					一	七九
島根〃	七	一四、二九一			三	三、七八四（一、一〇一）			三	三、七八四
岡山〃	二七	一三、九五二					三	八四九	三	八四九
広島〃	一	三〇五			一	一二八（一二八）			一	一二八
山口〃	一	六二			一	六二（六二）			一	六二
徳島〃	一二	二〇、九四三			一	一、九九三（五九）	二	四、七六	三	四、四六九
香川〃	三	一〇、六八九			一	三、二五九（一九〇）	二	三、九一二	三	七、二七二
愛媛〃	二四	三〇、六三六			一	一〇、二八九（五、〇〇九）	二	一〇、三四七	二四	三〇、六三六
鹿児島〃	三	六、四四〇			一	一、一三二（八二二）	一	一、三七六	二	三、五〇八
計	三〇六	九五二、四一九	二	一、二二六	八八	一三〇、四九二（四二、八八七）	七一	一一六、八三〇	一六一	二四八、四四九

使用していた。また、組合が共済金を連合会の決定どおり支払っている場合においても、なお、部落において
これを組合員から回収して、独自の基準で再配分していたり、個人に全く支払うことなく後年度掛金の準備金
として積み立てていたり、または共通経費に使用しているなど、共済金が部落において不当に経理されている
ものが多数見受けられている。

なお、三十年度までの検査報告に掲記した事項のうち、当局において変則払等の不当経理を是正し正規の支
払を行なった旨回答のあった組合について宮城ほか一七県の四一組合を調査したところ、実際に是正している
ものはほとんどなく、その後においても共済金を連合会に請求するにあたり損害を過大に報告し実際の評価を
上回る保険金を受領していたり、共済金の全部もしくは一部を組合員に支払わないで目的外に使用していたり、
またはその後の事業を全く休止しているものがあり、とくに改善されているとは認められない状況である。

以上の結果から考察すると、本制度は法の期待する正規の運営が実施されているとは認められない実情であ
るが、これは、損害率のは握が困難な農作物を対象とし、しかも、引受単位も個々の農家の一筆ごとの耕地で
あって、常襲被害地と無被害地があるにもかかわらず、これを同一条件のもとに一律に掛金を決定するほかな
く、無被害地の所有者等はその掛金が掛捨となることから掛金納入に非協力であり、また、その他の農家も
掛金、賦課金等が高額であるにもかかわらず災害発生時の補償額が少ないため制度に対する関心が薄く、結
局、掛金の納入をきらう傾向をきたしており、末端の市町村組合は未収掛金の補てんに苦慮し、なかには過大

使用していた。また、組合が共済金を連合会の決定どおり支払っている場合においても、なお、部落において
これを組合員から回収して、独自の基準で再配分していたり、個人に全く支払うことなく後年度掛金の準備金
として積み立てていたり、または共通経費に使用しているなど、共済金が部落において不当に経理されている
ものが多数見受けられている。

なお、三十年度までの検査報告に掲記した事項のうち、当局において変則払等の不当経理を是正し正規の支
払を行なった旨回答のあった組合について宮城ほか一七県の四一組合を調査したところ、実際に是正している
ものはほとんどなく、その後においても共済金を連合会に請求するにあたり損害を過大に報告し実際の評価を
上回る保険金を受領していたり、共済金の全部もしくは一部を組合員に支払わないで目的外に使用していたり、
またはその後の事業を全く休止しているものがあり、とくに改善されているとは認められない状況である。

以上の結果から考察すると、本制度は法の期待する正規の運営が実施されているとは認められない実情であ
るが、これは、損害率の把握が困難な農作物を対象とし、しかも、引受単位も個々の農家の一筆ごとの耕地で
あって、常襲被害地と無被害地があるにもかかわらず、これを同一条件のもとに一律に掛金を決定するほかな
く、無被害地の所有者等はその掛金が掛捨となることから掛金納入に非協力であり、また、その他の農家も
掛金、賦課金等が高額であるにもかかわらず災害発生時の補償額が少ないため制度に対する関心が薄く、結
局、掛金の納入をきらう傾向をきたしており、末端の市町村組合は未収掛金の補てんに苦慮し、なかには過大

な被害報告により取得した付増保険金をこれに充てるなどして収支を合わせるような経理を行なっているものもある。

いま、検査の結果判明した不当経理のうち、とくに不当と認められる共済金目的外使用が一組合当り二十万円をこえるものをあげると別表第六のとおり三九組合で目的外使用額四〇、五四四、二五一円になっているが、その代表的な事例をあげると次のとおりである（各項末尾の（　）内の数字は別表第六に掲記した番号を示す。）。

（共済金の全部を組合員に支払わず、また、掛金も徴収していないため制度が農民から遊離しているもの）

(1)　大阪府富田林市農業共済組合で、三十年産水稲共済金九六〇、五八七円、三十一年産麦共済金八六、〇八六円計一、〇四六、六七三円を被害三割以上の耕地に対し損害評価書どおり支払ったこととしているが、実際は全く支払っていないばかりでなく、掛金も全く徴収せず、共済金を別途に経理し、三十一年産水稲共済掛金、賦課金に八〇三、六九〇円、建物保険料に一一〇〇、〇〇〇円を充て、残額四二、九八三円は組合の雑費に使用していた。**（八八六）**

（組合が損害評価額を上回る申請をして実評価額以上の過大な保険金を受領し、これを組合員に配分しないで組合の経費等に使用しているもの）

(1)　石川県珠洲市三崎（旧珠洲郡三崎村）農業共済組合で、二十九年産水稲保険金を県農業共済組合連合会に対し請求するにあたり、実際の組合評価は被害三割以上の耕地七四町六反共済金一、一三八、四二二円であるのに、これを九二町八反一、四九三、六五四円と金額において三五五、二三二円を付増しして報告し、同連合会から七〇町一、二七五、〇〇〇円と決定を受けて実際の評価額以上の保険金一、一四七、五〇〇円を受領しているばかりでなく、共済金一、二五四、六〇〇円を損害評価書どおりの被害面積七〇町に対し支払ったこととしているが、実際はうち一、〇一三、四九九円を組合独自の評価により五九町一反に支払っただけで、残額二四一、一〇一円は別途に経理し組合の雑費、慰労費等に充てていた。**（八六八）**

(2)　静岡県小笠郡大須賀町（旧大渕村）農業共済組合で、二十九年産水稲保険金を県農業共済組合連合会に対し請求するにあたり、実際の組合評価は被害三割以上の耕地五五町三反共済金一、〇四一、〇五四円であるのに、これを七九町三反二、〇〇五、一八四円と金額において約二倍に付増しして報告し、同連合会から請求どおり実被害額を上回る決定を受けているばかりでなく、共済金一、八八四、八七三円を損害評価書どおり被害面積七九町三反に対し支払ったこととしているが、実際は前記五五町三反に一、〇四一、〇五三円を支払っただけで、四〇六、四二〇円は引受面積一七三町二反に対し均等割で配分し、残額四三七、四〇〇円はうち四五、四〇〇円を生命共済掛金に充て、三九二、〇〇〇円は共済掛金の財源としていた。**（八八一）**

（共済金の一部を組合員に支払わないで帳簿外に保有し、これを目的外の経費に使用しているもの）

(1)　秋田県由利郡仁賀保町（旧小出村）農業共済組合で、三十年産水稲共済金二、四三二、六四八円を損害評価書どおりの被害面積五九町九反に対し支払ったこととしているが、実際は一九町に対し組合独自の評価により

一、一〇〇、七五〇円を支払っただけで、残額一、三三一、八九八円は職員名義の貯金として帳簿外に経理し、うち三九五、二〇〇円を見舞金として七部落に、一三六、三五四円を部落運営費として一六部落に面積割で配分し、六〇、〇〇〇円を役員の記念品代に使用し、七四〇、三四四円を保険料、諸経費等の財源に充てていた。**（八六五）**

(2) 岐阜県不破郡垂井町（旧宮代村）農業共済組合で、二十九年産水稲共済金二、五二〇、九四二円、三十年産水稲および麦共済金三七一、〇九六円計二、八九二、〇三八円を被害三割以上の耕地に対し損害評価書どおり支払ったこととしているが、実際は組合独自の評価により九二七、七三七円、引受面積に対し均等割で一、五三〇、六九五円計二、四五八、四三二円を支払っただけで、残額四三三、六〇六円は帳簿外に経理していた。

しかして、同組合は二十九年九月以降このような経理を行い、帳簿外に経理した資金を建物共済掛金、賦課金、農業協同組合指導部事業運営費、動力散粉機購入費等に使用し、五二、八二一円を保有していた。**（八七六）**

(3) 愛媛県今治市河南（旧越智郡桜井町）農業共済組合で、二十九年産水稲および麦共済金二、七〇一、六二一円、三十年産水稲および麦共済金三四五、〇五〇円、三十一年産麦共済金二八三、七九四円計三、三三〇、四六五円を被害三割以上の耕地に対し損害評価書どおり支払ったこととしているが、実際は組合独自の評価により一八七、五八五円、作付面積割で七九八、八四五円計九八六、四三〇円を支払っただけで、残額二、三四四、〇三五円は別途に経理していた。

しかして、同組合は二十二年設立当初から掛金、賦課金を全く徴収せず、共済金の全額を別途に経理し、その額は一五、八四九、一五六円に上っているが、うち共済金として支払ったものは五、五〇四、六四六円にすぎず、その他は共済掛金、賦課金に六、八五三、一八八円、誘蛾燈購入費等に一、〇五七、九七〇円、農業協同組合賦課金に三八三、〇〇〇円、組合の経費に一、五八九、二一六円を使用し、四六一、一三五円を保有していた。**（八九四）**

（検査報告掲記事項の事後処理が適切でなく、その後も改善されていないもの）

(1) 福島県安積郡喜久田村農業共済組合で、昭和二十八年度決算検査報告（二四一ページ参照）に掲記したとおり、二十八年産水稲共済金一三、九一八、四九三円を被害三割以上の耕地四〇四町七反に対し損害評価書どおり支払わず、うち六、八五一、四八二円を組合独自の評価により、六、八一五、三五五円を引受面積に対し均等割で配分し、これから寄付金その他三二八、六七〇円、未収掛金、賦課金一、〇九二、二八〇円を差し引いた一二、二四五、八八七円を支払っただけで、配分しなかった共済金二五一、六五六円は組合で保留していたので、二十九年八月本院が注意したのに対し、保留額および寄付金五八〇、三二六円のうち五七六、七二六円を共済金として追加支払した旨回答があったが、三十二年六月再調査したところ、実際は上記の処置を全くとっていないばかりでなく、二十九年産水稲保険金を県農業共済組合連合会に請求するにあたっても、実際の組合評価は被害三割以上の耕地六町八反五七、九五九円であるのに、これを八四町八反七一五、三六〇円と金額

において一二倍以上に付増しして報告し、同連合会から七二町三反六四七、七〇〇円と決定を受けて実際の評価額以上の保険金五八二、九三〇円を受領し、共済金六四七、七〇〇円の配分にあたっては、うち五七、九五九円を被害割で支払っただけで、残額五八九、七四一円は引受面積六三九町一反に対し均等割で配分し、これから未収掛金、賦課金四〇五、一九五円を差し引き、二四二、五〇五円を支払っていた。（八六六）

(2)　受媛県越智郡清水村農業共済組合（現在今治市河南農業共済組合）では、昭和三十年度決算検査報告（一九七ページ参照）に掲記したとおり、二十八年産水稲共済金および麦保険金二、六九八、七六八円を別途に経理し、うち三六〇、七三一円を支払っただけで、その他目的外に使用したものを差し引いた残額は、二十四年度以降同様な経理をしたものの残額と合わせて二、四五五、六二六円に上っていたので、二十九年六月本院が注意したのに対し、別途貯金全額を共済金として支払い、二十四年度からの変則払を是正し損害評価書どおり共済金の再配分を行なった旨回答があったが、三十一年八月再調査したところ、実際は全く再配分を行なっていないばかりでなく、二十九年産水稲および麦共済金八〇七、六八一円、三十年産麦共済金二四九、五四六円計一、〇五七、二二七円についても一八〇、六四五円を支払っただけで、残額八七六、五八二円は従来と同様別途に経理していた。

このように前回注意したにもかかわらず、その後も改善の跡がみられないので重ねて注意を促したところ、二十四年以降三十年産麦までの前回精算しなかった分を含めた是正再精算支払額二、四四四、五〇七円を算出し、この財源として前記違法経理の使用残額七四二、三六三円に、農業協同組合の出資金に充当した四九七、六三一円および前回未処理の目的外使用額等一、二〇四、五一三円を合わせ計一、七〇二、一四四円を農業協同組合および農家から返納させ、または徴収して再精算を行なった旨の回答があったので、さらに三十二年六月再調査したところ、今回も再精算を全く行わなかったばかりでなく、三十年産水稲共済金一一五、四五九円および三十一年産麦共済金二七〇、四八六円計三八五、九四五円も正規の支払をすることなく、七一、九六一円を組合独自の評価により支払い、残額三一三、九八四円は従来と同様別途に経理していた。（八九五）

（開拓者資金融通特別会計）

不当事項

その他

（八九九）
（九〇四）

開拓者資金の貸付後の管理当を得ないもの

仙台ほか四農地事務局（注）で、開拓者の経営に必要な資金として開拓農業協同組合を通じて貸し付けた開拓者資金のうちその全部または一部が組合員に貸し付けられることなく、開拓農業協同組合の旧債償還財源の一部に充てられたり、県開拓農業協同組合連合会の資金となっているなど貸付後の管理が不十分と認められるものが

五、二四八、五八〇円あり、そのうちおもなものをあげると左のとおり六件四、二四六、〇〇〇円である。

（注）仙台、東京、金沢、京都、岡山各農地事務局

	農地事務局	組合名	貸付年度	資金	貸付額	同上のうち不当貸付額	摘要
（八九九）	仙台	宮城県栗原郡金成町開拓農業協同組合	三一	営農	円 三五〇、〇〇〇	円 三五〇、〇〇〇	組合の旧債償還財源
（九〇〇）	同	福島県岩瀬郡鏡石村岩瀬開拓農業協同組合	三〇、三一	同	二、一六七、〇〇〇	三九五、〇〇〇	同
（九〇一）	京都	愛知県豊橋市大清水開拓農業協同組合	三一	営農、家畜	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	同
（九〇二）	同	愛知県豊橋市天伯原開拓農業協同組合	三〇、三一	同	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	同
（九〇三）	同	愛知県渥美郡渥美町岬開拓農業協同組合	三一	同	六〇一、〇〇〇	六〇一、〇〇〇	同
（九〇四）	同	愛知県東春日井郡旭町本地ケ原開拓農業協同組合	三〇	営農	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	同
計					六、〇一八、〇〇〇	四、二四六、〇〇〇	

（国有林野事業特別会計）

昭和三十一年度決算額は、歳入五百十六億三千余万円、歳出三百八十三億六千八百余万円で、事業損益においては三十七億八千五百余万円の利益となっている。

しかして、立木処分および直営生産事業においては、立木で三千九百三十二万余石を処分し、直営により二千六百六十二万余石を伐採し、素材千七百十九万余石、製材十万余石等を生産して事業費百三十四億七千四百余万円、造林事業においては事業費四十九億七千六百余万円、林道事業においては事業費五十七億三千余万円を支出している。

北海道における二十九年台風による被害木は約七千万石の大量に上り、その処理には諸種の困難が予想されたが、このうち利用可能のもの約六千万石について三十一年度までに約四千八百万石（三十一年度分千九百七十八万余石）を処理した。これは利用可能のものの八一％に当りほぼ予定の実績をあげている。

不当事項

物件

（九〇五）　用途を指定して立木を売り渡すにあたり処置当を得ないもの

旭川営林局士別営林署で、昭和三十年十一月、随意契約により陸上自衛隊旭川部隊駐とん地司令衣川某に、風害木とどまつほか七種二、〇一三石を同部隊の演習用材に使用する条件で七〇〇、〇〇〇円で売り渡しているが、実際は買受人は木材業者の依頼を受けて買受申込をしたもので、事実上の買受人である木材業者によりこれを一般用材として他に転売されているばかりでなく、当該売渡材を伐採するに際し、売渡数量以外に五、七

五四石評価額二、七九四、九三二円が不法に伐採されている。

右は、衣川某が前記部隊用物件の購入について権限がないのに同部隊駐とん地司令の名義により不実の買受申込書を提出したのに対し、購入契約締結権限の有無、使用目的等について調査しないで、漫然と用途指定売渡を行なったばかりでなく、売渡後の注意が十分でなかったことによるものでその処置当を得ない。

役　務

（九〇六）　風害木の輸送契約にあたり処置当を得ないもの

（項）事業費

旭川ほか三営林局（注）で、昭和三十一年度中、随意契約により日本通運株式会社ほか三会社に風害木一、三九五、三二六石の運送を請け負わせ総額三九一、九七五、四二七円を支出しているが、契約方法が当を得なかったため約六千五百九十万円が不経済となっている。

右運送賃のうちには鉄道納金として二二一、七〇四、二〇三円が計上されているが、これを前記各会社が本件輸送のため日本国有鉄道に対して支払った一七〇、一〇五、八三七円に比べると五一、五九八、三六六円の開差を生じている。このように著しい開差を生じたのは、木材の車扱運賃については貨車の標記トン数に対し減トンの特定があるのに、これをほとんど考慮することなく標記トン数により運賃を計算して契約したことによるものであるが、元来、この種の運送にあたっては実費精算払として契約するのが通例であるから、本件契約にあたっても、鉄道納金は荷送人が日本国有鉄道から交付される貨物通知書による運賃を支払うような処置をとるべきであったと認められる。

また、積おろし料、移送料等の通運事業料金として九七、三一九、八二四円が計上されているがこのうち標記トン数二〇トン以上の貨車を使用した百十五万三千余石、この料金八〇、〇四六、〇五三円についても減トンの特定が適用されるものであるのにこれによって料金を支払うこととしていなかったため一四、三八〇、四〇九円が過大に支払われた結果となっている。

（注）旭川、北見、札幌、帯広各営林局

第七　通商産業省

（一般会計）

不当事項

補助　金（九〇七）―（九一七）